

らせて盗出し、煙のいとくらきに來にけり。東河原をいでて行ければ、草の上をきたりける火のこを、かれに何ぞと問ひたまふ、行先多く火まわりければ、御よしある所もしらで、はやよねさへいとふいみじく、雨もしよぼく降ければ、拜殿に付居にたる。はや火も消なんとおもひつゝいたりけるに、御所はや一なでに焼にけり、あなやといひけれど、風烈しく吹けり。やうく夜更行に、見れば新御殿もなし、あしずりをしてなけどかひなし。白絲か何ぞと人の問ひし時

しんこといひてくわまし物を

熊野の謠

清涼殿の春の日の火事、心をくだく端となり、岡崎村の明日の夜の火、いはれなきにしもあらず、末寺末社の諸神如來も、類火の難儀は逢給はず、過にし二月の比申し事には、何とやらん此春は風吹あへる、いかのぼり子孫に遊べる、家をだに焼もやせん

と、心こはき老のねぎめの用心も、あわのごとくに成にけり。只しかるべくば御公儀へ申、少の御かねを給りて、今一度たてさせおはしませ。

焼ぬればあらぬつひへのあるといへば

彌見まくほしきかね哉

とふるくぎまでも賣^買あつめ、なべとなたととはとめをく。

さてもこの火事と申はく、おにはらのなかまたち、そのりをてがらにいひたて、四條に住たまふ錢座の出せし火事也、扱大錢はさらぬりもなかりけり、ちよもと祈る小錢ぞとよみしことこそ哀なれ。

頼政になをして

實や遠國にて聞及にし京の火事、町の姿の御所げしき、見所もなき類火かな、哀れ焼出されの來候へかし。

シ^シなふく旅人は何事を仰候ぞ、^ッ此度初て火

事見物の者にて候、此類火におふて名ある御方、残りなく御教へ候へ、^{シテ}類火には逢候へども、賤敷町の焼出されなれば御所方とも公家がたとも、白雲の京の内に、武家と火消は有ながら、防ぎかねたる大火事に、賀茂あたり迄やければ、何と答申べき、^ッいや左様には承り候へども、類火に逢し人にて候ぞ、^シさればこそまませば、御心にくくこそ候へ、先火を出したる家は何くの程にて候ぞ、^{シテ}さればこそ火事の事、近御尋あれ、火を出したる家は、都の未申の方姉小路と人は言なり、人はいふなりとこそ慥に申候へ、我はしらす也、^ッ「あれに一村の森の見える候は、雲林院候か、^{シテ}さん候、雲林院とも申、又比丘尼御所とも申なり、^ッ「あれに見えたる小さき堂の候は、^{シテ}あれ社六角堂の焼残り、^ッ向ひに見えたる寺は、いにしへ一遍上人の御札を廣めし寺候な、^{シテ}なふく旅人あれ御覽せよ、名にもにす都の町の小屋杯はく、わ

らぶきの家にこもたれて、風吹あへる土石とか、町も御所もおぼろくとして、せひに叶はぬ氣色かな、實や情なき都の町は、こじき都や、聞しに増る類火哉く。

一、三月廿一日、大坂加番被^シ仰付候。

諏訪安藝守 堀大和守 米倉主計

一、同廿五日、御本丸西丸御書院番へ御番入。

^{寄合}より久世三之丞向三田新五郎、外二十七人^{小普請}組より

一、三月朔日の事、松平美濃守殿裏門の内にて、薬師寺立花宗仙院乗物よりをり通り申候處、小栗西倫六尺、井戸ぶたに足をなげ出し寢申候、宗仙院とがめ被^シ申候所に、口答申候とて、小脇差にて六尺を切申候處、元より宗仙院てんぼうにて、おもふ儘にも難^シ成く、美濃殿は不^レ被^シ申分^一の由、西倫立腹、宗仙院と不通の由。

むやくし、はな^カ立花の片手打

さうせんとてもひけに成まい

一、三月廿七日、上使松平美濃守以、尾張殿御妹いそ姫様御養子に被_レ仰出_一候、即日御本丸被_レ爲_レ入候、翌廿八日恐悦總出仕在_レ之、松姫君様と御改被_レ成候。

一、四月朔日御役替

一、御勘定頭戸川日向守跡

平岩若狭守

一、御持弓頭若狭守跡

中坊長左衛門

一、御先手

加藤太郎左衛門

一、御徒頭太郎左衛門跡

三宅大學

一、四月九日、松姫君様、松平加賀守嫡子松平若狭守へ御縁組被_レ仰出_一候、翌十日、右恐悦總出仕在_レ之、西丸へも同斷。在國在邑面々よりは、五萬石已上は使者、五萬石以下は以_レ飛札、御祝儀可_レ申上_一旨。

一、當春京火事、世上時花の狂歌、

公家はやけ火消はうつけ地げはこけ

地にはへる毛はもつけ成らん

勘略をかなにてかけばかむりやく

それからおこる京の大やけ

一、四月十三日、長谷の隠居新休庵へ初て被_レ爲_レ成候。

一、四月十五日御役替

一、御先手大久保備右衛門代

秋元小左衛門

一、御書院番與頭秋元小左衛門跡

久留島齋宮

一、先頃の事か、吉原の傾城へ或坊主ふかく通ひ、其後死申候、其一念蜘蛛と成、かの女の側を離れ不_レ申由、江戸中評判也。

一、北丸御普請地形専ら也、御手傳阿部對馬守、脇坂淡路守、鍋島紀伊守。

あへちこくむけんの鍋の底ぬけて

金はわき坂下はこくらく

こくらくといはせておゐてわちがひや

てんの皮やらうその皮やら

一、五月朔日、北丸御地形手傳三人御免、御褒美被_レ下、爲_レ代被_レ仰付_一候衆、南部主馬、松浦壹岐守、中川因幡守。

一、同六月、駿河在番被_レ仰付_一候。

小笠原佐渡守 花房左京 岡部兵庫

一、同十四日、京都御普請御手傳御用被_レ仰付_一候。

禁裏御殿奉行、建部内匠頭、大久保甚右衛門、春日

内藏助、小笠原七右衛門

御手傳二十一有馬玄蕃頭

仙洞御所奉行、山岡遠江守、三島清左衛門。

御手傳五萬石松平中務大輔一萬五千石京極甲斐守二萬石餘

分部若狭守

女院御所、前に同斷。

院御所奉行、成瀬吉右衛門、伊丹覺左衛門

御手傳六萬五千石京極若狭守二萬五千石木下肥後守、同斷

池田内匠

中宮御所、前に同斷。

一、此比、北丸狐狩被_レ仰付_一候、總體先頃より御城中妖怪の沙汰色々説中候。

一、四月六日、七日の宵月夜候處、又曉に東の方に月

出候よし、總て此比月の出入狂候の由。

一、此頃、堺町へ大坂より山本飛驒下り操仕候。

一、五月、相州六里四方へ甘露降候由。

一、五月、大久保淡路守組佐々伊織と申仁、頭へも不_レ知參宮被_レ致候、伊織儀遠島被_レ仰付_一候、忌懸り一類遠慮被_レ仰付_一候、頭も御目見遠慮。

一、五月廿六日、寺社奉行堀丹後守御役不相應に付御免。

一、六月九日、館林城取に付、御金五千兩被_レ下候、松平出羽守。同日、城主被_レ仰付_一候、小笠原大學。

一、同月十九日、禁裏御殿御手傳被_レ仰付_一候有馬玄蕃頭知行所就_レ損毛_一御免、爲_レ代本多能登守、松平丹波守、龜井隱岐守。

一、六月廿三日

一、御小姓組番頭阿部壹岐守大目付安藤筑後守伊勢奉行長谷川周防守御普請奉行甲斐庄喜右衛門御目付杉田又左衛門御先手大岡治右衛門御先手佐野與八郎御頭蜷川彦左衛門御使

番 赤井平右衛門

右之面々御役不相應に付、被_レ召放_レ候旨、加藤越中守宅に於て若年寄衆列座、被_レ仰渡_レ候、松平石見守大岡五郎右衛門、天野彌五右衛門侍座。

一、六月廿八日御役替

一、御小姓組番頭阿部壹岐守跡 御先手 大岡土佐守

一、御普請奉行甲斐庄喜右衛門代 島田十兵衛

一、山田奉行長谷川周防守代 渡邊半兵衛

一、御先手土佐守跡 御目 平野九左衛門

一、御先手大岡治右衛門代 御使 久永内記

一、同佐野與八郎代 御徒 金田新太郎

一、御船手柳澤彦左衛門跡 御小 濱佐右衛門

一、同廿九日、願の通隠居戸田大炊頭、家督大隅守被_レ下。

一、就_レ病氣御役御免御先手雨宮近江守。

一、七月朔日

一、御書院組頭島田十兵衛跡 寄合鍋 島帶刀

一、御徒頭金田新太郎跡 御小姓 本多久五郎

一、御先手雨宮近江守跡 御徒 筒井次左衛門

一、七月、先日之事、杉浦出雲守組御書院番安部助四郎と申仁子息の乳母の夫參り候て、彼乳母を切殺申候、此謂は不知。然處へ助四郎出合被_レ申候を、助四郎へ切付申候、家來共被_レ乳母の夫を切_レろし、助四郎手負被_レ申候。

一、七月、京都五畿内大風大洪水の由。

一、六月廿三日、三宅備前守殿知行所三州赤羽根村の海に小船一艘流寄る、江戸へ注進の由。舟の長さ一丈二尺横四尺計、内に桃の大き成甲二つ、身三寸柄一尺計の長刀一本、一寸計のは、身柄椶にて三寸計一本、一箸の様成細き竹一尺計長さ四本、上に龍頭雲形付候、指筈と見え候、長さ六寸程横三寸の竹皮籠一つ、内に米袋に入或は一合二合づつ六袋、薪二束、内一束は長さ三寸廻り六寸程、一束は長さ四寸廻り八寸指渡し一寸計、金類の皿四つ、其外縹子の切れ小

き錠鑑有_レ之由、むかこ島の舟。

一、先頃、或女の額に兩方へつの生候女有_レ之、常は手拭にてかくし置候、女の事町奉行へつれ來り候。

一、七月廿一日、火付改安部式部、盜賊改松田善右衛門。

一、七月廿六日御役替

一、御目付御納戸頭 河野勘右衛門御腰物 永井三郎右衛門御徒頭 朽木彌五左衛門

一、竹姫君様御縁組就_レ被_レ仰出_レ候、爲_レ御禮、松平肥後守父子登城、於_レ御白書院御禮。

御太刀 銀百枚 時服十 松平肥後守

御太刀 銀二百枚 同斷 同 久千代

大納言様へ 御太刀 銀五十枚 時服六 松平肥後守

◎此間落丁アリ

一、松姫君様御家老被_レ仰付_レ候。

千石御加増 新御番 川副新右衛門

一、大御番與頭仙波七郎左衛門代 池田帶 加々美才兵衛

一、九月十九日、松平加賀守被_レ召、松姫様御入與御日限十一月六日と被_レ仰出_レ候。

一、九月廿一日

一、西丸御持弓頭永井周防守代 興津能登守

一、松姫君様御入與御供被_レ仰付_レ候。

御留久貝因幡守同大久保淡路守大目 折井淡路守

同横田備中守御日付 戸田喜右衛門同長田甚左衛門

同久留十左衛門同鈴木源五右衛門同丸毛五郎兵衛

同平岡市右衛門同伊勢平八郎同河野勘右衛門

御目 永井三郎右衛門大御 土屋山城守組共御徒

桑山源七組とも同設樂善左衛門組共同新莊伊織

組とも小十 大島織部組とも松平孫右衛門組共

御使 大岡忠右衛門

一、御使番

御徒頭 日根野庄次郎 寄合妻木平四郎酒井四 幡守組 大久保

一郎右衛門 寄合石谷七之助 同柴田七左衛門

一、七月廿八日御役替

一、御徒頭

稻葉紀伊中山勘之丞
守組より
松平壹岐新莊伊織
守組より

一、同

一、先日本所割下水の邊にて魚釣り候もの、御小人目付見付、火付改安部式部懸り、段々御僉議に及候處、御徒與頭愛久澤彌太夫被_三召捕、御僉議の由。

一、八月四日、禁裏御普請手傳分部若狹守儀領知損毛に付御免、爲_レ代鍋島岩松被_三仰付_二候。

一、八月七日、御役被_三仰付_二候。

一、小石川御殿番

寄合東冬信濃守_{酒井下}山田三郎右衛門_{伊澤播磨}・磨守組_{神谷}

源八

一、和田倉御用屋敷御殿番

岡野備_{永井備}皆川宇右衛門_{前守組}松崎甚之丞

一、京都禁裏御所の御用被_三仰付_二候。

狩野探信同永叔同柳雪同洞雪

一、去比より公儀御材木失候御僉議に付て、小普請

手代あがりやへ參候。

一、八月晦日

北丸御普請御地形御手傳被_三仰付_二候
松平庄五郎

一、九月朔日

一、御納戸頭_{河野勘右}衛門代_{大御番}仙波七郎左衛門

一、御腰物頭_{永井三郎}右衛門代_{新御番}鈴木八左衛門

一、九月五日

◎落

一、九月廿八日御役替

一、御先手_{井上主}水代_{御使番}松平藤十郎

一、御書院番頭_{大道寺内}藏介代_{御使番}杉浦彌一郎

一、小十人頭_{杉浦彌}一_{藏介代}代_{松浦出}武藤彌三郎

一、十月十六日

一、北丸御普請御地形御手傳被_三仰付_二候
細川越中守

◎此間落
丁アリ

左門閉門被_三仰付_二候、病篤_馬に乗、道より馬取計にて歸被_レ申候處、小川町高尾阿波殿前にて損じ候、依_レ之不仁成仕かたと思召付也、生類憐之御觸書出る。

一、十月廿六日

一、今日屋敷替被_三仰付_二候。

小川町酒井與四郎、松平豐後守屋敷一ツに被_レ下候

松平肥後守

大手先松平肥後守屋敷被_レ下候

酒井與四郎

筋達上井甲斐守、太田熊次郎屋敷一ツに被_レ下候

松平豐後守

替屋敷追て可_レ被_レ下旨

土井甲斐守・太田熊次郎

一、十月廿七日、松平加賀守麻疹後氣分不_レ勝に付、來月六日松姫君様御入與相延、御期日は追て可_レ被_三仰出_二旨、於_二中_一之間、老中列座、松平飛驒守被_三仰渡_二候。

一、寄合 岡田甚右衛門・櫻井太郎左衛門・河原喜兵衛・近藤守兵衛_{鶴番}・平左衛門・庄右衛門・傳四郎・庄之助

右坪内能登守宅にて、重き追放被_三仰渡_二候、不知_レ謂。

一、十月廿九日、御小姓被_三仰付_二候、伊藤采女・小堀十次郎。

一、十一月二日、西丸にて御誕生候、御役被_三仰付_二候。

墓目之役

大御番 森川出羽守

御産刀

同 戸田土佐守

一、町醫、十一月十日御目見可_レ被_三仰付_二旨被_三仰渡_二候。

池田玄達・小川玄達・同玄孝・平賀順庵・湯川壽三・中條泰庵・林如軒・山本玄丈・麻生玄理・吉田榮元・下村德順・信田左策・衣笠宗伯・向田久清・元康壽・仙馬島瑞伯・大島道隆

一、長島半左衛門屋敷御用地に成、代地追て可_レ被_レ下候由。

一、十一月十五日總出仕有_レ之、松姫君様御入與御日限來十八日に被_三仰付_二候。

一、初て御目見、對馬守總領稻垣大藏。今日、先日の町醫御目見濟。

一、十二月九日

一、御加増千石宛被下候。

川崎能登守・大岡土佐守・内藤越前守・織田隠岐守

一、御鍵奉行被仰付候、杉浦與九郎。諸大夫仰付、山城守に改。

一、十二月十五日、大納言様昨日御酒湯被爲進候に付、今日恐悦總出仕、御本丸御目見、西丸へも總出仕也。

一、御勘定頭石尾阿波守跡

大坂町奉行より大久保大隅守

一、御徒頭本多久五郎儀、組に急養子在候處、與頭計判元に遣、不罷越候、依之逼塞被仰付候旨、加藤越中守宅において若年寄中列座、被仰渡候由、昨十日の事也。

一、松平民部少輔扶持人小兒醫山添道腹、右十五日御目見被仰付候。

一、十二月十八日、官位被仰付候。

侍從 松平安藝守・藤堂和泉守・佐竹源次郎有

馬玄蕃頭・松平土佐守・松平萬三郎

四品 松平掃部・丹羽左京大夫・土井周防守。

諸大夫 酒井與四郎・南部主馬・松平造酒之丞・仙

石・叔負・蜂須賀頼母・渡邊源七郎

其外布衣有之。

諸大夫 水戸殿 家老 山野邊主水 松平加賀守家老 奥村伊與

一、十二月廿二日、於西丸若君様御誕生被遊候、今度は爲御祝儀總出仕無之、并御祝儀献上物無之。御機嫌伺として老中へ被參候儀、使者被越候にも不及候旨、在國在邑の面々より届に不及候旨被仰渡候。大五郎君と奉稱候由。

一、十二月廿二日曉より廿四日朝六ツ時、永田町火事、火元瀧川讚岐守、武家屋敷七八軒類焼。

一、大錢通用世間にしかく無之、人毎に嫌申候、依之爲御用、吟味御勘定頭中山出雲守・町奉行丹羽近江守・御目付伊勢平八へ被仰付候。

一、十二月廿一日縁組有之。

一、御小姓組へ寄合より二人、小普請組より十二人御

番入有之。

一、十二月廿六日、松姫君様御縁組濟。松平久千代殿疱瘡にて今日死去被致候。

一、十二月廿九日、菊之間、躑躅之間跡目大勢有之候。

一、十二月廿九日、晦日、大坂大火の事。

廿九日丑刻、道修町淀屋橋筋より出火、西風、東横堀通焼貫け、北淀限、南は淡路町何も濱迄やけ貫、高麗橋、今橋、平野橋焼落、夫より内平野橋濱側北南へ火移り、北側天神橋通東へ焼、北は北側通東へ焼、夫より内平野町南へ焼、御堀番場迄焼貫、風替り南へ焼申候、晦日八ツ時過未火留不申候。同晦日寅刻、道修町五丁目より出火、西風強及大火、南は平野町筋、北は北濱東横堀を限り、内平野町・松や町筋まで不殘、町奉行兩屋敷焼、東中屋敷危所、風替り南方へ移り、大工頭山村與助、御弓奉行、御鐵砲奉行四軒、内藤式部少輔屋敷焼失、同日戌下刻、谷町四丁目にて火鎮る。

一、大錢通用の儀、公儀よりは御拂方に被致候へども、世間一同に通用、今以無之、第一大錢の目もかろく、一錢を十錢の代りに、人々嫌申候。此大錢の儀は、京所司代松平紀伊守殿發端、其上北の御部屋大助殿御親清閑寺大納言殿を以内證拵、稻垣對馬守殿世話を聞入出來候事也。

妙法蓮華經手練第一、寶永通寶、世用永久、大錢一錢十錢、世間通用不通用、對州發起、萬民困窮、町人迷惑、京司清閑内通、珊瑚琥珀、金銀衣類、濃州大徳賃。

寶永年間諸覺終

伊勢町元享間記

元祿十四年巳八月日◎按ズルニ、前文缺
丁ニアラザルカ。

伊勢町より下船町へ渡る橋際南の方

一、髮結牀かみむすどま

伊勢町三郎右衛門店
牀主金 兵衛

私儀四十一箇年以前寅年、此橋新規掛り申候其節
渡部大隅守様へ私奉願、髮結牀建置、橋番に今相
勤申候。

伊勢町道淨橋際南の方

一、髮結牀

伊勢町武左衛門店
牀主久 兵衛

私儀三十五箇年以前申年、町内家主共方へ私願候
て、髮結牀建置、橋番に今相勤申候、其節何方へ御
願申上候哉、年久敷儀にて覺不申候。

元祿十五年午四月廿四日 牀主金 兵衛
同久 兵衛

原 善左衛門殿
島田久左衛門殿

右之通二通相認差上申候、爲控如_レ此御座候、此節御
町奉行保田越前守様、松前伊豆守様也。

覺

一、松前伊豆守様御番所にて、町内へきんと◎申
脱カ。十歳
に罷成候女子一人、奴に被_レ下置、則手形差上申候。

差上申手形の事

一、本所御小屋より参り候宿なし男女、金一歩づつ相
添、町内へ奴に被_レ下置、難有奉_レ存候、相煩候分者御
訴御申上間敷候、後々欠落仕候か不届有_レ之候は、
可_レ申上_二旨被_レ仰付、奉_レ畏候、仍如_レ件。

伊勢町月行事
八右衛門列
三郎左衛門列

御奉行所様

右きん、女の儀にて候に付、町内に難_レ置候に付、依
_レ之養子に貫可_レ申者有_レ之候哉、方々尋候處、養子親

聞立遣し申候。

證文の事

一、さんと申十歳に罷成候女子、伊勢町へ從御公儀様被下置候奴、私養子に仕度、各々へ次郎兵衛肝煎にて申請度由願申候處、右のきん私養子に被下、殊に幾々被成長、縁付などのため金四兩御添被下忝存候、少も不致三歳末一養育可仕候、縁付の儀は各別、他へ遣し候儀曾て仕間鋪候、若不届の致方及御聞被成候は、何様にも拙者共へ御懸り可被成候、爲其證人并肝煎加判證文、仍如件。

元祿十五年午六月十七日

橋町三丁目又兵衛店
養父 勘 兵 衛 判
新乗物町庄助屋敷久兵衛店
證人 六 兵 衛 判
田所町善兵衛店
肝煎 次郎兵衛 衛 判

伊勢町
月行事持衆中

右之近、奴養父よりの證文寫、尤本紙は封印致し、町

内證文箱に入置申候。

覺

一、丹羽遠江守様、今日町御奉行被仰付候、向後町御奉行御三人にて候、就夫に町中の者御祝儀伺候仕候儀、前々より御出入の外者、此方へ被御申渡候迄は無用可仕旨被仰付候、此旨町中不殘可被相觸候。

閏八月十五日

町年寄三人

覺

一、當五月、町内へ被下置候奴さん、養父方より欠落仕候に付、善七手下の者共町内へ召連參り候付、御番所へ申上候得者、町内勝手次第に仕候様にと被仰付所に、養父方より右のきん御歸し被下候様にと、月行事方へ申來候付、右の段名主へ申入候得は、引取證文爲致候て、其上先様家主方へ申届け、相渡し申候様にと御差圖に付、則引取證文判元見届相渡申候。右證文一通、忠兵衛方手形箱に入置申候、爲念控置

申候。

午十一月廿四日

行 事 持

覺

一、去年五月廿二日伊豆守様御番所にて、町内へ十歳に罷成候奴さんと申者被下置候、田所町長^カ兵衛と申者に養子に金四兩相添遣し置候處、當月六日晝九ツ時相見不申候故、御斷可申處、訴に參り候間、月行事持相添、田所町家主長兵衛五人組養父勘兵衛同道にて伊豆守様御番所へ申上候へば書上被仰付、伊勢町月行事持徳右衛門書上にて申上候に付、從御前、重て見付次第御番所召連參り候様被仰付候、以上。

未正月八日

月行事 徳右衛門
同 亦右衛門

右のきん、同日七ツ過、淺草善七方より田所町養父勘兵衛方へ、きん召連參り候由、町内へ斷に參候に付、今朝伊豆守様御斷申上置候に付、内證にて請取申事成

間敷由爲申聞、則田所町家主長兵衛養父勘兵衛、此方徳右衛門忠兵衛同道にて、御番所にて善七方より召連參り候様申上、則養父勘兵衛前々より度々に欠落仕、車善七方へ參候て何共迷惑至極に奉存候、御慈悲に善七方へきん被遣被下候得は難有奉存候由申候へば、御番所にて三好平兵衛様被仰候は、右のきん、伊勢町奴に被下置候者に候に付、養父方より善七方へ未だ遣し候儀、願叶間敷候由被仰候て、伊勢町月行事如何様に存候由御尋候。右きん儀は、町内より少々の金子も付、勘兵衛方へ養子に差遣し候間、如何共勘兵衛願に被仰付候ても違背不仕候、此方へきん請取候ても、前々より欠落仕、不届者に付候間、御番所様へ御願申上度心ざしに御座候。右之通被仰上候へば、御前より伊勢町きん請取、月行事持八右衛門、田所町養父勘兵衛願之通、きん儀は車善七方へ遣し被下候間、少も町人共に御構無之候に付、罷歸り候様被仰付候。

未正月八日夜

月行事 徳右衛門 同 亦右衛門

覺

一、今日、林土佐守様町御奉行被_レ仰付候、就_レ夫町中の者共御悦に伺公仕候儀、前々より御出入の町人の外、重て此方より申渡候迄は無用被_レ成候旨被_レ仰付候間、此旨町中不_レ殘可_レ被_レ申_二相觸_一候、以上。

未十一月十五日

町年寄三人

覺

一、霜月十八日九ツ半時、四ッ谷伊賀町より出火致候、夜四ツ半時迄に、品川六軒茶屋迄焼留り申候、横幅六七町より十四五町迄、長さは二里餘。同廿二日夜八ツ半時より同七ツ過迄大地震ゆり申候、見付御門大名屋敷・町屋何れもくづれ候故、人多く相果申候同廿九日の夜六ツ半時、小石川水戸様御屋敷より出火致し候、あまり風強くも無_レ御座候へ共、神田上野・松平伊賀守様屋敷池ノ端下谷谷中迄焼ぬけ申候、下町は

申正月日

中ノ橋目録寫

本町筋三丁目中程より淺草見付残り、橋計焼、矢の藏切切焼申候、兩國橋半分焼、本莊へこし焼ぬけ申、大橋永代橋残り申候、此筋武士屋鋪町屋敷不_レ殘焼申候。地震の儀は、于_レ今晝夜三十五六度宛ゆり申候、右地震火事に相果候人數、當地にて三萬九百人餘、小田原より品川迄の内一萬九千人餘、房州上總都合二十一萬九千十六人、地震つなみ火事、此難に逢相果申候。

錢三貫文の代也

金二步銀二匁五分 同節樽肴の代

銀五匁六分 橋仕用注文并清帳紙代

金百六十四兩銀六匁

此銀九貫八百四十六匁 但シ兩替六十匁割

總間數合千七百七十九間

内八百四十三間

兩替町

北鞘町

品川町

同裏河岸

室町一丁目

同二丁目

駿河町

安針町

小田原町一丁目

同二丁目

此掛、銀八貫二百十匁六分二厘九毛

但し小間一間に付銀九匁七分三厘四毛づつ

三百三十六間

瀬戸物町

伊勢町

此掛、一貫六百三十五匁三分一厘二毛づつ

但し小間一間に付銀四匁八分六厘七毛づつ

右兩町の儀、町内計にて掛申橋一箇所宛に御座候に

度々掛直し候節、右の通割付申候。元祿十六年末霜月廿九日焼失仕候に付、元祿十七年申二月二日より相談極、他町名主衆へ御斷申、則注文相極、入札取、同廿二日に札開仕申候。

橋一色

金百四十七兩一步銀十五分落札

但し燒殘候橋、請負人方へ遣し候筈にて入札

を取、如_レ此御座候。

金三步銀十匁 橋裏鳩返し板代、大工手間釘共

に

金十二兩一步銀一匁四分 橋臺石垣築直し、足

し石并手間賃、車力

とも

金一兩二步銀五匁 兩橋詰臺砂利二船代

金二分銀六匁 橋臺地行土持砂利鋪日用十二

人分

金二分銀十匁 橋出來の節、大工へ遣候祝儀、

付、他町の小間割半分の積り出し申候様、先年従御公儀様被仰付候に付、前々より如此割付に御座候。

此割付

- 一、間數百四間半 兩替町分
- 此掛り金拾六兩三步銀十二匁二分三厘
- 一、間數百十七間半 北鞆町分
- 此掛り金十九兩銀三匁七分四厘五毛
- 一、同七十五間 品川町分
- 此掛り金十二兩銀四匁九分一厘七毛づつ
- 一、同九十四間半 同裏川岸分
- 此掛り金十五兩一步銀四匁八分六厘三毛
- 一、同九十一間 室町一丁目分
- 此掛り金十四兩三步銀七分九厘四毛
- 一、同八十間 同二丁目分
- 此掛り金十二兩三分銀十三匁七分二厘
- 一、同八十間 駿河町分

- 此掛り金十二兩三分銀十三匁七分二厘
- 一、同三十九間半 安針町分
- 此掛り金六兩一步銀九匁四分九厘三毛
- 一、同百二十一間 小田原町一丁目分
- 此掛り金十九兩二歩銀七匁八分一厘四毛
- 一、同四十間
- 此掛り金六兩一步銀十四匁三分六厘
- 一、同百四十五間 瀬戸物町分
- 此掛り金十一兩三步銀七分一厘五毛
- 一、同百九十一間 伊勢町分
- 此掛り金十五兩一匁銀十四匁五分九厘七毛
- 合金百六十四兩銀五匁九分四厘一毛
- 右之通中ノ橋入用金割付、如此御座候、以上。
- 寶永元年申四月
- 如レ此相認、名主殿へ遣し申候。
- 重ねて橋掛け候節は、他町名主衆へ申遣し、月行事持衆集相談の上にて、橋注文可レ仕候、尤入札を取、札

びらき儀は右同斷、普請中も可レ爲同斷、割付の節も同斷、銘々名主衆中へ入用清帳に拵遣し可レ申候、爲念如此に御座候、以上。

申三月日

覺

一、年號寶永に改之旨、今日被仰付候間、此旨相心得、町中殘らず爲觸知可レ申候、以上。

三月晦日

御疊人足請負人の覺

町年寄三人

- 尾張屋 藤 七
- 同八郎 兵衛
- 萬屋權右衛門
- 駿河屋傳右衛門
- 同勘右衛門
- 伊勢屋 善 八
- 泉屋 助 七
- 家賃證人 伏見屋作右衛門

右之者共、當九月朔日より請負、但し當年中は賃銀一人に付一匁八分五厘づつ、來酉の正月より一匁五分づつ相定め申候、右の者判鑑に合、賃銀相渡し可レ申候、以上。

寶永元年申八月廿九日

祭禮入用の事、

寶永元年申九月十五日神田明神祭禮入用覺
一、上原又右衛門殿・中村三郎左衛門殿前やらい二箇所、會所やらい三箇所、中ノ橋一箇所、都合六箇所竹丸太・繩・日雇車力迄一式仕立。

此損料銀三十匁也。

新材木町 請負人 次郎右衛門

右の矢來、例年損料銀二十四匁宛にて仕候へ共、去年火事以後竹丸太共すくなく、日雇車力等大分高直に付、請負人次郎右衛門増銀願申候に付、當年計り増銀共三十匁に仕候、重て次郎右衛門請負申共、先年のごとく二十四匁より高直に不仕候等也。

但し十四日未明より雨天にて、祭禮相延ばし可申候處、晝七ツ時より晴天に罷成候に付、明日彌祭相渡可申旨、急に被仰渡候ゆへ、暮に及、俄に矢來支度いたし、夜に入、漸く四ツ時出來仕候故、竹丸太ほそく矢來まばらにて殊の外見分惡敷候間、重ては御念可被入候。

申九月十五日

一、道淨橋北南橋詰の石の上、車あたり用心のため、疊の古牀一方に二疊宛敷、古牀四疊損料錢二百文渡候。

名主殿棧敷入用品々

- 一、疊十疊 損料銀十匁
- 一、醬油明樽六十 損料二百匁
- 一、りうきう十枚
- 一、むしろ五十枚

右の通名主殿入用也。

但棧敷は手前にて御掛被成候。

名主殿棧敷へ進物提重の覺

一、提重一組 代銀十八匁也
右の詰物

- 一重うづら焼 一重まんぢう
- 一重あわび車ゑびたこ
- 一重山のいもさくらごんにやくしいたけれんこん

干菓子詰不申。

外に干菓子一斤

但菓子盆にて棧敷へ出し申候。

代銀二匁二分

自身番所入用品々

- 一、花御座二枚
- 但し名主殿入用の琉球十枚むしろ五十枚、花御座共に損料銀五匁也。

一、たばこ三十匁 代五十文

一、四重組重箱一組詰物右提重代銀二十三匁也

一、酒三升 代六匁也

右の入用、重箱詰提重、本町松屋大和方にて誂申候處、當年は肴拂底にて、何の年にも覺不申高直に付、平年の重箱物提重代よりは殊の外直段高に御座候間、重て御肴の直段間合手前拵ても被成下直に付申様にいたし度、當年小家住居諸事手廻り不自由故、くわし屋へ誂申上は、大分高直故爲後覺如此。

一、甲府中納言様御養君に被爲成、今日中納言面、西の丸へ御入被遊候。

申十二月五日

覺

一、寶永元年申九月十六日の夜五ツ半時、本石町一丁目者共、昨日神田明神祭禮の大鼓を人形町鼠屋方へ返し候由にて、本小田原町一丁目を大勢連立通候處、小田原町の者共口論いたし、上原又右衛門鎌倉屋與右衛門前にて散々に打合候て、伊勢町番人久左衛門番屋へ六人欠込申候に付、様子見申候へば、かしら

に少々づつ打疵有之、血流申者も有之、前髪付も御座候。委細尋申候へば、相手は小田原町らいでん長四郎さんまい小左衛門と申者の由にて、石町の者共名主彦市殿へ斷申候に付、右長四郎小左衛門兩人、家主共に彦市殿へ呼寄吟味有之候へ共、相手の儀は不及申、口論も曾て不存と申候に付、兩人の者共儀は相手に無之由申候間、番屋に罷在候者共引取被申候様にと、石町名主又四郎殿へ彦市殿より被申遣候はば、何れも引取候様に申付べくと返事御座候へ共、九ツ半時迄番屋に差置申候に付、石町より先達て御番所へ出申上候、後年に成、町内の者無念に罷成候間、爲念右の趣夜中に御訴可申上旨、名主殿より依差圖、丹羽遠江守様御番所へ申上候處、御檢使被下候に付、口書差上申候。石町の者共申候、相手は小田原町長四郎小左衛門にて御座候と申上候、長四郎小左衛門申に、宿に罷在仕出不申候故、口論も不奉存、勿論相手にては無御座候由申上候、伊

勢町月行事持市右衛門番人久左衛門は右の次第ばかりを申上候、口書漸明け方に出来申故、則御番所へ雙方召連罷出候て、御詮議の上、石町の者六人は親共方へ御渡被成、疵養生いたし候様被仰付候、小田原町長四郎、小左衛門儀は御詮議の内手鎖にて、小田原町へ御預け被遊候由被仰付候故、上番所へ申上候。又御前へ被召出、最前石町の者共、兩人共腕に右疵有之由申上候に付、御詮議被遊候へば疵も有之、其上ほり物いたし墨入置候を御認被成、町中さわがせ申徒物に紛無しと御意被遊、長四郎小左衛門重て牢舎に被仰付候、以上。

御檢使 丹羽遠江守様御組 林土佐守様御組 香山七太夫殿 太田吉右衛門殿

本石町六人の者、名主家主并親共の覺

本石町一丁目長兵衛店久右衛門梓久太郎、頭に少々打疵血流候、右同町又兵衛店四郎治梓虎之助、頭に少々打疵有、血流候、右同町半右衛門長兵衛梓半兵衛、同店庄兵衛梓三之丞、右同町長兵衛店久右衛門梓福

松立閑町甚右衛門店三左衛門梓三之丞。

右の入用の覺

- 一、金二歩は禮金遣す。
- 一、銀三匁六分、酒二升代。
- 一、銀一匁九分、らうそく二丁代。
- 一、錢百二十四文、酒一升代。
- 一、錢二百十二文、鯛二本の代。
- 金二歩、銀五匁五分、錢三百廿六文也。

御檢使座敷

鎌倉屋 與右衛門

覺

一、申の十月朔日、御町奉行保田越前守様御留守居御役被成候御跡役、松野河内守様御附被成候、爲其如此候、以上。

申十月朔日

覺

一、瀬戸物町出ぬけの枓と、八右衛門前角の枓の儀、西四月中に出来仕候、尤入用金割付の儀は、瀬戸物町

出ぬけの枓は米川岸通不殘、瀬戸物町二十五間にも合、百十二間半より出し申候。又八右衛門殿前の枓代は、井戸四つに割付申候、町内より二分、一步八右衛門殿より、一步は宇兵衛殿より出申候、同六月中に瀬戸物町出ぬけ枓より八右衛門殿前の枓迄六寸の角、内より、四寸四方の木戸居入申候、此割付、米川岸、瀬戸物町合百十二間半より出申候、米川岸の内に上水普請有之候へ共、何方にても米川岸通より右の間敷に割付申候筈也。

定

一、諸事町中世話の儀、并はらみ犬、往來會所何も藏の間、裏家共、如何様の儀御座候共入用の儀は、町内より出し申候筈相極め申候、若出生等有之候節は、其家主兩隣三人にて養育人に付申筈に、自今以後相究め申候、以上。

酉正月廿四日

右の通錠屋忠兵衛方へ町中御寄合にて相究り、此儀

具に忠兵衛承り、此帳面にうつし置候。

覺

一、林土佐守様御病氣に付、御願の通今日御役御免、則跡役坪内源五郎様町御奉行被仰付候、尤源五郎様に御悅伺公仕候儀は、前々より御出入の町人の外は、重て被仰渡候迄は無用に可仕候之由、此旨町中不殘相觸候様にと、配符廻り申候事。

酉正月廿八日

覺

伊勢町分

一、金三分
右は淺草十王堂建立に付、從先規町中より奉加出申候筈に付、此度如此遣し申候、則請取とり置申候、爲後日、如斯御座候。

酉閏四月三日

月行事

太郎兵衛
久右衛門

覺

一、寶永二年酉六月廿二日、一位様御逝去被爲遊候

右寄合の節入用出銀の覺

新規家持衆、武藤平右衛門殿窪谷庄兵衛殿稻葉又右衛門殿長谷川四五兵衛殿矢野四郎兵衛殿冬木小平治殿

新規家持衆より折代四十匁づつ出る。

跡目ゆづり衆、岩淵三四郎殿駿河屋三郎兵衛殿奥田作兵衛殿三谷三九郎殿

正木久右衛門殿萬屋新七殿窪谷平十郎殿中村清兵衛殿鎌倉屋與右衛門殿川口忠兵衛殿

新規家持衆より蒸籠代五匁づつ出る。

二口總へ銀四百三十匁、月行事持受取、菓子其外入用に遣し、不足の處は、家持三十二人より一人前二百三十七匁づつ集め請拂仕候、尤入用帳に有之。

寶永三年戊四月十二日寄合入目。

家千代様の覺

寶永四年亥七月十日曉御誕生被遊候、同九月廿八日御逝去被遊、其節鳴物御法度五日、普請三日、如此

一、八十四筋 大白細引、右同斷四筋づつ

一、四十二枚 油紙、一つに付二枚づつ

一、六十三枚 澀紙、一つに付二枚づつ

一、四十四把 すり繩、一つに付四把づつ、但し十尋物

一、二百五十六筋 青細引一つに付十二筋づつ

一、八十四人 御茶壺一つに付四人掛り也。

内 三十三人伊勢町分、二十六人本船町分、二十五人瀬戸物町分

五人瀬戸物町分

右は子四月十六日より十八日迄相勤申候、若新規に御付被成様子無御存、御茶壺に入用の諸道具、町内へ御尋に、御徒衆御出候は、如此く書付差上可申候、以上。

年號月日

覺

亥霜月四日五日に國々大地震、其内にも京大坂初大地震に付、土藏は不及申、家坏も損じ申候。

伊勢町元享間記

にて被遊御免候。

一、常警橋御番所、亥四月替、御道具口町御缺所藏へ納、其節本船町下船町伊勢町三丁目近所出火の節、欠付人足被仰付、同九月廿六日、數寄屋橋御番所出來、松平壹岐守様御移り被遊候。

覺

一、米川岸七左衛門店清兵衛忠兵衛店前に、當月廿一日晚明け六ツ時前、犬二つ有之候、早々御訴へ申上、御詮議の上、犬醫者方へ被遣、其節入用金二歩けん三代、同二兩傳助、同二歩弟子傳吉へ、同一兩小人四人、右の通り遣し申候。

寶永四年亥九月廿九日

御茶壺入用の物覺

一、八十四枚 近江表、御壺一つに付四枚づつ

一、二百五十六把 すへはら、小東にて、但し一つに付十二把づつ

一、八十四枚 絲ごも同斷

覺

一、同月廿三日、富士の木立よりゆげ上り、御當地方計り砂大分ふり候故、人々驚き申候、其内相州は大分にて、所々より五尺六尺又は八尺三尺、此地は一尺又五寸三寸ふり申候。去寄翌年大名衆中へ相州の砂のけ御手傳當り申候、然に付國々大名小名、御知行高合百石に付金子二兩づつ御公儀様へ御取上被遊候。

月日

覺

町中にて家屋敷致賣買候節、町禮かろく致し、振舞等堅無用に可仕由、前々相觸れ候處、今以て掛り物多く、町人共致難儀候由相聞候、畢竟名主共仕形不届に候、依之向後員數を相定め觸知候間、可存其旨候。

一、分一金百兩に付二兩づつ可相定候、二兩より内出し來り候町々は、只今迄の通り可仕事。

一、間口並代金、町役に無構、名主へ銀二枚、五人組へ

四百十七

金百疋づつ、町中家持一人に經節一連づつ可遣候の事

但し右の員數より内出し來り候町々は、只今迄の通り可仕候事

一、右の外商物振舞仕間敷候、并家守附替候節、家守の町禮可爲無用事

右の趣可相守候、畢竟名主共了簡を以任勝手に仕儀に候、向後外に事寄、少々成共音物又は振舞等請候儀相聞におゐては、急度曲事に可申付、此旨名主共并町中へ可觸聞候也。

子六月廿三日

右御觸の趣、儘に承知御請負申上候間、町中家持共此旨相守可申候、尤町内定帳に右の趣記置、末々急急度相守可申候、若相背く者御座候は、何様の曲事可被仰付候、爲後日町中連印の手形差上申し候、仍如件。

寶永五年子六月廿三日

御奉行所

右御觸の節、町御奉行松野壹岐守様坪内能登守様丹羽遠江守様御奉行被遊候節被仰渡候、御月番は松野壹岐守様、町年寄奈良屋市右衛門殿月番也、爲後日如此。

寶永五年子六月廿三日

月行事
七 左衛門
又 右衛門

米川岸岩井七左衛門前辻枡より伊藤市右衛門前下水際本船町清枡迄、上水入替候入用割付の覺

一、金三十兩と銀一匁三厘 六尺間十間に付代金三兩三步八匁九分宛、七十七間新規戸樋代金也。

一、金七兩二歩銀十二匁 右間數掘り方代、但十間に付六十匁づつ。

一、金三兩一歩と二匁 木村三郎左衛門辻枡一つ、高さ五尺内のり三尺四方、新規取替入申候、尤右枡請負人方へ相渡申極也。

一、金一歩は 右の掘方代に渡す。

一、金一兩は 初て修復相談に付取掛候處、戸樋大

分損候に付、新規仕上、掘立候穴埋させ、其上半日にて人足上候に付掘金。

一、錢百文 御奉行所御迎に參人足一人の代。

一、同二百六十四文 なわたわし兩度調、掘方の者迄相渡し申候。

一、銀十五匁七分五厘 錢一貫百七十二文 本船町

伊勢町兩町枡あげ候之節、御檢分の衆御出に付諸事入用。

一、錢四百八十二文 伊藤市左衛門殿下水際上水溜、古木こぬかの代に拂。

一、錢六百元 枡見分の掘立代拂。

一、二貫二百五十文 酒一斗五升、掘方の者に三日の内給させ申候。

一、金二兩は 水役四郎兵衛に渡す、奉行衆御馳走被致候に付、一日に二歩づつ四日の分相渡す。

一、金一兩三匁五分 酒一樽にて、右の分に付四郎

兵衛殿へ遣す。

一、金一兩は 水役伊兵衛四郎公衛兩人へ禮金。

一、金一歩は 三好四郎兵衛殿世話やき肴代に遣す。

一、金二歩は 名主手代由里利助殿へ肴代遣す。

一、金三兩三步は 五人の衆禮金也。
メ全五十兩三分・銀三十四匁二分八厘、兩替六十匁 錢十三匁

四貫八百七十六文

此銀三貫百四十二匁六分八厘

間數百十二間半の割

米川岸通家持十一人、瀬戸物町入三人共に十人より右の割付は出申候。

小間一間に付銀二十七匁九分五厘づつ集。

銘々手前々々出し之覺

一、銀二十一匁 水口二つ、掘方へなまきはたの代出す。

- 一、銀十匁 請枴一つ代拂、櫻井忠右衛門殿より出る。
- 一、銀十匁五分 水口一つ、掘方へなまきはたの代拂、中川善右衛門殿より出る。
- 一、銀十匁五分 水口一つ、掘方へなまきはた代拂。
- 一、同十匁 請枴一つ、長谷川好右衛門殿より出る。
- 一、同十匁五分 水口一つ、掘方へなまきはた代拂、伊達太郎兵衛殿より出る。
- 一、同六匁四分六厘 水口半口分、掘方へなまきはた竹樋の代、請枴半口出す、木村三郎左衛門殿より出る。
- 一、同十九匁三分五厘 水口一つ半口、掘方へなまきはた竹代拂。
- 一、同五匁 請枴半口代拂、多田文左衛門殿より出る。
- 一、同二十一匁 水口二つ、掘方へなまきはた代拂。

- 一、同十匁 請枴一つ代拂、伊藤市右衛門殿より、近藤又兵衛殿より出る。
 - 一、銀四十二匁 水口四つ、横戸樋の掘方へなまきはた代拂。
 - 一、同十匁 請枴一つ、文左衛門殿際用心井遣。
 - 一、錢七百八十八文 右用心井四つ竹戸樋代。
 - 右三口は、町内用心井に付、總間數百九十一間半に割付集申候、重ても如此可被成候、以上。
- 寶永五年子八月十五日より取懸り
- 月行事 八右衛門 五郎左衛門
- 戸樋枴材木寸方の覺
- 一、枴一つ ひはにて一尺三枚割、高さ五尺、内のり三尺四方、組ぬけふしわれくさり吟味仕上こぶしにて仕。
 - 一、戸樋 ひは板、あつきけづりは二寸、さし戸いにて、内のり七寸四方、尤割くさり無し、ぬけ

ぶしなし、上小ぶしにて吟味仕立申候。

寶永五年子八月十五日

覺

公方様薨御被遊候間、町中物靜に仕、火の元念入候様に、借屋店借裏々迄急度可相觸候、以上。

丑正月十日

町年寄三人

覺

- 一、町中鳴物并作事等、此方より致左右候迄可相止事
- 一、自然惡敷仕者有之におゐては、見出し聞いたし次第、早々三番所へ可申來事
- 一、喧嘩口論無之様に可仕候、若左様の儀出來候はば、取扱可致無事事
- 一、火の用心の儀、念入薨末に無之様可申付事
- 一、家持同召仕并店借裏屋の者迄も、此節用事なくして他所へ出申間敷事
- 右の旨堅く可相守、若し於相背者曲事に可申付

者也。

丑正月十日

覺

町中に中番御定の通、今晚より晝夜ともに差置可申候、尤裏の間敷に應じ、手桶に水を入出し置可申候、重て御赦免有之迄は、右の通り相守可申候、少しも油斷有之間敷候、以上。

丑正月十日

右の通り從町御奉行所被仰渡候間、少も違背有之間敷候、以上。

丑正月十日

町年寄三人

覺

- 一、町方賣買の儀は御構無之候間、見世賣は人立無之様に商賣可致候、并米坏つき候儀可爲勝手次第候、勿論諸色高直に無之様に可致商賣候、此旨町中可相觸候。

丑正月十五日

右の通り被_レ仰渡候間、勝手次第に商賣可_レ仕候、勿論藥見世其外の店にても、口上申、人集め杯致し候儀可_レ爲_レ無用候、且亦錢湯たき候儀も無用可_レ仕候、此旨町中不_レ殘可_レ被_レ相觸候、以上。

丑正月十五日

町年寄三人

證文の事

一、町内入堀へごみあくた投申間敷事

一、川岸通り藏の内より、ごみほこり入堀へ掃入申間敷事

一、藏ひあひ川端にごみあくた少しにても差置申間敷事

右の通り被_レ仰付候に付、此度三會所ごみため新規に拵候入用、

一、金二兩と銀八匁四分 小判六十匁割、錢十三文

がへ。

内銀二十一匁四分は中村七右衛門殿より出る。

是は會所へごみ出候に付、此割付出_レ之。

殘て銀百七匁

米川岸通八十七間半に割、小間一間に付一匁

二分五厘宛出_レ之。

寅二月十九日

月行事持

又 兵衛

寅四月九日町寄合入目覺

月行事

平 十郎

新 七

一、四十匁

杉重一組、長一尺二寸、かるしきなし、三重にし

上干菓子松かぜ・あるへい・小りん

中おぼろまんぢ

下ういろ餅

一、十五匁

おぼろまんぢ百五十

一、十匁

うづら焼百

一、七匁四分

ういろもち、やうかん取ませ

一、七匁五分

大らくがん、つ七十四

一、五匁

つまぐわし二斤

一、六十匁

御揃四十人前

但一人前一匁五分づつ

一、二百廿二匁 上揃三十七人前

但一人前六匁づつ

一、十匁五分 二重淵高三十七人

ふぢやへ誂申候。

一、四十五匁 茶屋花代

一、五兩二歩二朱、藤屋へ拂、

一、一匁三分 水引八十把

一、八分五厘

書物有_レ之候間筆相調申候。

一、三匁

茶一斤

一、一匁三分

割たばこ

一、五匁七分

ろうそく十挺

一、四十二匁七分

酒二斗五升

一、三匁

西ノ内一岩城紙百枚

一、二匁五分

日よふ一人

銀_レ四百十二匁七分五厘也

内四十匁は、中村長右衛門殿町内へ御祝儀出申

候、跡讓に出申候。

内四十匁は、川口忠兵衛殿右同斷、地ぬし替り

御祝儀出申候。

引殘銀四百二匁七分五厘也

家持卅二人に割、但一人に付銀十二匁六分づつ

此錢九百六十七文づつ集。

寅四月九日

月行事

新 七

同 平 十郎

覺

一、先名主彦市殿儀、五月十八日内寄合にて勤方惡敷由被_レ仰渡、役儀被_レ召上候に付、町内にて名主見立候様被_レ仰付、依之駿河町塚屋七郎兵衛殿名主に仕度儀申上候處、右七郎兵衛儀は前方病氣申立役儀上候者にて、自由ヶ間敷被_レ思召、難_レ被_レ仰付候に付、同八

月七日に奈良屋市右衛門殿にて、大傳馬町名主勘解由殿支配に被_レ仰付候、則町中支配被_レ仰付候跡、連判帳に相認め差上げ申候、尤勘解由殿にも、右同斷奥書被_レ致_二連判_一遣申候、以上。

勘解由殿へ役儀被_レ仰付候町中より祝儀覺銀子五枚 御樽肴代

家持三十二人より遣す、尤銘々名付目録に書付申候。

此割付家持一人に付銀七匁七厘五毛づつ但切實だ右名主替に付、町内寄_二合深川八幡前竹屋八右衛門方_一、諸事相談仕、前名主方へ書物等請取品々書立申遣し則請取、人別帳家守手形の儀は、銘々判形外の帳に取置相渡申候、藏繪圖藏底書上の寫、町内預り分にいだし封印仕、帳箱に入置申候。

右寄合の節入用の覺
一、金二兩二歩と十匁 上下六十四人料理代也。
一、金二歩は 茶屋花代に遣す。

一、銀三匁六分 のり入紙一狀岩城紙西ノ内
一、同二十六匁 酒一斗三升代
一、同二匁七分 人足二人の賃
一、同一匁三分五厘 茶半斤代
右六口_レ銀二百廿三匁六分五厘

家持三十人割、一人前に付七匁四分六厘づつ、家持中より集る。

寅八月十九日 行事 七左衛門 又右衛門

卯四月九日町内寄合入目
一、四十匁 但し一尺二寸杉重三重物かぬしき
上干ぐわし松かせ、みどり、小りん、中ういろ餅、下おるまんちう二色。

右の重名主殿へ出申候。
一、二百四匁 上膳三十四人分但一人前六匁づつ
一、五十五匁五分 供三十七人分但し一匁五分づつ。
一、十匁 三十四人前、二重割子代

一、四十五匁 茶屋花代

一、金五兩一步、藤屋五郎兵衛方へ拂。

一、十四匁 おぼろまんちう二色の箱、百四十

一、十匁 うづらやき百

一、八匁八分 大らくがん六十八

一、七匁 外郎餅六十八

一、五匁 くわし二斤

右五口は町内へ引ぐわしに出申候。

一、一匁三分 水引

一、三匁 西ノ内一狀岩城百枚

一、四十四匁 酒二斗五升、だちんともに

一、三匁 上ちや

一、五分 筆一對

一、五匁七分 らうそく

一、一匁三分 たばこ

一、二匁五分 日やう一人

一、金二兩一分十一匁一分

二口_レ金七兩二歩十一匁一分

内

一、四十匁 溜屋四郎兵衛殿地主替り祝儀出。

一、四十匁 川口忠兵衛殿家ゆづりの祝儀。

一、四十匁 高島清兵衛殿地主替り祝儀。

一、五匁 川中藤右衛門殿家代替り祝儀。

一、五匁 長島六兵衛殿家代替り祝儀。

一、五匁 永樂や又左衛門殿家代替り祝儀。

六口_レ百三十五匁

家持二十九人に割、一人に付十一匁二分五厘づつ

引残て三百二十六匁一分
一、町内間敷の繪圖と帳面、亥子丑三箇年の御公儀人足御役町入用とも帳面二通差出様に、寅三月十一日町與力磯貝藤兵衛殿・福澤彌市兵衛殿・中村治郎右衛門殿、右三人より被_レ仰渡、段々相延、卯三月十一日迄

に相認め、尤町人不_レ殘御吟味の上差出申候、則控繪圖帳面とも認置申候、以上。

卯四月

覺

一、年號正徳に改元被_二仰出_一候間、此旨町中へ不_レ殘觸爲_レ知可_レ申候、以上。

五月朔日

町年寄三人

覺

一、町内火の見櫓初て道淨橋物揚場建申、年號、元祿四年未十月廿七日、熊瀬出雲守様御願申、御檢使被_レ下候、則御檢し中川甚左衛門・長澤四兵衛、北村代仁兵衛・奈良屋代與兵衛・樽屋代武右衛門、右の衆中御立合にて繪圖證文相究め、御前にて場所無_二相違_一被_二仰付_一建申候、爲_二後日_一如此。

卯八月寫_レ之出。

一、元祿九年子八月中に、道淨橋掛直大工長三郎、則仕様注文外に有り。

差上申手形の事

一、伊勢町道淨橋際河岸に有來候火の見櫓、去寅十二月類焼仕候に付、此度同所北の方へよせ、丸太四本立櫓、根ばり一丈四方に、先規間敷にて建直し申度旨、今朝壹岐守様御番所に奉_レ願候に付、御檢使被_レ下、場所御見分の上、差上候繪圖書付の通相違無_二御座_一候、願の通りに仰付被_レ下候は、場所間敷相違無_レ之様に普請、出來仕次第御訴へ可_二申上_一候、爲_二後日_一一札差上申候、仍如_レ件。

正徳元年卯八月五日

伊勢町

月行事 七左衛門

同 亦右衛門

名主 勘 解 由

御番所

檢使

速水治兵衛

山本藤四郎

外に場所繪圖寸間委細の書付一通

先規の通、地面に相違無_レ之候は、建次第訴可_レ申旨被_二仰付_一候。

尤控繪圖有_レ之。

北村代忠兵衛

樽屋代清右衛門

奈良屋代八郎兵衛

覺

一、本莊五百羅漢勸化の儀、町内にて集め遣し候様被_二仰付_一候に付、町中家持分は丁五十文づつ、表店並十二錢、裏店五錢、其外は心持次第町内集、都合二貫九百文御座候處、町内集錢の内にて百文加へ三貫文にいたし、名主_{（せんか）}冠にて相渡申候、爲_二後日_一如此。

卯八月七日

月行事 七左衛門

同 又右衛門

一札

今月何日、私支配いせ町誰家の前に、年頃何十計りの男女倒罷在候に付、丹羽遠江守様御番所へ訴へ申候處、御檢使被_二下置_一御吟味の上、死骸取置候様被_二仰付_一候、仍て貴院御下屋敷へ遣申度奉_レ存候、尤も總身に疵少しも無_二御座_一候、重て如何様の六づヶ鋪儀御座候共、貴院へ御苦勞懸け申間敷候、爲_二後日_一證文仍て如_レ件。

年號月日

伊勢町

名主 勘 解 由印

回向院様御納所

一札

一、今朝私支配伊勢町道淨橋際、年頃二十計の非人坊主たをれ罷在候に付、御月番松野壹岐守様御番所へ御訴へ申上候處、非人體の者に候は、死骸取置候様に被_二仰付_一、仍て貴院御下屋敷へ遣し申度奉_レ存候、尤も總身に疵少しも無_二御座_一候、重て如何様の六づヶ敷儀御座候とも、貴院へ御苦勞掛申間敷候、爲_二後

日證文仍て如件。

正徳元年卯十一月六日

伊勢町
名主

勘 解 由

回向院御納所

覺

一、寅の十二月十九日と卯十二月十一日二度焼の町中へ、御公儀様より御拜借米被下置候、尤小間一間に付米五石八升九合づつ、町内米高合百七十四石一斗五升三合、三斗五升入にて俵數二千七百八十三俵と一斗三合、御直段金三十七兩替、金高千二十九兩三分と十三匁九分二厘なり。一箇年に付百二兩三步と四分二厘づつ十年賦に可相濟旨被爲爲仰付候、代金家持へ相渡し候、請取帳諸事入用帳共に袋入にて、自身番所帳箱に入置申候、若入用の節は、町中寄合の上にて開き可被成候、爲後日如此に印置申候、以上。

正徳二年辰正月

月行事 岩井七左衛門

小林又右衛門

辰四月九日町内寄合入目

一、四十五匁

但し一尺二寸杉三重物

上まつかぜ・中みどり・ある
上へい・小りん・中りん。

下おぼろ・さが
まんぢう。

中いろいろ
やうかん。

右の重、名主殿へ出申候。

一、二百四匁

上膳三十四人但し一人六匁づつ。

一、五十五匁五分

供三十七人但し一人一匁五分づつ。

一、十匁五分

三十四人前二重割子代

一、四十五匁

茶屋花代

一、五兩一步

藤屋五郎兵衛方の拂

一、十匁

うづら焼百

一、十四匁

おぼろまんぢう二色、百四十

一、八匁八分

大らくがん六十八

一、七匁

いろいろやうかん但し七さか
にして數六
十八に
きる。

一、六匁

ひぐわし二斤

一、三匁

西ノ内一狀岩城紙百枚

一、六匁五分

ろうそく十挺

一、三匁

上茶一斤

一、五分

筆一對

一、百文

人足一人

一、二匁五分

日やう一人

一、百文

たばこ五十匁

一、二歩十一匁

酒二斗五升、だちんとも

一、二百二十文

ちや屋にて小づかい

尤名主殿進上物爲持候人足代。

一、二兩二歩と三匁三分二厘

一、二兩二歩と三匁三分二厘

二口一七兩三步と三匁三分二厘

一、正徳二年辰六月十九日、名主勘解由どの死去被

内

一、四十匁

鎌倉屋與右衛門殿地主代り祝儀。

一、四十目

高島屋清兵衛殿家ゆづりの祝儀。

一、五匁

遠藤次右衛門殿家代替り。

一、五匁

吹田屋伊兵衛殿家代替り。

一、四十目

忠助方より普請金願計の故爲御禮出之。

一、五口

引残て五兩二歩と八匁三分二厘

一、百三十目

家持二十九人に割

一、一人に付十一匁六分六厘

辰四月九日

寄合行事

仁 兵 衛

四郎兵衛

覺

一、正徳二年辰六月十九日、名主勘解由どの死去被

一、正徳二年辰六月十九日、名主勘解由どの死去被

一、正徳二年辰六月十九日、名主勘解由どの死去被

成候に付、町中家持表店衆共に、不殘玄關迄御悔に參、其上廿一日御寺迄御弔に家持・店衆とも參申候。附り町中家持三十人より、爲御香奠金子三兩遣し申候、此割一人に付四百三十文づつ出る、表店より金子一兩二步右同斷、店一軒より七十九文づつ出る、爲後日一印し置候、以上。

但し店數九十軒内、半分出る、十四軒は、◎原本以下缺文。

辰六月廿三日

同廿五日、町中爲總代・月行事文左衛門忠助、淺草新寺町於禪德寺御齋に逢申候。

同廿五日

伊勢町中のはし長さ十二間、横二間、只今はかり橋にて横九尺御座候。

右の橋、鄰町組合にて掛申候。

同町道淨橋、長さ四間、横二間半

右の橋、町内計にて掛け來申候。

右の通り少しも相違無御座候、以上。

辰六月廿七日

伊勢町月行事

太郎兵衛

彌右衛門

右の通り樽屋より今日書上げ申候。

覺

一、名主勘解由殿御子息平八殿へ、跡役無相違被仰付候に付、其爲御祝儀、家持三十人より金子千疋遣し申候、尤も外に手代山田利兵衛・池田加兵衛兩人へ金子三步、此割家持一人より六匁五分づつ出す。

但し名も勘解由に御改被成候。

右家督仰渡候に者、北村殿にて八月十九日、町内より木村三郎左衛門岩井七左衛門・長島彌市・藤田徳右衛門、此衆中仰渡し承り被參候、爲後日一如此に候。

辰八月晦日

月行事

宇兵衛

同 六右衛門

覺

一、名主勘解由殿家督、町中御振舞に付、爲樽肴代

金子三兩、家持二十九人より遣し申候、尤も一人に付錢四百四十一文づつ集め申候、但し兩替錢四貫二百七十二文がへ也。

正徳二年辰九月

月行事 石渡八右衛門

同 長崎六兵衛

新銀吹替の事相止られ候間、自今以後は古銀・元祿銀・寶永以後の銀、いづれも取交せ候て、通用無滞可仕候、若し兩替相場の事、或は高きに或はやすきに過ぎ候て、通用差支候様に仕者有之におゐては、急度御沙汰可有之もの也。

辰九月

右之趣、今日被仰出候間、町中急度可觸知候、以上。

九月廿三日

一、公方様薨御被遊候間、町中物靜仕、火の元彌念を入れ候様に、借屋店がり裏々まで急度可相觸候、以上。

正徳二年辰十月十四日

右の通り、町中彌念を入れ可被相觸候、火の元念入れ可申候、以上。

十月十四日

町年寄三人

覺

町中番御定の通り、今晚より晝夜共に指置可申候、尤も表の間敷に應じ、手桶に水を入れ出し置可申候、少しも油斷有之間敷候、以上。

十月十四日

一、町中鳴物并作事等、此方より致左右候迄は可相止事

一、自然惡事仕者出有之ば、見出し聞付次第、早々三番所へ可申來事

一、喧嘩口論無之様に可仕候、若左様の儀も出來候は、名主月行事近所のもの、早速出合取扱可致無事事

一、火の用心の儀、念を入れ羅末に無之様に可申

付事

一、家持・同召仕并借家裏屋の者までも、此節用事なくして他所へ出申間敷事
右の通り堅く可相守、若し於相背は曲事可申付者也。

辰十月十四日

右の通り、從町御奉行所被仰渡候間、少しも違背有間敷候、以上。

辰十月十四日

町年寄三人

覺

町方賣買并湯風呂たき候儀相伺候處に、明日より商賣いたし、湯風呂をも焚き候様に被仰渡候間、得其意、諸事穩便に商賣等可仕候、湯風呂屋火の元彌念を入るべく候、此旨町中不殘可相觸候、以上。

辰十月十八日

右の通り、從町御奉行所被仰渡候間、町中入念可被相觸候、以上。

同日

町年寄三人

覺

一、明後廿日、御棺槨増上寺へ被爲入候間、町中の者共不致他出、火の用心の儀取分け入念、名主支配の場所切に見廻り、家主ども自分屋敷裏々迄度々相廻り、無油斷可申付、尤も御棺槨御通の節奉拜儀は、追て可相觸候。

一、喧嘩口論、萬事物騒敷無之様に、町々名主月行事中前後の木戸に附居、彌入念可申付候事。

右の通り、町中不殘急度可相觸もの也。

辰十月十八日

右の通り、從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘急度可被相觸候、以上。

辰十月十八日

町年寄三人

被仰出候趣

上古以來、我國にて金銀を出し候し事甚敷すくなく、下の財用とばしく候事どもは、世の人傳へ承る

の所にて候。然るに東照宮御治世の初、慶長七年に及びて天運の時至り候故か、神徳の感じいたされ候故か、天下の寶山一時に開け初て、金銀の生じ出候事、吾國の初より以來、また其例を聞かず、是よりして公私貴賤の財用ゆたかに、事足り候のみにあらず、我國の外よりも、金銀を求むべきために渡來候國々其數多く、是によりてまた我國費用もゆたかに事たり候へば、今日にいたり候、是皆東照宮の神恩にあらずとは申べからず。寛永年中、我國に渡來候事を禁せられ候國々多しといへども、今日にいたりて年々に渡來候所も、其數猶すくならず候をもつて、我國の金銀は萬國の寶にすぐれ候事、世の人又推知すべき所にて候。然るに又慶長より以來、或は異國中に流入、或は火災の度々焼失、或は神社佛閣衣服器財のため、に費やし用ひし處、凡九十餘年の間、我國の金銀大半を減じ候故に、天下の財用相通じ候事ども、初に及び難く、是によりて元祿年中、金銀の法を改め作られ、

我國通用の金銀又其數を倍し候。然れども其金銀の品は、東照宮の定め置れし所には大きに及ばず候によりて、工商の類、あらたに造り出され候金銀の價をいやしみ、各其利を失ふべからざる事を謀り、諸物の價を増し加へて商賣し候に及びて、諸物の價は年々に貴く、金銀の價は年々に賤しく成來りて、つるには公私貴賤の難儀には至りぬ。異朝にしては、古より其實貨の品高下同じからず事どもにて、就中中古以來は寶鈔として、紙をもつて金銀にかへ候て天下に通用せしめ候事、今に至りてよく相聞候。元祿以來の金、たとへ其品は下り候とも、異朝寶鈔にはくらぶべからず、然れば我國の四民各其家業を相傳へて、其財用を相通じ候事、東照宮より以來代々の國恩により候所を存じ候はんには、金銀の價もさのみはいやします、諸物の價もさのみは及ばしむべからず。然れども財を重んじ利をあらそひ候事は、工商の類の習ひに候上は、あながちに咎むべからず、只偏に其

餘を公私貴賤の煩と成候事、今更是非を論ずるに及べからず。すべて是等の事ども、年久しく知らされ候御事に候を以て、御代の初より常に御心に懸けられ候處は、金銀の品もとのごとくに諸物の價も平に、いかにとして天下の煩を除べき御本意に候へども、凡は物一度びやぶれ候後、もとのごとくになしかへし難き事は、定れる事ことわりにて、中にも今日金銀の品をもとのごとくになしかへされ候事、尤以て難儀のことにて、若然るべきいわれもなく、今の金銀を以てもとのごとくになしかへされ候はんには、天下に通用し來りし金銀は、俄に其數の半を減じ、天下の人各其家財の半を失ひ、また工商の類の利を謀り候心はもとのごとくに候へば、諸物の價は其半を減じて商賣し候事も有べからず。然らば金銀の數は今迄の半を減じ、諸物の價貴く候事は今迄のごとくに候はんには、公私貴賤の難儀、只今よりは猶甚しきに至り候べきか。是等の儀によりて、卒爾の御沙汰

にも及び難く候内に、新金の事、或は火に逢候ては流れ失せ、或は物にふれ候ては打損じ、其寶を失ひ候事有之よし聞召及れ、やむことを得られず、先其品をもとのごとくに改め造るべきよし被_レ仰出候。其形の少しく候事は然るべからず候へども、金銀の法もとのごとくになし返され候迄は、天下に通用し候金銀の數其半を減すべきこと、尤以て不可_レ然事に有之候故、かひきしかるにまた新銀の法、次第に甚_カ品下り候て、去年の冬に至りて、銀にて通用し候國、貴賤の難儀に及び候よし聞召れ、殊に不可_レ然事に思召され候を以て、新銀を造り出し候事をば停止せられ候。此上は猶更に金銀の品もとのごとくになし通さるべきこと、日々に御心を盡され候、但し天下の寶は天下共に寶とすべき物に候上は、思召にまかせて御決定遊ばされ難儀候事に候。たとひ今日金銀の品をもとのごとくになし返され、其數の半を減じ候とも、慶長以前の代々にくらべ候へば、天下の

財用猶ゆたかなるべき事は、萬々倍し候べし。然る

上は天下の貴賤相ともそんじ候所、私國の金銀は萬國にすべし候て、萬代の後までの寶とすべき物に候へば、たとへ各其財寶の半を失ひ候とも、其品をもとのごとくになし返さるべき候事に存じ、工商の類も相ともに存じ候所、金銀の品もとのごとくになし返され候は、たとへ其利を失ひ候とも、諸物の價は其半を減じて商賣すべき事にと存候へば、年來の御本意のごとく、すみやかに金銀の品をもとのごとくになし返され、天下の煩を除かれ候べし。もし天下の貴賤の存する所も、今日通用の金銀其數の半を減せられんことも不可_レ然事と存じ、工商の類も、其利を失ひ候はん事は、かなふべからずとぞんじ候におゐては、天下の人と共に其時を御待合せ可有_レ之候。只いづれの道にも、金銀の事は我國の萬代迄のために、東照宮定め置れし法のごとくになし返さるべき御本意に候間、天下の貴賤よろしく此旨を存すべきよし

被_レ仰出_レ者也。

辰十月十一日

右の趣、今度被_レ仰出候間、町中不_レ殘可_レ觸知候、以上。

辰十月十八日

右被_レ仰出候趣、町中家持は不_レ及_レ申、借屋店借地借_レ裏々の者迄も具に可_レ申聞候、爲_レ後日御帳に、名主月行事印判仕候、以上。

正徳二年辰十月廿一日

覺

一、神田神事能入目銀、只今迄は町内寄衆より伊勢町分と申、出銀書付參次第に、角屋敷八軒はのけ、中屋敷計面割に仕出申候處に、當年殊の外出銀多く出申候に付、角屋敷衆に相談仕候て、此以後角屋敷出銀、外に町年寄衆より書付參候年は、中屋敷分計にて出申、角屋敷出銀の書付參不_レ申候年は、角屋敷八軒も中屋敷と同前に、同じ事に面割に加り申筈に相談相

極め申候間、此以後左様に割付可被成候、以上。

正徳二年壬辰十一月十三日月行事 九右衛門 又左衛門

川通間數の覺

- 一、五十三間 本船町長屋裏行共に
- 一、六十一間二尺七寸 下船町一丁目分
- 一、六十間三尺七寸五分 同二丁目分
- 一、六十間四尺一寸 同三丁目分
- 一、二十三間一尺 堀留町分
- 一、八十七間半 伊勢町米川岸分
- 内二間、小林又右衛門支配家にて引け申候筈。
- 一、二十間 石渡八右衛門裏行間數
- 一、二十五間 同裏河岸三人の間數
- 一、四拾五間 伊勢町鹽川岸分
- 一、六十五間六尺 同上町二人分
- 一、十三間
- 一、七十八間六尺

- 一、二十間 瀬戸物町分但し橋の内也。
- 一、三十三間半九寸 同町橋表分
- 一、五十三間半九寸
- 一、二十二間 本町三丁目裏河岸分

此外川渡割付の節は、伊勢町川岸通荷上場三箇所、間數合十四間總間數へ入れ割來申候。

右の通り、町々間數相改候處、少も相違無御座候。

正徳三年巳三月十七日改之。
一、御本丸御能御賄方御用人足當り候節は、前夏より請負人新右衛門町太兵衛店喜兵衛と申者に相渡し申候、尤も賃錢の儀は、一人前に三百二十四文宛にて渡し來申候、重ても其積りに考候、爲念印置申候、相渡しの節は、右喜兵衛より請負證文急度取置申候。

正徳三年巳四月四日 月行事 八右衛門

彌 市

巳四月四日 覺
一、明五日於御本丸、町中御能拜見仕候様御觸御座

候、尤も晝替りにて拜見仕候事。

同四月十二日 一、明十三日御錢被下候間、名主月行事印判を持、

四ツ半時丹羽遠江守様御門前迄可罷出候、以上。

同四月十三日 一、御錢三十二貫文拜領仕、此内一貫文は月行事に被

下候由に候へども、町代忠助方へ遣し申候、又一貫文は名主殿へ遣し申候、残り三十貫文は、町内三十人に一貫文づつ相渡申候、以上。

月行事 新 七

彌 市

巳四月九日町内寄合入目

一、四十五匁 但し一尺 杉重三重物、

上まつかざ・中みどり・ある 中うゐろう。下おぼろ・さがへい・小りん・中りん。 やうかん。下まんぢう。

右の重、名主殿へ出申候。

一、二百四匁 上膳三十四人但し一人に付六匁づつ。

一、五十五匁五分 供三十七人但し一人に付一匁五分づつ。

一、十匁五分 三十四人前二重割子の代

一、四十五匁 茶屋花代に遣す。

一、金五兩一步也

右は藤屋五郎兵衛方へ拂。

一、十匁 うづら焼百

一、十四匁 おぼろまんぢう・さがまんぢう二色にて。 百四十

一、六匁八分 大らくがん六十八枚

一、七匁 うゐろうやうかん但し七棒にして、數六十八に切る。

一、六匁 干菓子二斤

この干ぐわしの儀、菓子屋より失念いたし、ふじ屋へ参り不申候に付、其替りにぎうひ二百文分認、名主殿へ出し申候、重ては干菓子に可被成候。

右五口は、町内引菓子に出で申候。

一、三匁 西ノ内一狀岩城百枚

一、六匁五分 らうそく十丁

一、百文 たばこ

一、五分 筆一對

一、三匁 茶一斤

一、百文 人足一人 名主殿へ出し遣し申候。
 一、二百文 人足一人 右は小遣にいたし候。
 一、金三分と六匁一分 酒二升、背負ちん共に
 總べ金六兩百二匁七分錢六百文

内

一、五匁は 長谷川彌右衛門殿家代替り祝儀
 引残て金七兩三步と一匁四分

家持共二十九人に割、金一步と七十二文づつ當。
 此差引、入用帳にて委細見え申候。

巳四月廿日

月行事 八右衛門 彌市

覺

一、三年前卯四月九日、町内參會の節、永樂や又右衛門どの、中村長右衛門殿家一所支配被_レ致候願の節、毎々より評議致し候通り、何共町内家持數減じ候に付、自身番小役等多く掛り、めいわく存候に付、何も相談の上、向後如何様の儀御座候とも、家持數減じ

間敷儀急度申合せ候、爲_レ念當年も此儀相改め、此所に印置者也。

家持月行事

覺

一、面々支配の船持共、船つぶし、極印上げ候者有_レ之、并武家方と船賣買の節は、別紙に書付の通り相認め、名主致_レ判形、船持どもに爲_レ持、船請の者方へ差出し、早速船請同道にて川船役所へ罷出、帳面に付、船持判形致し候様に可_レ申付候、面々判形吟味の上、其品品帳面に記、船持判形可_レ取置候。新船極印請の節も、船持共川船役所へ罷出、帳面に付可_レ致_レ判形候、勿論船持店替いたし候か、または互に船賣買候へば、賣渡者并買取候者雙方船請方へ訴_レ之、役所の帳面書替、致_レ判形候様に可_レ申渡候。別紙に三通の文言寫置、向後此旨相心得、船持共に得心いたし候様に可_レ申渡候、尤も極印上げ候儀九月より翌年三月晦日迄限り可_レ差出候、其以後に及候は、一切不_レ取上

候。本式の御年缺役銀可_レ申付候、書替船前々の通り四月晦日を限、右の旨得_レ其意、末々猥に無_レ之様に可_レ相心得候、以上。

巳八月

曾根 又 兵衛
 久保田 次右衛門
 秋山 彦太夫

江戸町々 名主

又

此廻帳披見の上、町下に名主致_レ判形、順々可_レ被_レ相回候、若町付の外、川船有_レ之町々書落候處有_レ之候は、鄰町より書添可_レ被_レ相回候、此町付向後判鏡に用候間、若し他出の面々有_レ之候は、其町下に致_レ斷書、追て判鑑川船役所へ可_レ被_レ差出候。向後上げ極印は名々判形證文、船持共持參、船請同道にて川船役所へ罷出、帳面に判形不_レ致_レ候におゐては、斷立間敷候、勿論御手缺札も役所へ取上げ候間、此旨を船持へ可_レ申渡候、且又先達て相觸候船數書上の儀、

いまだ書付不_レ差出町々も有_レ之候間、彌吟味をとげ可_レ被_レ書上候、此回狀、留りの町より可_レ被_レ相返候、以上。

巳八月

川船奉行手代
 濱野 平 吉印
 中島 左太郎印
 奥原 伊右衛門印
 佐藤 小平 太印
 吉田 傳太 夫印

賣船證文の事

何船 一、何船京錢何貫何百齊

船請何屋誰
 江戸何町何目誰店
 船持 誰印

右は拙者支配の船持にて御座候、何の年川船御年缺役銀上納仕、度々^{◎今}御極印付の儘、何の誰様へ賣上申候、御帳面御書替被_レ遊可_レ被_レ下候、以上。

年號月日

名 主印

川船御役所

上げ極印證文の事

何船 一、京錢何貫何百齊

船請何屋誰
江戸何町何丁目誰店
船主 誰印

右者拙者支配の船持にて御座候、右の船古罷成用に立不申候間、此度潰船に仕、御極印切積、并何の年々御年缺役銀上納札共に差上申候、御帳面御除き被成可被下候、若し右古船用乗回り候は、如何様の曲事にも可被仰付候、以上。

年號月日

名主 誰印

川船御役所

若し又極印上候から船を買取造作いたし用ひ申度と申す者有之候は、其旨を文言に可書載。

買船證文の事

何船 一、京錢何貫何百齊

船請何屋誰
江戸何町何丁目誰店
船主 誰印

右は何の誰様御所持の船、此船御極印付候儘、拙者支配右の誰相求め申候、御帳面御書替被遊可被下候、以上。

年號月日

川船御役所

家中の時は誰様御内誰殿へと可認。

覺

一、此頃丹羽遠江守様、如御願今日御役御赦免被爲成候、尤も御役御赦免被爲御祝儀罷出候事、常常御出入仕候町人の外は、堅く無用可仕候旨被仰付候間、相心得可申候、以上。

午正月廿三日

月行事 七左衛門
同斷 又右衛門

覺

一、今日中山出雲守様、町御奉行被仰付、就夫町中もの共御祝に伺公仕候儀、前々より御出入の町人の外は、重て此方より申渡候迄は、無用可仕候旨被仰付候間、此旨町中不殘可被相觸候、以上。

午正月廿八日

覺

一、町内何方にても髮結牀小間物見世に不、其外新規の願人有之候共、相叶中間敷候旨、町中寄合の上にて相極り申候、向後願人御座候とも、取次中間敷候所、仍て如件。

午四月十一日

月行事 新 七
平 重 郎

午四月十一日寄合入目

- 一、二百四匁 三十四人前但し一人前六匁づつ
- 一、五十五匁五分 三十七人前但し一人前一匁五分づつ
- 一、十匁五分 三十四人前引ぐわし箱代
- 一、四十五匁 茶屋花代に遣す。
- 一、金五兩一分

右は藤屋五郎兵衛方へ拂。

- 一、二十三匁 うづらやき・おぼろまんぢう・さがまんぢう三色當分に取合。
 - 一、八匁 うゑろ餅・やうかん、五分て四つ切にして、六十八切に誂申候。
 - 一、六匁八分 大らくがん三十四枚・あさがほせんべい六十八枚。
- 右三色引ぐわしに成。

一、六匁 ぐわし二斤是は茶屋にて座敷ぐわし。

一、四十五匁 一尺二寸三重箱

上ぐわし 中うゑろ餅 下おぼろ・さがまん
色々。 中やうかん。 下ちう二色にして。

右は名主殿へ進上に成、淺草へ持參無用にして寄合に候者、時分御宿へ御斷り申進上仕候事。

一、百文 西ノ内一狀

一、四百廿文 ろうそく十丁

一、百十四文 岩城百枚

一、百文 きざみたばこ

一、三匁 茶一斤

一、四十二匁 酒二斗、かるこ日よふ代共

一、五分 筆

一、三百文 長しまやより參り候日よふ二人分

總金五兩一步と銀三十四匁三分・錢一貫三十四文。

内四十匁、藤田徳右衛門殿御名讓御祝儀請取申

候。
内五々、松本平右衛門殿御家代替り御祝儀請取申候。

引残て金六兩三分と錢九百八十八文

兩替三貫六百二十文かへ

此錢二十五貫四百三十一文

家持二十九人割、一人前八百七十四文づつ

月行事

新

七

平 十 郎

覺

慶長年中定め置れ候金銀の法、元祿年中に至て始て其品を改められ、寶永の初ふたゞび銀の品を改められ候よりこのかた、諸物の價も年々に高直に成り來り、世の難ぎに及び候によりて、前御代御治世の始より、金銀の品、慶長の法のごとくになし返さるべきよしの御本意に候といへども、近世以來諸國山々より出來候金銀の數古來のごとくに無之候を以て、たや

すく其御沙汰に不_レ及候所に、就中元祿の金は折れ損じ候に付て、其通用難儀候由を聞召及ばれ、まづ其御沙汰有_レ之候。其後に至りて、寶永の銀も其通用難澀の御事、御聽に達し、其故をたづねきはめられ候に及び、世に通用し候處の銀、次第に其品宜しからざる物ども出來候事相しれ、早速に銀吹出し候事を停止せられ、其事の由來を御糺明の上、其御沙汰あるべき御旨に候處、既に御不例日々に重らせられ候につきて、去々年辰十一月十一日に御書付を以て御思召のほど被_レ仰出_レ候。これによりて當御代に至り候よりこのかた、世の人の申沙汰し候事共をも尋ねきはめられ、各詮議の上をもつて、金銀の品、慶長の法のごとくになし返さるべき事に議定せられ候、其通用の法引替の定等の事は、つまびらかに別紙に見え候よしに候、今度の御沙汰におゐては、前御代の御旨によりて、下後代迄の爲をもつての御事に候上は、貴賤貧福を選ばず、皆々御定の旨を相守り、其功の終るべ

き所をよろしく覺悟あるべき事に候。もし一身の利潤をはかり候爲に、何事によらず、其通用相滯候事ども仕り出し候に於ては、前御代御旨、當御代の御沙汰を違亂候のみにあらず、天下後代迄の罪人たるべきものに候へば、急度其罪を糺され候て、嚴科に行はるべき事に候、是又其旨を相心得申べき者也。

正徳四年甲午五月十五日

今度被_レ仰付_レ候金銀の品、慶長御定のごとくになし返され候事は、去々年辰十一月十一日、前御代被_レ仰出_レ候御旨によられ、天下後代迄のために御沙汰候上は、公儀様御費用の事等論するにたらず、附就近世以來諸國山々より出來り候所の金銀、むかしのごとくに無之候をもつて、元祿以來の金銀等ことごとく皆相改り候迄は、多くの年月を経べき事に候、こゝをもつて其功終り候迄の間、金銀通用の法を定められ候條。

一、今度被_レ仰付_レ候新金新銀、并慶長以來元祿七年迄

の古金古銀はいふに不_レ及、元祿寶永の金銀、皆々これを通用すべし、但元祿寶永等の金銀の事、公儀の御定におゐては、慶長の法のごとくに金一兩を以て銀六十目に相當せられ候といへども、内々におゐては歩金歩銀等を加へ候て通用し來り候事は、其品々の高直同じからざるゆへに候。然る上は是より後も、元祿以來品々の金銀を以て、慶長の法の金銀等、其品を同じく通用の事は背べからず候。これによりて慶長以來只今通用の金銀に至るまで、おの_レ其品の高下によりて割合の次第を定められ、いづれの金銀にても、有合候に隨ひて皆々通用し候法を定められ候、其割合の次第は別紙に見え申候事

一、何事によらず物の價を以て定め候事は、只今通用し候金積り銀積りを以て其直段をたて候て、其金銀の事は有合候に隨ひ、いづれの金銀にても、割合の定を以て新古の選びなし通用すべき事

附借金借銀の事、是又此例に順推すべき事

一、御料所御年貢の金銀上納を始て、すべて上納の金銀等、是又只今通用し候金積り銀積りを以て勘定し、其金銀の事は有合候に随ひ、いづれにても割合の定を以て通用あるべし。公儀御用の代金代銀として被下候所も、割名の定を以て、いづれの金銀にても用ひらるべく候、世上におゐて天下通用の法、皆々此例に准すべき事

一、大判の事は元祿年中に改められ候所も、慶長の大判に引くらへ候に、其品大きに下り候にもあらず、折れ損じ候事もなく候によりて、寶永七年只今通用の金を被_二仰付_一候時も、此御沙汰には及ばれず候。今度におゐても、小判・一歩判等相改り候以後に御沙汰あるべく候、其間は公儀被_二下候所_一も、献上の所も、其外私に用ひ候所も、皆々只今通用ひ來り候大判を以て通用あるべき事

一、公儀へ献上の銀子、被_二下候銀の事_一、是又只今通用の銀積りを以て用ひ、其銀の事は、只今通用ひ來り候

銀にても、または割合の定をもつて今度被_二仰付_一候新銀を用ひ候共、新古の選びなく通用あるべし、一枚二枚の馬代等に至りても、これを准すべき事

一、今度被_二仰付_一候新金新銀を以て、元祿以來品々の金銀に引替候事は、年を経べき事に候によりて、諸國在々所々の手寄次第に連々に引替候ために、江戸京大阪三箇所におゐて引替所をさだめ置れ、引替候者を相對の割合の定めのごとく、其事の煩なく引替べく候よしを相定められ候事

附若用事に就て、今度の新金銀をもつて、只今迄の通用の金銀に引替たきもの候に於ては、是又割合の定めを以て、其望次第に引替候様に相定められ候事

一、今度被_二仰付_一候金銀の事は、慶長年中より元祿七年迄のあゐだ通用し候古金古銀と、其品相同じく候上は、元祿七年以來の古金古銀は引替候に不及、今度の新金銀も相まじへ候て、永く通用あるべき事

右の條々、今度被_二仰付_一候金銀、世にあまねく流布し候までの間は、公私貴賤ともよろしく遵行あるべき事。

正徳四年甲午五月十五日

一、新古金銀割合次第

一、慶長の古金は、只今通用の金に十割増、右慶長の古金世上におゐて往古金と稱す一兩には、只今通用の金二兩を用ゆべし、今度被_二仰付_一候新金は、すなわち此古金と其品同じく候故に、其割増も又これに同じ。

附り只今通用の金と元祿の金とは、其品に高下ありといへども、其形の大小あるをもつて、此二品は差別なく一様に用ゆべし。但し只今通用の金と元祿金とを引替へ候例、元祿金百兩につきて、歩金として只今通用の金二兩二歩づつを増し加へ來り候所に、もし其法を改められ候は、元祿金を所持し候ものために不可然候によりて、自今以後も引替所におゐて、此二品の金を引替候には、歩金の法

のは、只今迄の例のごとくなるべきよしを定められ候。

一、慶長の古銀は、只今通用の銀に十割増、右慶長の古銀世上におゐて往古銀と稱す一貫目には、只今通用の銀二貫目を用ゆべし、今度被_二仰付_一候新銀は、則此古銀と其品同じく候故に、其割増も又是に同じ。

附り只今通用の銀、凡寶永七年以來出來る所の品世上におゐて中銀、三寶、四寶と稱す、其差別なく一様に用ゆべし。

一、元祿の銀は、只今通用の銀に六割増、右の元祿銀世上におゐて元銀と稱す一貫目には、只今通用の銀一貫六百目を用ゆべし。

一、寶永始の銀は、只今通用の銀三割増、右寶永始の銀世上におゐて寶字銀と稱す一貫目には、只今通用の銀一貫三百目を用ゆべし。此割合の次第は、別紙の定書に相見え候ごとくに、今度被_二仰付_一候新金・新銀世にあまねく流布し候までのあいだは、新古銀を選ばず、皆々通用あるべき爲に定められ候所に候。就中只今通用の銀の事

は、慶長の古銀に引きくらべ候に、其品大きに同じからず候へば、其品に應じ候て割増を定められ候へば、公儀御費用にも及ばずして、慶長御定の品のごとくになしかへさるべき事に候。何とも世のために於ては其損失あるべき事に候を以て、わづかに十割増の位に定められ候て、其不足の所に於ては、公儀御費用をもつて償はれ候處にて候、是則前御代の御旨によられ、天下後代迄のために御沙汰有之事に候條、よろしく其旨相心得候て、此定を相守るべきもの也。

正徳四年甲午五月十五日

諸國商人兩替し候輩に可申渡事

一、元祿寶永以來金銀の品改り候度々に、其通用相滞り、ついで世の難ぎに至り候事、兩替し候商人等みだりに金銀の品を高下し、過分の利倍を求め候より事起ての由に候。今度金銀の品、皆々慶長の古法のごとくになし返さるといへども、元祿以來の金銀こ

とくく皆相改り候までは、其年數久しかるべきによりて、其間金銀通用割増等の法を定められ候。凡金銀錢等の兩替を以て家業し候上は、其時に應じ候て相當の相場はあるべきこと勿論に候、若しこれより後に至りて、兩替の上につきて、世の金銀通用の事相妨げ候事仕出し候もの有之候におゐては、其者をば急度嚴科に行はれ、其由を以て訴出候者に於ては、彼の罪犯の者の家財を以て、よろしく褒美を御沙汰あるべく候もの也。

午五月十五日

右新金銀御吹替の御觸、同金銀通用の法御定書、新古金銀割合の次第、諸國兩替商人へ仰渡の御書付、以上四通りの趣、慥に承届御請負申上候間、町中兩替屋共は不及申、家持・借屋・店借・地借・裏々まで委細爲申聞、此旨急度相守可申候、若し右品々相背候者御座候へば、何様の曲事にも可被仰付候、爲後日町中連判の手形差上げ申候、仍て如件。

正徳四年五月十七日

御奉行所

中橋目録寫

一、此橋の儀は五十三年以來、寅の年新規に掛け申候、依之町御奉行渡邊大隅守様御番所にて被仰付、則ち橋御見分も大隅守様被遊候、其節橋掛け候代金の儀は、瀬戸物町・駿河町・兩替町・北鞆町・品川町・同裏川岸・安針町・小田原町一丁目・二丁目・室町一丁目・二丁目・伊勢町、是十二町より出し候様に被仰付候、尤も瀬戸物町・伊勢町の儀は、町内計にて掛け申候橋一箇所づつ御座候由申上候へ共、他町の割付小間一間の半役出し候様に被仰付、仍之度々掛直し候節、右の通に割付申候。寶永七年寅十二月十九日に燒失仕、正徳元年卯の二月に假橋掛け申、此節の割付右同斷、是又損じ候故、正徳四年午の八月廿三日、御月番坪内能登守様へ御訴申上、其後組合町々へ申遣し、橋注文致、入札取、同九月二日に右十二町月行事立合入札披

候、仍て落札へ申付候、札主弓町大工傳兵衛掛け申候、入用目録末に有之。右の橋出來候に付、十月十六日に月行事五郎左衛門・名主勘解由七左衛門・六兵衛并忠助相添、明十七日より往來爲仕候段、三御番所様へ御訴へ申上候、以上。

午の十月十七日

伊勢町中の橋入用覺

一、金百三十九兩一步・二匁四分 新規橋一色の代
内金四兩一步 假橋の代にて引
殘て金百三十五兩・二匁四分
一、金八兩

右は十二町月行事衆御相談の儀に付、橋請負人傳兵衛願申候は、入札仕候時分より諸色共に別て高直に罷成、大分損金御座候て迷惑仕候に付、御合力被成被下候様に願申候、尤も橋も相應に出來宜敷方に候間、合力褒美共に可遣、相談相極如候。

一、金一兩二步六分

兩橋詰切込敷砂利二坪の代。

一、金二步 橋臺地形土持砂利敷人足九人。

一、金二步二分

檜葉五寸角二間二本橋下へ砂利留に遣申候。

一、金三步二分五分

九月二日入札披候節、十二町月行事衆御立合入用。

一、金三步十三分五分

橋出來の節大工へ遣候祝儀錢三貫文の代。

一、金二步五分 同樽肴の代。

右二口大工方へ遣し申候。

一、金三分二分六分五厘

石垣損じ候處へ栗丸太十一本打申候、日よふ二人共に。

一、金二分 大工前借段々願申候故、内借金五十兩遣

し申候に付、取替し方へ禮金に遣申候。

一、金一步六分四分一厘八毛

是は四年以前假橋代割付出候處に、室町安針町新道九間裏川岸名主殿屋敷三間以上十二間分のかゝり不足、伊勢町にて取替置候、此度割付に出し申候。

一、七分五分

橋仕様注文并清帳の紙代入用。

總ノ金百四十九兩三步二分六分六厘八毛

此銀八貫九百八十七分六厘八毛

八百四十三間

兩替町 北鞆町 品川町

同裏川岸 室町一丁目 同二丁目

駿河町 安針町 小田原町一

同二丁目

此掛り銀七貫四百九十四分二分七厘

但し小間一間に付銀八分八厘九厘宛

三百三十六間

瀬戸物町 伊勢町

此掛り銀一貫四百九十三分五分二分

但し小間一間に付銀四分四分四厘五毛宛

右兩町の儀、町内計にて掛け申候橋一箇所宛御座候に付、他町の小間割半分の積り出し申候様に、先年從御公儀様被仰付候に付、前々より如此の割付にて御座候。

總間數千七百七十九間也。

此割付

一、間數百四間半 兩替町

此掛り金十五兩一步十四分五分

一、同百十七間半 北鞆町

此掛り金十七兩一步九分五分七厘五毛

一、同七十五間 品川町

此掛り金十一兩六分七分五厘

一、同百六十五間半 室町一丁目 同二丁目

此掛り金二十四兩二步一分二分九厘五毛

一、同八十間

駿河町

此掛り金十一兩三分六分二分

一、同四十一間半 安針町

此掛り金六兩八分九分三厘五毛

一、同百二十一間 小田原町二丁目

此掛り金十七兩三分十分六分九厘

一、同四十六間半 同二丁目

此掛り金六兩三分八分三分八厘五毛

一、同百四十五間 瀬戸物町

此掛り金十兩二分十四分五分二厘五毛

一、同百九十一間 伊勢町

此掛り金十四兩八分九分九厘

合金百四十九兩三分二分七分八厘五毛

右の通り中の橋入用金割付如斯御座候、以上。

正徳四年午十月 伊勢町 月行事 八右衛門

去頃新金銀通用法被仰出候時、數通の御書付を被

出、就中諸國商人兩替を業とし候輩には、別ての御書付有之候處に、商人等猥りに新金銀の品を評論し、兩替の増歩を望み、剩へ武家において新金を不_レ被_レ用候故、世の通行相滯由申なし候事等、其風聞候、急度御穿鑿を遂げられ、其御沙汰有べき事候といへども、當時御法事打續き、赦宥の御沙汰も有之付て、しばらく其事に及ばれず候。此度に至りても、最初御書付の次第に違背候輩於_レ有_レ之には、其罪を正され重犯の科に可_レ行はる事候間、或は法に背きて兩替の増歩を出させ、或は故なく諸物の直段を高仕候等事は不_レ及_レ三言に、不_レ寄_レ何事に、金銀の通行を相妨げ候者の事申出候ものはよろしく御褒美の事可_レ有_レ之。若し指當る所の難きによりて、新金銀増歩を出し、又はこれら違法の事を得る不_レ及_レ三申出に、後日に至りて相顯においては、其罪科も犯人に同じかるべきもの也。

右の通り被_レ仰渡、慥に承届御請負申上候間、町中兩

替やは不_レ及_レ三申に、家持借家店借裏々召仕等迄爲_レ申聞、新金銀少しも無_レ滯通用可_レ仕候、若し相背き通用相滯候は、當人は不_レ及_レ三申に、家主五人組名主まで、何様の曲事にも可_レ被_レ仰付候、爲_レ後日町中連判手形差上申候、仍て如_レ件。

正徳四年午十一月晦日 月行事忠 兵衛

同 與右衛門

御奉行所

未四月十一日寄合入目

- 一、二百四匁 但一人前六匁
- 一、五十五匁五分 但一人前一匁五分
- 一、十匁五分 但一人前一匁五分
- 一、四十五匁 但一人前一匁五分

金五兩一步、藤屋五郎兵衛方へ渡す。

右は前々より相定り候分

外に金三分 同人へ遺す。

是は當年諸色高直に御座候間、定りの外に心付

にて遣し申候、此度は格別の儀に御座候。

金六兩也

- 一、二十八匁八分 一分二厘づつ うち八分は、まんぢり百六十。
- 一、八匁八分 同断 うち八分は、まんぢり百六十に成。
- 一、十匁二分 一分五厘づつ 大らかん六十八。

右三口引ぐわしに成。

三重の杉重一組 長さ一尺二寸。干ぐわし、うしろ餅。

右は名主殿進物、断書前々同断。

- 一、錢三貫四百五十六文 酒二斗の代
- 一、百五十文 せんじ茶一斤
- 一、百文 きざみたばこ代
- 一、三十二文 筆一對代
- 一、三百文 人足二人
- 一、銀二匁三分 岩城紙百枚代
- 一、六匁 らうそく十丁

總_レ金六兩銀百一匁一分錢四貫四十文

内

- 一、四十匁 成井治郎助殿より出る。
- 一、五匁 林久兵衛殿より出る。
- 一、五匁 木村三郎左衛門殿より出る。
- 一、五匁 内田六右衛門殿より出る。

銀五十五匁

引殘金六兩銀四十六匁一分錢四貫四十文

此金總錢に_レ二十四貫二百九十三文

兩替小判六十目、錢二十目、二貫九百八十文

家持二十九人に割、一人前八百三十七文宛

右集錢二十四貫三百十七文

引残り錢二十文餘り

是は諸事入用帳に付出し、町内入用に成る。

覺

未五月十日
一、明十一日より、御本丸御能御座候、町中の者共拜見仕候様御觸御座候に付、朝代の由にて、伊勢町曉七ツ時分大手へ相詰候。

未五月廿日
一、明後廿二日御錢被下候由、名主月行事印形持、
坪内能登守様御番所へ可參由、御觸有之候。

一、明廿二日御錢三十二貫文拜領仕候、町内割付の
儀、去る巳の四月十三日の例の通割付渡申候。

正徳五年未五月廿二日

月行事
宇野仁兵衛
溜屋四郎兵衛

條々

一、御用承候職人町人、此外何事に不寄、御金藏にお
いて御金を請取候者ども、歩銀を定め、御金藏同心
共へ指出し、其禮物として御金奉行中へ音物仕候由
相聞候就て、今度此等の儀制禁有之候、自今以後禮
物歩銀等差出し候もの有之に至^カ於ては、年月過ぎ
候以後に相顯はれ候とも、急度御用を台放され、其事
の體により罪科の沙汰可有事

一、總て御用承候職人町人等、御用掛支配の役人中并
其家來の末々に至るまでも、年來出入の由緒有之候
共、輕少の音物もいふに及はず、振廻等の儀あるべ

からず、自今以後違犯の輩有之においては、是又前
條の例に准じ、急度其沙汰に有^カ及べき事

附御用掛り支配の役人中、其主人はいふに及はず、
家來等にも相頼まれ、或は金銀の取持、或は買物
取次等一切に制禁の事

一、公事訴訟有之者共、奉行役人中并其家來の末々
といふ共、内縁を求め音物を相贈り候儀制禁有之
候、違犯の輩に至ては、たとひ理連の公事、其謂有訴
訟と言共、一切に許容有べからず、若し又裁許の後、年
月を過ぎ相聞へ候といへども、急度其沙汰に及ばれ、
罪科に行はるべき事

右條々嚴重に相守るべし、若し音物等の儀無之に就
て、御用の事又は公事訴訟等難澀遲滞の煩有之に至
ては、其仔細を以て、大目付御目付中の間いづれへ
なり共訴へ出べし、よろしく其沙汰有べき者也。

正徳五年七月日

右の趣被仰出候間、町中不殘急度可觸知者也。

未七月五日

右御觸の趣、隨に承届御請負申上候間、町中へ御用承
り候職人町人は不^レ及^レ申に、家持借屋店借地貸手
代召仕等迄爲^レ申聞、右の條々急度相守可^レ申候、若
違背有^レ之者共御座候へば、何様の曲事にも可^レ被^レ仰
付候、爲^レ後日町中連判の手形差上申候、依て如件。

正徳五年未七月五日

御奉行所

一札

一、伊勢町川端荷揚場に、年頃六十歳餘に相見え候非
人尼倒れ相果罷在候に付、御月番坪内能登守様御番
所へ御訴申上候處、非人に紛無^レ之候へば、死骸片付
候様に被^レ仰付候、仍て貴院御下屋敷へ遣し申度存
候、尤總身に疵少しも無^レ御座候、重て以箇様の六ヶ
敷儀御座候とも、貴院へ御苦勞相掛け申間敷候、證文
依て如件。

正徳五年未十一月廿三日

伊勢町

月行持

仁兵衛

同

平十郎

名主

勘解由

回向院御納所

兩替の者共へ日々に廻り來候元祿金小形金、上方其
外餘國へ差遣し候事、向後堅く無用に仕、たとへ定
數の外たりとも、引替所へ差出し新金に引替可^レ申事
一、上方筋其外へ遣し候金銀を請込候飛脚請負のも
の、又は船問屋等迄も此度申付、兩替の者共より元祿
小形の金、餘國へ遣し候は、一切請込不^レ申、其旨出
雲守番所へ可^レ訴出旨申付候、且又兩替のもの手前
手前より仕立飛脚、或は荷物等の内へ差加へ、密々に
元祿小形の金、餘國へ遣し候ものも有^レ之候は、見
及び聞及び次第可^レ訴出旨申渡候間、其旨を可^レ存事
一、此度京大坂兩替のものども等も、當地兩替屋ども
の格を以て、組合を立て定數を極め、金銀引替候様に
兩奉行所より被^レ申付候間、當地兩替の者共は、別て

其旨を可心得事

一、何事によらず金銀の通用有合に随ひ、新古の選なく通用すべき由の御定法に候ところ、兩替のもの共、上方其外より金銀爲替取組候にも、新金小形金と差別有之、たとへば上方より取組候爲替にも、江戸にては新金を以て渡し候筈、或は小形金を以て渡し候筈と、その定を仕候由風説有之候、自今以後爲替にも第一に新金を用ひ、金銀に品を立て候事、堅く仕間敷事

一、借金之事、是又最初より御定法候ところに、新金を以て借候者は、返済の節より新金の積り、小形金を以て返済の筈と品を立て候由、是また風聞に候、小形金にて借候ところ、新金にて返済候共、少しも異論なく請取之、其品立候事不可仕事

右の條々急度可相守之、金銀通用の次第は最初より御定法有之、就中兩替のもの共へは、別て被仰出候旨も有之候上は、兩替の者ども方より、新金銀

通用に相さまたげ候事仕出し候は、重犯の罪科に候條、其本人はいふに及ばず、一組の月行事まで重科に行はるべし、たとへば^{○新}後日に外より相聞といふとも、可爲同罪者也。

十二月

一、新金銀追日通行し候に就て、只今に至ては、世上に相残る所の元祿金は其數を減じ候、仍之元祿金通用の事は、來々年丁酉十二月限りとして、其明年戊戌正月よりは、世上の通用一切停止たるべき事

一、元祿金の通用停止の後に至りても、或は遠國末々の輩、いまだ替盡に及ばず候も有之候は、引替所において新金に引替候事は制外たるべし、雖然末々に通用停止の上は、引替の歩金を加へ候事は不可有事

一、小形の金通用の限りも、此後程なく御沙汰可有之候間、元祿金はいふに及ばず、小形金引替の事も、其心得あるべき事

右今度御沙汰有之候元祿以來の銀の事も、此旨に准じて、新銀に引替通用し、最初被仰出候御書付の様に違犯なく、新金銀慶長金銀の通用、いさゝかも難澀の事あるべからざるもの也。

乙未十二月

右御觸の趣、慥に承届御請負申上候間、町中家持は不^レ及^レ申、借屋・店借り・地借裏々召仕等まで爲^レ申聞、此旨急度相守可^レ申候、若し相背き候もの御座候はば、何様の曲事にも可^レ仰付候、爲^レ後日町中連判の手形差上申候、仍て如^レ件。

正徳五年未十二月

御奉行所

覺

一、今晝時、町内火元廻り罷出候處に、中の橋上に人立有之候に付、罷越見分遂げ候へば、橋下に澀紙包有之候、早速人足入、取上げ見分致し候へば、どら四つ・如鉢七つ、以上十一有之候、則名主殿へ相伺ひ、

御月番中山出雲守様御番所へ御訴へ申上げ、御帳面に付、三日さらし、其上にて又々御訴へ可^レ申上旨被^レ仰付候。^{三御番所様御帳面に付。}

正徳六年丙申閏二月朔日

月行持 彌右衛門
藤右衛門
平右衛門
下月行持 忠右衛門

右どら如鉢、主無之候に付、御番所へ申上候へば、差上可^レ申旨被^レ仰付候間、則二品共に差上申候、三御番所へ其段御訴へ申上候、相濟申し候。

閏二月四日

定

一、例年四月十一日、於淺草藤屋、町内寄合の上評議有之候事、町内家屋敷賣買の節、或は家賃有之を御求被^レ成候店中、毎度猥りに家名代減少有之候、末々難澀の筋に相見え申候に付、此度別て寄合の節、此儀相極め、以來家持數減少無之様に、急度相守可^レ申

候、尤も別帳に町中連判有之候、爲念印置者也。

正徳六年丙申四月十一日 行司 石渡八右衛門

長崎六兵衛

定

山王御祭禮當年番に付、祭行事相定申候、町中寄合の上鬮有之節、口米川岸長谷河彌右衛門殿より差口中川藤右衛門殿櫻井忠右衛門殿まで、此三人當年番行司、重て山王御祭禮の節は、岩井屋七左衛門殿、小林又右衛門殿兩人にて御勤、上下鬮也。

申四月十一日

行司 八右衛門

六兵衛

申四月十一日寄合入目

- 一、銀二百四匁 三十四人分一人に付六匁
- 一、銀五十五匁五分 三十七人分一人前一匁五分づつ
- 一、銀十匁五分 引菓子箱代三十四人分
- 一、銀四十五匁 座敷代
- 一、金五兩一歩也

此分藤屋五郎兵衛方へ渡す。

右は従前々々相定り候分。

一、外に金三歩

是は藤屋五郎兵衛方へ心付け致し遣し申候。

一、金三分十二匁一分 引菓子 まんぢう・うづらやき・やうかん・うかん・うゐるう餅・大ら

くがん、但し菓子切形、去未年同断。

一、金三歩 三重の杉重一組

右は名主殿へ進物、断書前々同断。

一、三貫文 酒二斗の代

一、百五十文 茶一斤

一、八十文 たばこ

一、三十文 筆一對

一、三百文 人足二人賃錢

一、二百十二文 西ノ内一状いはき百枚

總々金七兩二歩・銀十二匁一分 錢三貫七百七十四文

内

引殘錢百三十五文餘り也。

是は諸事入用帳へ付出し、町内入用に成る。

言渡

一、町中にて前々御奉公申立請負候髮結牀、番屋日除屋根いたし候物賣小屋の分、何年以前何の年、何れの御奉行誰殿へ相願の御免の旨、委細吟味致し書付、早可差上候。

申四月

右の外御奉公申立も無之、町内勝手に相願ひ、御免の髮結牀の類、書付差出に不及事。

申四月

證文の事

一、此度髮結牀御吟味に付、御公儀御奉公仕候髮結牀の分書上げ候様に御觸御座候、私共髮結牀の儀は、御公儀様御奉公に罷成候儀曾て無御座候、先年拙者共髮結牀取立候節、御町内橋掃除仕候筈にて、町内より御願被成候儀にて御座候、依之此度御書上

一、銀四十目 溜屋四郎兵衛殿地主替祝儀。

一、銀四十目 稻葉又左衛門殿家督祝儀。

一、銀五匁 半田屋九兵衛殿家代替祝儀。

一、銀五匁 稻垣新右衛門殿家代替祝儀。

一、銀五匁 石渡八右衛門殿家代替祝儀。

一、銀五匁 儀。

一、銀五匁 儀。

此分々金一兩二歩十匁

右入用金高の内

引殘金六兩銀二匁五分 錢三貫七百七十四文

此錢二十二貫二百五十七文

家持三十人に割、一人前七百四十二文宛

右集錢二十二貫三百二十二文

外に五貫百十二文、右祝儀出銀集る。

二口々二十七貫四百二十四文 町内より集る高也。

拂方金七兩二歩・十二匁一分 錢三貫七百七十四文

此錢二十七貫二百八十五文 拂高

不_レ被_レ成候、何方より御尋ね御座候とも右の通り可_二申上_一候、尤も此以後共に彌橋番そふじ等急度相勤め可_レ申候、其上何事に不_レ寄橋近所の儀、町内より被_二仰付_一候趣、少しも違亂申間敷候、若し相背候はば、何様にも可_レ被_二仰上_一候、爲_二後日_一證文、仍如_レ件。

正徳六申四月廿三日

伊勢町三郎左衛門店
床主 金 兵 衛
小田原町一丁目次郎
右衛門店

同 清 左 衛 門

右の通り證文取置申候、但し自身番證文箱に入置。

覺

公方様薨御被_レ遊候間、町中物靜に仕、火の元いよいよ念を入れ候様に、借屋店借りまで急度可_二相觸_一候、以上。

正徳六丙申五月朔日晝八半時御觸有_レ之候。

右の通り町御奉行所より被_二仰付_一候間、町中早々相觸、彌火の元念入候様に可_二申付_一候、以上。

五月朔日

町年寄三人

覺

一、町中番御定の通り、今晚より晝夜とも差置可_レ申候、尤も表の間敷に應じ、手桶に水を入れ出し置可_レ申候、重ねて御赦免有_レ之までは、右の通り相守可_レ申候、少しも油斷有間敷候、以上。

五月朔日

一、町中鳴物停止等、此方より左右致し候までは可_二相止_一事

一、自然悪事仕者於_レ有_レ之は、見出し聞出、早々三番所へ可_二申出_一候事

一、喧嘩口論無_レ之様に可_レ仕候、若し左様の儀出來候は、名主月行事近所のもの早速出合、取扱ひ無事致すべき事

一、火の用心の儀、念を入れ盡末に無_レ之様に可_二申付_一事

一、家持同召仕并店借裏屋の者までも、此節他所へ無_レ用して出申間敷候事

右の通り堅く可_二相守_一、若し於_二相背_一は、曲事可_二申付_一もの也。

五月朔日

右の通り町御奉行所より被_二仰渡_一候間、少しも違背有間敷候、以上。

町年寄三人

覺

公方様薨御被_レ遊候、中納言様御城中入御被_レ成_二御座_一、殿中別條無_レ之候間、町中致_二安堵_一、彌物靜成様に、火の元堅く可_二申付_一事

右の趣可_二相觸_一者也。

五月朔日

町年寄三人

右の通り町中不_レ殘可_二相觸_一候、以上。

覺

一、町方賣買并湯風呂焼候儀相伺候處に、明五日より致_二商賣_一、湯風呂をも焼候様に被_二仰渡_一候間、得_二其意_一、諸事穩便に商賣等可_レ仕候、湯風呂屋火の元いよ

いよ可_レ入_レ念候、乍_レ去樂見世にて口上申人集候儀は、無用に仕り、随分物しづかに商賣致すべく候、此旨町中不_レ殘可_二相觸_一候。

五月四日

右の通り町御奉行より被_二仰渡_一候間、町中入念可_レ被_二相觸_一候、以上。

五月四日

町年寄三人

覺

金銀引替の儀、明後八日より初まり候間、例の通り無_二相背_一、^{◎違}引替可_レ申旨被_二仰渡_一候間、其旨町中不_レ殘可_レ被_二相觸_一候、以上。

五月六日

町年寄三人

覺

一、明七日御棺榔増上寺へ被_レ爲_レ入候間、町中の者ども不_レ致_二他出_一、火の用心の儀取分入_レ念、名主支配の場所切に見廻り、家主共自分屋しき裏々迄度々相廻り、無_二油斷_一可_二申付_一候。

一、御棺擲御せん座被遊候節奉拜候儀は、男女ともに不能成候間、一切不能出候様に、御道筋の町々へ急度可申渡候。

一、喧嘩口論萬事物騒鋪無之様、町々名主へ月行事前後の木戸に付居、彌入念可申付事。

右の通り、町中不殘可相觸者也。
申五月六日

申五月六日

一、明七日御棺擲増上寺へ被爲入候に付、いよいよ火の元可入念旨、今日戸田山城守殿より被仰渡候間、先達相觸候通り、名主月行事家主無油斷申付候様に、猶又町中不殘可相觸候、以上。

五月六日

右の通り被仰渡候間、町中家持者不及申、借屋店借裏々のもの迄、火の元大切仕候様に、入念急度可

被相觸候、少も油斷有間敷候、以上。

五月六日

町年寄三人

覺

一、普請の儀御赦免被成候間、町中不殘可被相觸候。

申五月十六日

町年寄三人

覺

一、鳴物の儀所作に仕候もの共ばかり、明後廿一日可被差免候、以上。

右の通り從町御奉行所被仰渡候間、町中不殘可被相觸候、以上。

六月十九日

町年寄三人

覺

一、町中の番、明二十一日より御赦免被成候間、無用可仕候、屋根の上番人は、先其ま、差置き可申候、尤も火の用心の儀堅く相守可申候、此旨町中不殘可被相觸候、以上。

六月二十日

町年寄三人

覺

一、年號享保改元被仰出候間、此旨町中不殘可被相觸候、以上。

申七月朔日

町年寄三人

覺

一、明十三日、將軍成被遊候、町中火の元用心入念可申付候、以上。

申八月十二日

町年寄三人

敕使

法昌^皇使

女院使

御攝家

一條様

二條様

覺

申八月
一、明十五日、於御本丸町中御能拜見仕候様に御觸

御座候、尤晝替にて拜見仕候事。

一、明二十三日御錢被下候様、名主月行持印判持、四ツ半時松平壹岐守様御門前迄可罷出候、以上。

一、御錢三十二貫文拜領仕候、此内一貫文は月行持に被下候由に候へ共、町代忠助方へ被下候、又一貫文は名主殿へ遣し申候、残り三十貫文は家持三十人に一貫文づつ相渡申候、以上。

享保元年申八月二十三日

前月行事

藤右衛門

後月行事

忠右衛門

同

七左衛門

覺

一、町中にて家屋敷賣買の節、町禮かろく致候様に、振舞等堅く無用に可仕由、前方相觸候處、今以口物多く、町人共致難澁候由相聞候、畢竟名主共仕形不届候、仍て向後員數を定觸候間、可致其旨候。

一、分一金は百兩に付二兩に可相定候、二兩より内

出来候町々は、只今迄の通り可仕候事

一、間口并に代金、町役に無構、名主へ銀二枚、五人組へ金百疋づつ、町中家持一人に鯉節一連づつ遣すべく候事

但し、右の員數より内出し來候町々は、只今迄の通り可仕候事

一、右の外音物振舞堅く仕間敷候、并家守り附替り候節、家守の町禮無用候、此おもむき先年相觸候處、近き頃は猥りに成り、町衆其外の入用も重ねて出させ候ひし由、名主共不吟味成儀有之間、前々相定め候通り可仕候事

一、名主類焼に逢ひ普請等仕、并不勝手由申、町人へ合力を申掛候段、曾以有間敷事候、畢竟名主ども身持悪しく、分限不相應のいたし方不埒なる事、向後諸事心を附け相慎可申候、家守ども町役人入目の儀につき、其地主方へ無用の入目申掛け、かゝり物多く出させ候の儀有之由、此儀も其町々名主共致吟

味、むざと入目多く地主方へかゝり不申候様に可仕候事

右の趣向後相守可申候、此已後名主共より町人へ合力、尤町人方よりも名主勤金の外金銀遣し申間敷候、諸事町役等も名主方より致吟味、家守り共無用の入目、地主方へ出させ申間敷候、若し相背、後日に相知候は、吟味の上急度可申付候、此旨名主町人共に相心得候様に、町中可觸知者也。

申九月

右觸の趣嚮に承届、御請負申上候間、町中名主は不及申、家持家守共此旨相守可申候、尤も町内定帳に右の趣うつし置候、末々迄急度相守可申候、若し相背候者御座候は、何様の曲事にも可被仰付候、爲後日町中連判の手形差上申候、仍如件。

享保元年申九月廿五日

月行事
九 兵衛
宇 兵衛

御奉行所

覺

一、松野壹岐守様御願に付御役御免、御跡役大岡越前守様へ被仰付候、就夫町中の者共御よろこび伺公仕候儀、前々より御出入の町人の外は、無用可仕旨被仰渡候間、此旨町中不殘可被相觸候、以上。

享保二年酉二月三日

町年寄三人

覺

一、中山出雲守様御役屋敷類焼以後、常磐橋の内、古來の御番所跡へ引申候、以上。

享保二年酉二月

但酉正月廿二日大風吹、晝七ツ時より出火、小石川築地馬場際より水戸様前水道樋焼落、神田橋御門共に鍛冶橋御門傳奏御屋敷、一ッ橋より内御輪大名衆様類焼、壹岐守様御番所殘る。山の手は水戸様百間長屋計り残り、護持院焼失、當町鹽川岸窪谷殿迄焼失、上の方残り、米河岸通長谷川殿より下不殘焼失、焼留り鐵砲洲佃島迄。

享保二年酉

一、町御廻り衆様類焼以後、晝八ツ時頃御出、江戸中端々迄御廻り、夜に入り御歸り、尤も御留りにて、町御通りの場所御書上御認め、三御番所へ御上げ被遊候、尤人足一二人宛差出候節有之候、以上。

酉二月

西四月十一日於淺草藤屋寄合入用

一、銀二百四匁 上膳三十四人分

一、同五十五匁五分 下三十七人分

一、同十匁五分 引菓子箱三十四代

一、同四十五匁 座敷代

一、同四十五匁 増金未諸色高直故當年も遣し申候。

一、金六兩

藤屋五郎兵衛方相渡申候。

一、金三歩 杉重一組つめものは前の通り。

右は名主殿へ進上。

一、六百六十四文 さが餅まんぢう八十

- 一、六百六十四文 おぼろまんちう八十
- 一、五百八十文 よねまんちう八十
- 一、二百五十文 つみぐわし一斤代
- 一、五百十文 うめろうやうかん七神代、但し二色にし
て七十切、何れも引ぐわし一め物なり。
- 一、五百六十四文 大らくがん六十八
- 一、三貫二百四十二文
- 松屋大和へ渡す。
- 一、三貫文 酒二斗代
- 岩井七左衛門殿へ渡す。
- 一、百五十文 茶一斤代
- 一、八十文 たばこ代
- 一、三十二文 筆一對代
- 一、二百三十八文 西ノ内百枚岩城百枚代
- 一、三百文 人足二人代

總ノ金六兩三分錢七貫五十文 兩に二貫九百
三十五文也。
内四十目 伊勢屋仁兵衛殿家督祝儀
同五目 鈴木重兵衛殿家代替り祝儀

此二人の寄金二歩七百三十二文
右差引殘
總ノ錢二十四貫六百三十六文
家持三十人の割、一人に付八百二十一文づつ集
申候。
指引ノ錢二十文入用帳出申候。
西四月十四日 月行事 九 兵 衛
同 宇 兵 衛
覺
一、淺草十王堂奉加金二百疋、名主殿に相渡申候。
西七月五日 月行事 仁 兵 衛
九 右 衛 門
一、享保二年西八月十六日晝四ツ時より吹出、八ツ過
迄大風雨にて、江戸中にて家大分潰れ、人杯も大分に
相果申候、其外餘國も十二三國大風吹候由相聞、住居カ
杯にも當り、又當地御城杯にも損じ候由、大風それ故
穀物等少々づつ高直に罷成、取分け米杯は其日より

三四升づつ上り、夫より又少々下り、其内餘國大風
の由聞候より已來、又高直に罷成、國々所々に有之
候穀物等も、高直の由相聞候、然間江戸表は殊の外諸
色共に段々坂上り罷成候、以上。

西八月廿二日

一、前方被_レ仰出_レ候通り、元祿金當暮迄は通用致し、來
成年より取やり通用は御停止候、且又當年迄に引替
殘の分は、段々引替所へ差遣し、引替の新金を以て可
_レ致_レ通用_レ候。引替の増歩の儀は、御觸書に有之通
り、來成年よりは無_レ之候、勿論來成年正月より、江戸
大坂御金藏納拂共に元祿金は相止筈に候、尤も御當
地兩替屋のもの共も、右通用停止の儀、猶又可_レ相心
得_レ者也。

西十二月

右御觸の趣、儘に承届御請負申上候間、町中不_レ殘家
持借屋店貸は不_レ及_レ申、兩替屋共へも爲_レ申聞、御書
付の趣急度相守可_レ申候、爲_レ後日一町中逆判の手形差

上申候、仍如_レ件。

享保二年西十二月廿五日

右の通り連判帳に相認め、來十八日四ツ時奈良屋所
に月行持印判を持可_レ參候、以上。

十二月十五日

町年寄三人

御鷹野に御成の節

一、名主は羽織袴

一、家持は羽織立付

一、店貸の者は袴著不_レ仕

右何れも土間に平伏。

一、商賣物表の出張候物も、御道の構にならざる分は
取入に不_レ及、表に可_レ差置、并看板の様成同斷。

一、御成の前後、平生の通り商賣物可_レ仕候。

一、橋掃除朝夕掃除の如くにて、改に不_レ及、むさき者
は取捨候様可_レ仕候。

一、御橋場の近所、名主は羽織股引

一、同前店貸りの者は袴不_レ仕候事

一、御成道の外、末々町々掃除無用の事
 一、御鷹場近所町方御支配の町々掃除の儀、鳥立ちさわぎ候て悪しく候間、道橋并に屋根掃除一切無用のこと
 一、御道筋并に手桶無用、辻番ばかり差置可申事。
 一、御道筋掃除無用に可仕、常々の通り候、尤も御道筋の外は猶又不_レ及_二御^カ儀^ニ候事
 一、御道筋町々商物置看板のれん等に至る迄、其儘差置可申候、總て何事も常々の通り可仕事
 一、町々行燈計にて、挑燈は無用に可仕事
 一、陸を御通りの節、御堀端の川に有_レ之船のこと、小船は申すに及ばず、大船にてもかまへ取拂の分可_二差置_一事
 一、大船かまへにて包まわし候様成船は除可申候、右何も人は拂可申事
 一、御船にて御通りの時は、内川にても川平立様のかまへ無_レ之、内の見え候は除に不_レ及、御道筋に不_レ構

様つなぎ置可申候、大川にては御道筋二三町外に候は、大船荷物積かまへ候共、人^ヲを^ラ其^ニ上^ニ御徒衆を置、其儘差置可申事。
 十二月
 右の趣被_二仰出_一候間、向後御鷹野并に御堀廻りの節、此旨相守可_レ被_レ申候、尤昨十八日相觸候町々も、其外町中不_レ殘可_レ被_二相觸_一以上。
 西十二月 町年寄三人
 戊四月十一日於_二淺草藤屋_一寄合入用
 一、七兩二歩
 内
 銀二百七十二匁 上三十四人^{但一人に付八匁積り}
 同九十二匁五分 下三十七人^{但一人に付二匁五分}
 同十匁五分 引菓子箱代
 同七十五匁 茶屋花代
 右は先年六匁づつ、近年遣し申候所、五郎兵衛諸色高直、相談願候に付、町内相談の上、如斯一兩

二歩増金遣し申候。
 一、金二歩
 右の外、臨時の客人多有_レ之候に付、遣し申候、尤當年料理代増願有_レ之處、臨時客其通に仕置候儀如何と頼、相談の上遣し申候。
 一、金三歩 杉重一組^{詰物前の通り}
 右は名主殿へ進物。
 一、金一兩四百文
 右は銘々引菓子也。
 一、三貫文 酒二斗代
 一、百五十文 茶一斤
 一、百文 たばこ
 一、三十二文 筆一對
 一、二十四文 水引糊入紙のし共
 一、百三十文 岩城百枚
 一、三百文 人足二人

一、百五十文 西ノ内紙代
 一、金九兩三分錢四貫三百八十六文
 内
 銀五十匁 三谷善次郎殿家督讓出申候。
 同五十匁 津國屋市十郎殿より地主代り祝儀出申候。
 同五十匁 橋本次左衛門殿より家督讓に出申候。
 同十匁 中川加右衛門殿より家代讓り出申候。
 同十匁 長島屋五郎左衛門殿より家代祝儀出申候。
 相談の上如_レ斯出申候。
 一、百七十目 兩替二貫七百六十五文がへ
 引殘金六兩三分銀十匁錢二百八十六文^{兩替二貫七百六十五文がへ}
 總錢直二十三貫四百三十文
 家持三十人割、一人前七百七十八文づつ。

集高銀金二兩二歩、錢二十四貫三百五十九文也。
右參會の節、道淨橋大修葺の事、同所木戸・上町木戸・中の橋木戸修葺相談相究事、尤も米川岸通り水ざれ難儀、水上普請願、名主殿へ申達、右の譯委細に御相談有之候、以上。

享保三年戊辰四月十一日 月行持 岩井屋七左衛門 櫻井忠右衛門

覺

一、何方にても髮結牀・小間物見世にかざらず、其外新規に願人有之候共相叶ひ申間敷旨、町内寄合の上相談相究め置き候ところ、鹽川岸場所相勤め候七郎兵衛、髮結牀數度相願ひ候へども、挨拶可申様も無之候、いよ／＼右の類、向後願人有之候とも取次申間敷候、以上。

戊辰四月十一日 月行持 岩井屋七左衛門 櫻井忠右衛門

覺

一、米川岸通り中上水、駿河町より室町二丁目三丁目辻の枡まで、助水より願に付、此度普請相極、割合金米川岸通り間數百十二間半餘、小間掛り三匁六分づつ、金に銀六兩三歩、室町一丁目柏屋次郎兵衛殿へ相渡申候、則請取取置申候。
右普請金高五十兩一歩、總行間數八百三十八間二尺四寸の積り也。

享保三年戊辰八月一日 月行司 藤田保右衛門

川口忠兵衛

覺

一、町中兩替屋の儀、吟味の上、今度書出候兩替屋人數六百人に相極候間、此外の兩替屋ども天秤、名主共方へ取上げ、一切兩替商賣致させ申間敷候、勿論賣溜錢小賣等致候儀も堅く無用に可仕候、若し相背くに於ては、本人は曲事に申付、家主五人組名主まで可爲越度候。
右の趣、町中急度可相觸者也。

戊辰十月

右御觸の趣、慥に承届御請負申上候間、町中家持は不_レ及_レ申、借屋店借_レ裏々まで爲_レ申聞、此旨相守可_レ申候、別て御定の兩替屋へ急度爲_レ申聞、向後一切兩替商賣爲_レ致申間敷候、若し相背き候もの於_レ御座候_レは何様の曲事にも_{脱カ}被_レ仰付_レ候、爲_レ後日_レ町中連判の證文差上申候、仍如_レ件。

享保三年戊辰十月

月行持 平三郎 八右衛門

御奉行所

新金銀を以當戊十一月より通用可仕覺

一、金吹直被_レ仰出、段々依_レ出來、最前相觸候通り、亥年を限り乾字金通用停止候、依_レ之向後諸色相對を以て直段相極め候事は格別、献上_レ被_レ下金、又は給金借金拂殘金等、すべて前々より定來候員數にて通用の儀、左の通り被_レ仰出候事

附_レ乾字金にて何兩と申取やり候へ共、當戊十一月

より、新金にて何兩と申取やり可仕候、尤も乾字金通用有_レ之候内は、新金の代りに乾字金引替の法を以て遣し候儀は、勝手次第のこと
一、金は正味の有目に吹直され、足金に不_レ及候故、右如出來候へども、銀は正味不足多く依_レ有_レ之に、灰吹銀にて足銀被_レ仰付_レ候處、近年山々より出候銀の出方にては、二十箇年餘にても成就難計候、仍て金の通り、向後銀の有目にて吹直し被_レ仰付_レ候、員數に隨ひ通用の儀、是又左の通り被_レ仰付_レ候事

附通用銀にて何枚何貫目と申取やり候へども、當戊十一月より、新銀にて何枚何貫目と申取やり可仕候、通用銀等通用有_レ之内は、新銀の代りに通用銀引替の法を以て遣し候儀は、勝手次第の事

一、乾字金引替は、當戊年より來る寅年まで五箇年にかざるべし、元祿金引替は、來る亥年に可_レ限事

新金銀引替の法

乾字金元祿金と新金引替の儀、只今までの通り相

違無之。

慶長の古銀并新銀十貫。

元祿銀は二割半増、十二貫五百目を以て代之。

但し元祿銀は正味の割合相違無之故、只今迄の割合。

寶永銀は六割増、十六貫目を以て代之。

中銀は十割増、二十貫目を以て代之。

三寶銀は十五割増、二十五貫目を以て代之。

四寶銀は三十割増、四十貫目を以て代之。

右の割合を以て、當戊十一月より來寅年迄五箇年に、急度可引替事

一、年貢并小物成諸運上の類、員數を定め、元祿九十年以前より納來候金銀は、新金銀にて只今までの員數相納むべし、子年より納來候分は新金にては半減たるべし、但し子年より納來候品にても、古來の格を以て納め候分は、新金銀にても員數差別無く可相納事

猶又相對次第たるべき事

附元祿九十年以來、金銀位悪しく成り、つゞきかね候仔細を以て、別段に金銀遣し候類は、元高新金銀にて遣し候上は、増金銀は相止可申事

一、合力等入用のつもりを以て相極め候類は、元祿九十年以前相極め候分は、新金銀にても其の員數たるべし、尤も子年以來相極め候品は半減たるべき事
右の通り堅可相守、此外の儀は書面の趣に可順候、且又割合改め候へば、寶永以來の銀ばかりの事に候へども、新金銀兩替或は賣買の直段等につき、紛敷手だて仕においては、急度御詮議の上可被處、嚴科に一者也。

戊閏十月

右御書出の趣、逐一承届御請負申上候間、町中家持借屋店貸り下々召仕等まで早々爲申聞、急度相守り可申候、若し相背くもの御座候は、何様の曲事に可被仰付候、爲後日町中連判の手形差上申

一、元祿九十年より以來、請負にて直段相極候類、此以後も右員數を用ふべき分は、當時の直段積りを相極可申事。

一、年貢并小物成諸運上諸色共に、元祿九十年より當戊閏十月迄、其時々の直段積以相極候品々は、納殘又は諸色代物拂殘の類は、乾字金百兩の處は、新金五十兩可遣候事。

一、献上并被下金銀、古來よりの格式有之に付、新金銀にても差別無之、世上祝儀取かはし、或は禮物等遣候儀准之事。

一、借金銀は、元祿九十年以前借用の返済殘は、新金銀にても其員數可返候、子年以來の借用は、金百兩の所へ新金五十兩、銀十貫目のところは新銀二貫五百目可相返事。

一、給金銀は元祿九十年以後も無差別、新金銀にても只今迄の員數たるべし、然して相對を以て召抱へ候渡り奉公人の類は、近年の給金銀員數を不可用、候、依て如件。

候、依て如件。

享保三年閏十月

月行持 平三郎

御奉行所

八右衛門

以口上書申上候

一、伊勢町家主共申上候、此度從御公儀様被爲仰付候は、町家爐路の上屋根二階作掛け有之分、向後屋普請仕候節、爐路の屋根二階共に取拂候様に被爲仰付、奉畏候、私共町内の儀、家並店のもの共、爐路の上二階住居仕罷在候、其上町内にて裏店無數、半分藏地にて御座候に付、爐路の屋根取放し申候ては、無用心にも御座候故、家主店主共に難儀仕候間、此段御聞届被成、重て家普請仕候節も、只今迄の通り爐路の上屋根二階に作り込、家普請仕候様御願ひ被成可被下候、尤も町中家持借屋のものども一同に御願ひ申上候、以上。

享保四年亥三月

町中家持連判

月行持 文左衛門
 三郎左衛門
 右の願書一冊相認め、名主殿に遣し申候、宛所は不仕候。

亥三月五日

月行事

文左衛門 三郎左衛門

一、伊勢町道淨橋 長四間 幅三間

此普請入目、武士方の掛り不申候、先規より伊勢町計にて掛來申候、以今其通に御座候。

一、伊勢町

長十二間 幅二間

此普請入目、武士方の掛り不申候。

割付町々

本兩替町 北鞘町 品川町 同裏河岸 室町一丁目
 室町二丁目 駿河町 安針町 本小田原町一丁目
 本小田原町二丁目
 瀬戸物町 伊勢町

此兩町は、外の橋一箇所づつ町内計にて掛け申

候に付、此橋入目は他町の半減割合申候。

右其時々々入目高、右町々へ割付申候、以上。

亥三月

伊勢町 月行持 文左衛門 三郎左衛門

同 三郎左衛門 勘 解 由判

名主 勘 解 由判

右の通り書付被仰付、則相認め、喜多村殿へ納申候。享保四亥年三月十一日納之。

享保四亥年四月十一日於淺草藤屋相談上

一、地主代り家督譲り祝儀、町内大寄合の節出候出銀、今年より先規の例を以て、新銀四十匁づつ相談相究め申候。

一、家守代り同譲り共に祝儀、町内大寄合の節出候出銀、今年より先規の例を以て、新銀七匁五分に相談相究め申候。

一、淺草寺觀音堂修覆に付、十萬人講、町内にて百人計取立可申相談相究め申候。

但し三箇年の間、一日一人前一錢づつの積りに御

座候。

寄合入料

一、銀二百四匁

上膳三十四人但一人に付六匁づつ、積りに相究申候。

一、銀五十五匁五分

下三十七人但一人に付一匁五分づつ。

一、銀七匁五分

上三十四人引菓子箱代

一、金三分

藤屋五郎兵衛方へ花代遣す。

四口合金五兩と銀十二匁、藤屋方へ拂申候。

一、金一步二朱

杉重一組

右名主殿へ遺物也。
 上一重千菓子 中一重外郎羊 下一重さがまんぢう、お五色。

一、錢二貫八百五十二文

銘々引菓子

餅餅八十、さがまんぢう八十、おぼろまんぢう八十、外郎羊かん七、棹半、但七十五切、大らくがん七十二、積菓子一斤。

一、錢二貫八百三十二文

酒二斗代

一、一貫百六十六文

小買物色々

内

四匁五分 ちうそく十丁

八十文

たばこ五十匁

二匁七分

西ノ内一狀岩城百枚

三十二文

筆一對

百五十文

茶一斤

三百文

人足二人

總金五兩一步二朱、銀十二匁、錢六貫八百五十四文

右の内出銀

一、銀四十目

川口忠兵衛殿より家督祝儀出申候。

一、銀四十目

藤田鶴右衛門殿より同斷。

一、銀四十匁

永樂や又左衛門殿より同斷。

一、銀四十匁

永樂や兵吉殿地主、富永健意老地主代祝儀出申候。

一、銀七匁五分

永樂や兵吉殿家守代祝儀出申候。

一、銀七匁五分

石渡平三郎殿同斷。

六口銀百七十五匁

差引錢直二十貫百四十二文但新金銀六十匁、錢五貫文替

家持三十人割、一人前錢六百六十九文づつ。

右集高金二兩三分錢二十貫九百八十六文

亥四月十二日留

月行事

忠右衛門

七左衛門

覺

一、亥六月十二日明六時過に、町内道淨橋際荷物上場に、當歳の女子捨子有之候に付、早速に御月番大岡越前守様御番所へ御訴へ申上候處に、町内にて養育仕、養候者有之候は、又々御訴へ申上候様に被仰付候、依之かたぐ聞立候所に、同月廿一日に、馬喰町一丁目六右衛門店源右衛門と申者、私養子仕候由、町内へ申來候に付、月行司立合、右源右衛門家主五人組召連、大岡越前守様御番所へ御訴へ申上候へば、雙方相對致、源右衛門家主五人組御請負の判形仕、

則中山出雲守様御番所へも御訴申上候。

享保四亥六月廿一日 月行司 六 兵衛

五郎左衛門

五人組 新 七

覺

一、新金三兩 捨子衣類代として源右衛門方へ遣し申候證文一通有之。

一、同金二分 捨子肝煎彌兵衛方へ禮遣し申候、外に請取有之。

一、町中地代宿代の儀、金にて相極め候處、慶長金の節も元祿金・乾字金の節も、同員數にて取引致し候事に有之上は、新金に成候ても、新金にて前々の通り可差出候。

覺

一、元祿九子年以後の拜領地・新屋敷は、古來の格式無之候間、鄰町の地代宿代の積りを以て可差出事。右の通りに^{脱カ}可相心得候、去戌十一月新金銀の儀被

仰出候以後も、地借・店借のもの彼是難澀申、地代宿

代不_三差出候處も多く有之由相聞え、不届候、若し不_三相濟候者有之、家主訴訟に出候は、詮議の上急度可_三申付候、此旨町中可_三觸知候。

亥六月

右御觸の趣、儘に承届御請負申上候間、町中家持ども不_レ及_レ申、借屋店借・地貸・召仕等まで爲_三申聞、此旨急度相守り可_レ申候、若し相背くもの御座候は、如何様の越度にも可_レ被_三仰付候、爲_三後日町中連判の形差上申候、仍如_レ件。

享保四年亥六月

一、新金一兩一步二朱・錢十二文

右は回向院本堂就_三建立_三奉加帳參り候に付、家持中百錢づつ、表店五十文づつ集め遣す、則請取取置申候。

亥七月廿四日

月行事

山田屋彌兵衛

伊勢屋仁兵衛

覺

一、諸奉公人欠落の儀、主人斷次第、給金濟方の請人の急度可_三申付事

但し給金濟方請人の申付候以後、若滯之、請人身體限可_三申付事

一、取逃引負等の欠落者、主人斷次第、請人三十日切の尋申付、不_三尋出_三においては過料可_三申付候、若し及_三數度_三候は、曲事に可_レ申^{脱カ}付事

欠落者尋出候は、取逃者賣拂ひ候とも、買主より戻させ可_レ申候、金子抔遣捨候事分明に候は、捨りに可_レ致候、尤も請人過料は指免し、給金ばかり濟方可_三申付事

但し請人奉公人の下請取置候て、請人相辨候金子、下請人取掛度旨願出候共、相對は格別、御役所よりは申付間敷候事

一、總て取逃引負の儀、若し請人かねぐ、存知候様に候は、急度遂_三詮議_三、其上の落著次第、請人御仕置

可申付候事

一、町人の召仕欠落取逃引負等の儀も、右の通り可相心得事

一、右の類、若請人欠落致候ても、請人欠落以前に家主へ預け置、其品御役所へも斷置於有之は、請人可濟金過料共に、家主に可申付事

但し家主、欠落者の店請人の掛り度は願出候とも、相對は格別、御役所よりは申付間敷候事

一、欠落者有之主人より請人を預候節は、家主方に召連れ參、預け可申候、主人方より請人を呼寄候節、及ニ數度にニ罷越候は、主人方より奉行所へ斷次第、吟味の上可申付候事

一、奉公人出入に付、主人斷有之候は、請人の家主は不_レ及_ニ異議、急度預り置可申候、但し借金筋に付ては、店の者を預り申間敷候事

一、請人欠落以後に斷有之候とも、取上げ申間敷候事

一、取逃引負の欠落者の請人、自然欠落致し候は、主人見合に、本人を尋出し差出し候は、取逃者は前條有之通り申付、右欠落者當宿有之、店請人取置候は、不慥成者の請に立、差置候品を以て、其店請人の過料可申付候。若又當宿の者、店請人を取置不_レ申差置候は、尤當宿過料可申付候、右取逃引負致候者は、勿論御仕置可申付候事

一、諸借金買掛り出入の儀、訴出候は、日切又は其者の身體限りにも可申付候、證文に加判人於有之は、尤當人加判人兩方より濟方可申付候事

但し當人加判人共に欠落致候は、右出入は捨たるべし、右の出入畢竟相對の儀に候間、御役所にて濟方申付候節、當人と加判人へ證文申付、家主加判に不_レ及候事

一、門前拂の儀、唯今までの通り可申付候、右門前拂に成候當人、主の住居見届、元之家主出入相掛候は、尤も當人身體を限に可申付候、當家主は金

申候、仍て如件。

子申付間敷候事

一、請人欠落又は不届有之御仕置に成候共、自今家主に繼判致候に不_レ及、主人は奉公人相對に可仕、此外奉公人給金、借金等の儀に付、受人又は家主五人組杯を屋敷方の留置、濟方申付候事、堅く無之筈に候、其主人より御役所へ斷次第、不_レ届有之候は、吟味の上急度可申付候事

一、奉公人出入并諸借金買掛り等の儀、本人滯候はば、家主又は店請人へ近來段々申付候へ共、右の條々の通り向後相極候事

右の趣、急度相心得可申旨、町中に可觸知者也。

亥八月

右御觸の趣、隨に承届御請負申上候間、町中家持は不_レ及_ニ申、借屋・店借・地貸諸商人并奉公人請店諸請に立候もの共まで、委細爲_ニ申聞、此旨急度相守せ可_レ申候、若し一事も相背くもの御座候は、何様の曲事にも可_レ被_ニ仰付候、爲_ニ後日町中連判の印形差上

申候、仍て如件。

享保四年亥八月十五日

一、檢使差遣し候事、首緘自害人・行倒者相果候分、夜に入候は、翌朝訴出可申候、自害・口論相手知不_レ申候共、未_ニ相果候は、夜中にて早々可_レ訴出候事

一、公事訴訟罷在候もの、近來當人は不_レ罷出・名代ばかり差出し、不届至極に候、自今は當人は不_レ及_ニ申、家主五人組の内差添可_レ罷出候、不_レ參においては急度可_レ申付候事

但し度掛りの公事には當人と家主計り可_レ罷出候事

一、公事訴訟に罷出候者、家主五人組の外、近き親類にても、腰掛けまでも見廻り候事、堅く無用可_レ致候、并給物等參候は、隨分輕き物を用ひ可_レ申候、酒肴等持參候儀、堅く無用いたすべき候事

し紛者番所よりと偽罷越候節、疑はしく候はゞ留置、早々番所へ可訴出候、并兩御役屋敷家來と偽、町々にてねだり事故候者も有之由相聞候間、かたりものは勿論、縦兩御役屋敷より出候ものにて、不埒申候はゞ留置き、早々可訴出候、若し隠置、後日相知候はゞ、家主五人組急度可申付候事

亥八月

右御觸の趣、儘に承届御請負申上候間、町中家主は不及申、借屋店貸裏々のものまで爲申聞、此旨急度相守可申候、若し相背くもの御座候はゞ、何様の曲事にも可被仰付候、爲後日町中連判の手形差上申候、仍て如件。

享保四年亥八月十五日

御奉行所 牧野駿河守殿

朝鮮人御馳走 中川内膳正殿

覺

一、亥九月廿六日、朝鮮人品川東海寺泊候て、同廿七

日江戸到着仕候、尤も晝八半時分、淺草門跡わ入申候、それより十月朔日登城仕、同五日曲馬乗りト、同六日上々官上官御老中廻り仕、同七日御三家方相廻り、同十五日江戸罷立、品川泊にて候、尤も登城は一度にて相濟申候、對馬守殿にて曲馬三度有之、獻上御馬御鷹、亥八月晦日に才領唐人三人相添、門跡に罷付候。

一、總て借金銀買掛等の儀、人々相談の上のこと候得ば、自今は右の出入、奉行所にて取扱無之筈に候、乍然欲心を以て事を工み候出入は、不届候、譯糺明の上御仕置可相付候間、可訴出候事。

一、右の趣候得ば只今まで奉行所にて取上、日切等申付、段々濟寄候金銀出入も、向後奉行所にて不申付候間、無滞急度返辨可申候。

右の趣可相心得候事。

亥十一月

右の通町中へ可觸知者也。

右御觸の趣、儘に承届御請負申上候間、町中にて金銀出入に付、御公儀に成候ものは不及申、自今家持店借借屋地貸召仕等まで爲申聞、急度相守可申候、爲後日町中連判の手形差上申候、仍て如件。

享保四年十一月十三日

御奉行所

一、享保五庚子三月廿七日晝時前、中橋近所より出火、南風にて吳服町へ出、本材木町通り西川岸焼失、土手藏日本橋より西の方不殘焼、日本橋より東の方藏一箇所焼、本船町通通町兩側焼、日本橋江戸橋殘、本町一丁目半分焼失、河岸通半分殘。それより神田鍛冶町邊横山町邊まで焼、下谷新橋を越、武家方多焼失いたし、上野東叡山わ入、下寺不殘焼、廿日様御玉屋焼、其外共殘、車坂通美濃和まで焼。尤も下町當町近所は下船町二丁目中程迄焼、堀江町一丁目焼、二丁目は殘、堀留町一丁目より二丁目大切焼、新材木町田所町庄助屋敷残り申候、人杯相果て候ことは或は藏

の内にて戸前込まれ、無是非相果て候も有之、風烈しく火事急に候故逃かね、烟りにまかれ相果て候も有之、逃所無之に付、わざ／＼藏の内、穴藏の内へ入相果て候ものも有之、人相見え不申候に付、何方へ參り候や相知不申、後藏杯の焼土の下より、釘同前に死骸拾ひ出し候も有之。大南風にて差鹽、川幅石掛を打候程の大鹽に有之、川岸付の近所は川の内へ逃込み、火の粉をほう／＼、逢れ候も有之、小船杯有之其船に逃行も有。尤も當町にも自身番所番屋木戸焼、道淨橋殘、火の見櫓焼落ち、上町番屋木戸共焼、裏河岸番屋木戸共に焼け、中の橋は殘、番屋木戸共にはも殘、本船町堀下水石橋焼落ち、町内米河岸鹽河岸裏河岸にて藏二十一箇所焼申候、尤も其内一棟作の藏も有之。其日は小松川邊に御成被遊候跡にての出火故、還御道筋は相知不申候。

享保五年子五月廿三日記之。

町内道淨橋際木戸證文

一、扉 高七尺五寸
横五尺八寸
 かまちつがけづり立、三寸五分に二寸八分、中ざ
 ん四本、二寸六分に二寸一分、大がまちに二枚は
 そ掘込に、かゑく子に致、四方へさぐり込、五
 分板打釘一寸二分、間打可申候。右いづれもけ
 づり立、くわん貫五尺八寸、つがにてけづり立、
 三寸五分角、くわん貫銚くつろぎ五分、厚さ四
 分、幅八分、かまち外面へ折返し貫、裏折返し、男
 金六分に五分、三寸に裏を返し、扉一本筋違貫二
 丁づつ、平銚八丁づつ打、但し幅六分に厚さ三
 分、長さ五分詰め、一寸五分を以打可申候。尤も
 町内御相談の上にて、先規の通り帳面の書出
 し仕立申候。
 一、柱 長一丈五尺
一尺二枚つが
根入四尺五寸、かせぎ三尺角三尺
土上一丈五寸
 一、くゞり戸 高五尺八寸
横三尺八寸
 ひち釣四寸角、上留り、矢來同前、ひち坪は厚さ
 一寸八分、輪かぎ差坪にかまち二寸五分餘、中ざ

一、白
 ん三本打、さぐり込板打可申候。
 長さ二尺四寸五分、四方差、かもる白同前、白の
 内の銅はり可申候、木は赤松かつがにて削立。
 一、矢來東の方五尺、西の方二間半、留り柱迄送り五
 本、丸太面付、末々兩押へ迄四通貫、但し厚さ本六分、
 高土上八尺五寸、根入二尺五寸、總矢來何木板にて
 も、上こぶし五分板を打、裏よりおしふし、何れも削
 り立、此外書落候共木戸に付、可致筋御座候は、差
 圖次第可申候。
 右材木：大工・飯料・日用車力・釘・銚一式代金入札。
 一、上町木戸證文、柱八寸一枚割、
長一丈四尺、但し扉高六尺五寸、横五
尺、くゞり高さ四尺五寸、横三尺二寸
 一、兩方矢來、下町同前、上町は矢來高七尺、兩木戸共
 に下水上土臺有之。
 諸色材木の儀、前注文の如し。
 當月行司 七左衛門

同 六右衛門 大工 治兵衛

享保五年子五月廿六日、淺草藤屋方にて寄
 合入料
 前々より四月十一日の所に、當年三月廿七日類
 焼故如斯候。
 一、二百四匁 上三十四人分
 一、五十五匁五分 下三十七人分
 一、七匁五分 上三十四人引菓子箱代
 一、金三分 藤屋五郎兵衛方へ花代
 右四口へ金五兩と十二匁五郎兵衛相渡し候
 一、金一步二朱 杉重一組 上一重干菓子、中一重うゑるうや
うかん、下一重馳まんぢう、さが
まんぢう。
 一、五百廿四文 落がん七十二枚、
 一、六百十六文 さがまんぢう八十
 一、六百十六文 おぼろまんぢう八十
 一、五百三十二文 外郎焼八十

一、五百文 外郎羊かん七十五切 但し七
棹半。
 一、二百三十文 引ぐわし一斤
 一、二匁五分 西ノ内一狀、岩城百枚
 一、三十八文 筆一對
 一、百五十文 茶一斤
 一、八十文 たばこ五十目
 一、三百文 人足二人分
 總へ金五兩二歩と七匁・錢三貫五百九十二文
 内出銀の覺
 一、酒の儀は當年名主子息辻五郎殿祝儀出候故、
 町内にて調不申候。
 一、銀七十目 内田六右衛門殿地主替り祝儀
 出申候。
 一、銀七匁五分 木村三郎左衛門殿家代替祝儀
 出申候。
 差引殘金四兩三分と四匁五分・錢三貫二百九十

二文

總ノ三百三十五夕を家持三十人割、一人前に付銀十一夕一分づつ割付申候。

集の儀は間數割と一所に集め申候故、有不足相見不申候、右寄合の節相談の儀別て無之、乍去五人組組替の相談有之候へ共、相延申候、其外淺草觀音十萬人構の掛渡の儀、三年の内無違背、店衆共に掛り候様に申可渡段相究候、其外何事も類焼故相延申候、爲念印置者也。

子五月二十八日

月行持 九 兵 衛

宇 兵 衛

一、伊勢町道淨橋

長四間 幅三間

一、伊勢町間の橋 長十二間 幅二間 橋名無御座候

右の通にて御座候、以上。

子七月

伊勢町 月行持 兵 吉印

同 仁 兵 衛印

町々に有之候橋共書付差出候様に被仰付候に付、右の通相認奈良屋殿へ納申候、以上。

子七月晦日

月行事 兵 吉

仁 兵 衛

覺

銀十枚被下之、其身一代刀帶、苗字名乗可申候。

岡田庄太夫御代官所 奥州大平村

名主 庄 右 衛 門

但苗字は子孫迄名乗可申候。

右の名主、常々實體にて公儀を重、御年貢收納情出し、百姓の爲成候事共も有之、奇特成者の由、近郷にても及沙汰付、書面の通被仰付候。

銀十枚被下之、其身一代刀帶、苗字名乗可申候。

飯塚孫次郎御代官所 備後國有田村

庄屋 金 三 郎

但苗字は子孫迄相續名乗可申候、

右庄屋、常々公儀を重じ、御年貢收納の儀も情出、其上親孝行にて萬端實體成者の由、近郷へも及沙汰付、書面の通被仰付候。

飯塚孫次郎御代官所 備後國有田村

組頭 市郎 右 衛 門

右の組頭、常々實體にて名主へ申合、諸事情を入勤候に付、御代官所より右の段擧候様に被仰付候。

銀十枚被下之、其身一代脇差帶可申候。

同人御代官所 同國同村平百姓

又 右 衛 門

右の者公儀を重じ、其上繼母に孝行成者の由、近郷迄も及沙汰付、書面の通り被仰付候。

右の通り此度被仰付候間、於支配所に勝手孝行成者、格別正直にて諸人のために成、相應の人の見繼をも致し、悪しき者には異見等も加へ、近邊の者共風俗直り候段、及沙汰候ほどの者於有之は、遂

吟味可被申聞候、仔細承届の上は、相應褒美被下候間可有之候條可被存其趣候、以上。

享保六年辛丑二月

右の趣町御奉行所へ被仰付候間、此旨町中不殘可相觸候。

淺草藤屋五郎兵衛方にて、丑四月十一日町内寄合入目委記書左記置。

一、銀二百四夕

上三十四人本膳也

一、五十五夕五分

下三十七人前膳也

一、銀七夕五分

上三十四人引菓子箱代

一、金三分

茶屋花代

右四口金五兩と十二夕

右は藤屋五郎兵衛方へ相拂申候。

一、金一步二朱

杉重一組 諸物先々 道可

右は名主殿へ進物遣す。

一、金二步六夕

引菓子代 さがまんちう八十・職まんちう八十・うづら焼八十・大落かん七十二・外郎やうかん七 棹半、但七十五に切

一、百五十文 茶一斤
 一、三十六文 筆一對
 一、一匁三分 岩城百枚
 一、二貫六百六十四文 酒二斗代
 一、三百文 人足二人
 總ノ金六兩と十一匁八分、錢三貫百五十二文
 此銀四十一匁四分六厘、兩替四貫百五十九文。
 内出銀の分
 一、銀四十目 河口忠兵衛殿地主代り祝儀
 一、銀七匁五分 安田儀兵衛殿家代祝儀
 一、銀七匁五分 柴田宇兵衛殿家督祝儀
 三口ノ銀五十五匁也
 差引殘三百五十八匁二分六厘
 家持三十人に割、一人前に十一匁九分四厘二毛
 づつ
 右の外に
 一、金一兩一步 忠助方へ

右は參會の節、何れも相談の上褒美目錄被遺候。
 右割付け一人前に二匁五分づつ。
 二口ノ十二匁四分四厘二毛づつ
 右の通にて御座候、參會十一日相極り候へ共、當日龜
 井戸邊へ御成故相延、同廿日に參會御座候、以上。
 月行持 稻垣新右衛門
 林 久兵衛
 差引殘錢五十六文、町内入用帳に出す。
 申渡の覺
 一、自今訴訟人御奉行へ罷出候は、左の通り御差紙
 可被遺候間、無滯吟味を遂げ、日限無相違可罷
 出候事。
 御差紙文言
 如此訴出候間、雙方家主名主五人組立合、來る何日
 迄の内に可相訴候、若し不埒明候は、同幾日九
 ツ時雙方召連可罷出者也。
 五月誰番所 何町 訴訟人 誰

一、總體願出候に付、御奉行所へ罷出候は、其支配
 の名主方まで左の通り、御差紙願人に爲持可被遺
 候間、早々吟味を遂げ、日限無相違、願人名主召連
 可罷出候事。
 諸願御差紙目錄
 如此願出、町中にて障りの有無遂吟味、大勢の者
 難儀不仕儀に候は、來る幾日願人召連可罷出
 者也。
 五月誰番所 何町 願人 誰

丑五月 申渡の覺
 一、新規藏有來候ても廣く仕候歟振を替候歟、又は建
 直の藏、最初の藏より仕候哉、願并番屋或は榮火の見
 櫓表通に有來穴藏引直等都て此願の類。
 右願有之候は、其町々名主家主五人組立合、場
 所を繪圖に致し、無相違一段、奥書に連印致し、御
 番所へ可付出候、見分被遺候節案内として町
 人、御番所へ罷出候に及ばず候。
 但し見分の節、此方共手代、樽屋三郎右衛門手
 代、向後不罷出候の間、證文の儀は只今迄の通
 りに、此方其方へ可差出事。
 一、新規湯屋名題を譲り請候歟、持來る名題にて所を
 替候願
 右只今迄見分被遺候上、障りの有無御吟味にて
 被仰付候所、向後右願人有之候は、其町々名
 主五人組并鄰町の者共と相談の上、障りも無之

候は、繪圖面に顯し、奥書連印にて御願申候はば、言上帳に御記候て、見分は被遣間敷候、但し證文の儀は、只今まで通り此方其方へ可差出候。

一、仲間有之商人諸願の事

右只今迄は大勢罷出候、向後は仲間二三人程宛罷出候様に、名主方より可申付置候。

右の趣從御奉行被仰渡候間、向後町中の者共相守候様に、支配へ急度可申渡候、以上。

丑五月

一、有來候藏、其儘にて修覆仕候儀、此方共月番の方へ申來次第見分遣し、相違無之候へば、月番の方、帳面は判形爲致候、右の儀只今までの通り相心得、此方とも月番の方へ可申出候、前々の通り見分遣はし可申候、以上。

丑五月

覺

一、遺跡の儀、存生の内相定候儀は、町中寄方遺跡帳

面に相付、死後出入に罷成候儀は御裁許相濟、言上御帳面の趣、是又町年寄方帳面にも相付申候所に、近き頃は猥に罷成候、自今は前々の通り、急度町年寄方帳面に相付可申候、以上。

丑五月

帳面奥書

右四通の御書付の趣、各様御立合一々被仰渡、儘に承届申候間、町中家持は不及申、借屋店貸裏々迄爲申聞、向後右の趣違背不仕、急度相守可申候、爲後日一名主共御帳に印形仕置候、以上。

享保六年丑五月十九日 町三人年寄衆中

右町連判の儀は立關帳面に致置者也。

覺

一、町々に有之町代の儀、自今相止可申候、其上前より上番下番常番杯と名付、町代の外にも有之由、此等の類相止、公役は勿論、町内の用事ともに月行事取計ひ入用等減じ候様に可致候事

一、申渡の事、奉行所へ名主呼び候時分、名主無之町々は月行事罷出候筈に有之候所に、月行事不罷出、町代ものを差出し御用向爲承候、自今は月行事可罷出候、町年寄方にて申渡候儀も可爲自然事

一、町中の申渡候事を町觸事を候節、町々に滞らせ、先々遅く相廻り、且又町中不殘早々可觸聞相濟候事も、日數過ぎ候て申聞候、又は一向不申聞相濟事も有之候由、不届に候、自今は觸事、町々に不爲相濟、早々相廻、町中裏々迄早々申聞候様可致事

一、町中入用の儀は、地主共より差出候事ゆゑ、家守ども疎略致し、只今まで町代に任せ置き候由、自今は何事に不依、自身の家持は勿論、家守共取計、失卻多く無之様に致し、名主共立合吟味を遂げ、入用減じ候様に可致候事

以上

丑九月

右御書付の趣、儘に承届御請申上候間、急度相守可申候、若相背候は、何様にも可被仰付候、爲後日町中連判の手形差上申候、仍如件。

享保六年丑九月四日

御奉行所

覺

一、十月廿六日、名主殿に被召呼、被仰渡者、年番名主衆奈良屋殿へ被召呼、被仰渡は、先達て御觸有之候町代の儀、いよく相止可申候、物書の儀は口被仰渡、所々に間違も可有之候、御觸無之候物書無之ては迷惑仕所も有之候は、小給にて召抱候儀は、勝手次第に可仕候、此段各様迄申通候様に被仰渡候、支配の町々へ可被仰渡候、以上。

丑十月廿六日

右の通り名主殿より被仰渡候に付、今日町内家持衆中寄合爲申聞、町代無之候ては不勝手事ども有之候、然ば右御觸の趣、町代相止可申旨被仰付

候に付、町代は相止申候、然る處に、追て物書の儀は勝手次第に相抱可申旨、依之家持衆中相寄合、一列の上忠助物書役に相抱申候、給金の儀は一箇年に金五兩相極申候、如、此御寄合の上にて相極申候に付、如、斯書印置申候、以上。

享保六年丑霜月三日

月行事

長谷川彌右衛門

中川喜右衛門

一札の事

一、伊勢町市左衛門屋敷の前に、年頃四十四五歳相見申候男の非人倒れ、相果て申候に付、御月番大岡越前守様御番所へ御訴へ申上候處に、野非人紛無之に付、死骸片付候様に被仰付候、仍て貴院御下屋敷に遣し度存じ候、尤も總身に疵少しも無御座候、重て以筒様に六ヶ敷儀御座候共、貴院に御苦勞相懸け申間敷候、證文仍如件。

享保七年寅二月四日

伊勢町月行事

新 七

五人組

五郎左衛門

名主勘解由

回向院御納所

享保七年寅四月御觸の覺

一、唯今迄拜領屋敷組屋敷の町屋、其外役人足不勤候町屋も有之由、畢竟町屋の儀に候間、並之公役不勤相勤罷在候儀は有之間敷事に候、既に此度居宅土藏造に致し候町々は物入も有之候間、役人足十二箇月御免候に付、右役高分只今まで人足勤來候町々に臨時に相懸、公役埋させ可申程の事に候、依之右人足役不勤相勤候町々も、總町中の如く自今公役可申候間、其旨可相心得、割合極次第、町年寄方より可觸知候、指圖次第急度可奉勤候、此儀に付、筋なき事を申立訴訟致に於ては、吟味の上可申付品も可有之候、爲其前廣に爲觸知候間、右の趣可相心得候。

右の趣從町奉行所被仰渡候間、此旨町中可觸知候、以上。

寅四月

右の御觸書落し候に付、如、斯御座候。

淺草藤屋五郎兵衛方にて、寅四月十一日町内寄合入目委細書左記置。

一、銀二百四匁

本膳上三十四人前

一、銀五十五匁五分

下膳三十七人前

一、銀十匁五分

引菓子箱代但三十分

右は例年七匁五分づつに御座候處に、高直に付三匁増。

一、金一步二朱

杉重一組、蒸菓子色々

右は名主殿へ進物に遣之。

一、三貫二十二文

さかまんぢう八十・おぼろまんぢう八十・鶴餅八十・大落雁七十二・外郎やうかん七・棹牛、但し七十五切。

一、百五十文

茶一斤

一、三十六文

筆一對

一、八十文

たばこ五十目

一、二匁六分

岩城、西ノ内一狀代

一、二貫八百三十二文

酒二斗

一、三百文

人足二人

總金五兩二步銀十匁一分錢六貫四百二十七文、

三口銀、四百廿四匁八分兩替銀六十目、錢四貫五百五十文。

右の内出銀

一、銀四十匁

家督祝儀三井治郎右衛門殿

一、銀四十匁

右同斷 上田 萬藏 殿

一、銀四十匁

右同斷 川口 忠兵衛 殿

一、銀四十匁

右同斷 長谷川市左衛門殿

一、銀四十匁

右同斷 伊勢屋仁兵衛殿

一、銀四十匁

地主替 丸屋 庄兵衛 殿

一、銀四十匁

右同斷 山田屋彌兵衛殿

一、七匁五分

家守替り鈴木 喜兵衛 殿

一、七匁五分

右同斷 岩井屋武兵衛殿

九口、二百九十五匁

右は地主家持衆中より出銀也。

指引残り百二十九匁八分

是も家持三十人割、但し一人前に四分三分三厘
づつ、此錢三百二十五文集。

右の通り首尾能御相談相濟申候、例年四月十一日に
參會御座候處、高輪邊に御成候付て、同十三日に相延
申候、當日殊の外雨天に付、何れも御難儀被成候、且
又名主殿御公用に付御出無之候、以上。

寅四月十三日 月行事 新左衛門

久兵衛

道御奉行進喜太郎様より、町内井數と大通
戸樋内法、枘數に内法何程等、委細書付出し
候様に被仰付候に付、則町内井數改の書
上覺

伊勢町
一、井戸數五十二、内表井十六、内井三十六、掘井無
御座候。

一、大通戸樋 内法七寸四方

大通戸樋の内二十七間の間、内法四寸四方に御
座候。

一、埋枘八箇所 但内法三尺四寸四つ

内四箇所、鹽川岸通に御座候。此枘四つ、内一つは鹽川
所辻下水またぎ枘、一つ
は下水戸際上水留り枘。

四箇所、米河岸通に御座候。此枘四つ、内一つは瀨戸
物川木戸際御座候、残り
三つは、米河岸辻々
に一つ宛御座候。

一、出枘は無御座候。

一、上水御普請御座候節は、二三日儀に御座候へば、
前度より用意仕、汲置申候、町内に堀井無御座候に
付、其以後は郷町駿河町・兩替町堀井を汲用申候、以
上。

寅四月

伊勢町
月行事 久兵衛

名主 勘解由印

右の通り相認め、寅四月十九日喜太郎様納申候
以上。

町内井數井主の覺

内枘二吹田屋利兵衛・外枘一安田屋儀兵衛・内外二
川口忠兵衛・内外一藤田徳右衛門・内井一永樂や又

但有所。一、中川前、一小田原町出抜、一半田屋前、
一、石渡角、一、瀨戸物町出抜、一、稻垣前、
井數二十八、内井十八、
表井十

町内清枘四つ

大通戸樋内法七寸四方、町
内に掘抜井無御座候。

右は伊勢町米河岸の方にて御座候、爲念記置者
也。

享保七寅年

井戸普請證文安紙

乍恐以書付奉願上候

一、何町家主誰申上候、私屋敷有來候内外何箇所戸樋
が輪、不殘取替掘替仕度奉存候、依之別紙以繪圖
を奉願上候、御慈悲被爲仰付被下候は、難
有奉存候、以上。

年號月日

何町 願人 誰印

小札の田舎直シ二百五間一尺二寸五分

裏行不問 下札の書付也、
此坪數三千四百八坪三合四勺餘

一、町内間數坪數、田舎に直書上候様に被仰付候
に付、如左相認差上申候。

左衛門、内井一白子屋九右衛門、内井二伊勢や仁兵
衛内井一山田屋彌兵衛、内井一駿河屋三郎兵衛、内
井一溜屋四郎兵衛、内井一鈴木喜兵衛、内井二字野
仁兵衛、内井一永樂屋兵吉、内井一萬屋新七、内井一
長島五郎左衛門。

外に町内用心井四つ、此井長島前、宇野前、溜屋
前、永樂前に有、井數合二十四、但し内井十八
表井六

町内清枘一つ、下水またぎ枘二、戸樋留枘一、大
通戸樋内法七寸四方、町内掘貫井は無御座候、
右は伊勢町河岸の方に御座候。

内井二柴田宇兵衛、内井一半田屋九兵衛、内井一内
田六右衛門、内外二石渡八右衛門、表井一石渡平三
郎、内外三岩井武右衛門、内井二櫻井忠右衛門、外井
一木村三郎左衛門、内井一中川喜右衛門、内井一長
谷川彌右衛門、内井一松本平右衛門、内井一多田文
左衛門、内井一稻垣新右衛門、内井四林久兵衛、町内
用心井六。

一、伊勢町

家持三十人

總京間表百八十九間二尺七寸五分、裏行不同。

此坪數二千九百四坪一合五勺、

御人足役三十一人相勤申候。

右の通り相違無御座候。

寅四月

名	主印
月行	司印

一札の事

一、伊勢町中の橋に、年頃六十歳ばかりの男首縊相果て罷在候に付、當月十日、御月番大岡越前守様御番所に御訴へ申上候所、御檢使被下置、御吟味の上。三日晒様に被仰付候、仍之三日晒候へ共、主無御座候段申上候得ば、死骸片付候様に被仰付候、仍て貴院下屋敷に遣し申度存候、尤も總身に疵少しも無御座候、重て以箇様の六ヶ敷儀御座候共、貴院に御苦勞掛申間敷候、證文仍如件。

享保七年寅五月十二日

伊勢町

月行事 半右衛門印

五人組 喜右衛門印

一、錢四貫三百二十八文、町内集高也。

尤も家持三十人前に付三十二銅づつ、其外の人別ならし三銅も集也。

此金三分二朱と二百八十二文

右は熊野三山御修獲に付勘化被仰付候、仍之町内より銘々集め、名主殿迄遣し申候、爲念記之。

享保七年寅八月二十日

月行事 新 七

兵 吉

御茶壺包人足入用の覺

致書上候
寫如斯。

一、二百五十文

わらし四十足

一、百廿四文

茶一斤

一、二百六十文

らうそく代

一、六十四文

ひさへ二本

一、二百文

辨當入籠損料

一、一貫文

食持人足五人賃代

一、五百八十五文

御やしきに月行事居所無御座候に付、町屋かり申候宿料、尤も外町割合出申候。

一、十一貫五百五十文

平人足三十三人、一人前に付錢三百五十文の積り。

一、三百五十文

世話やき人足一人ちん代

一、三貫四百文

右人足辨當代の積

一、十七貫七百八十五文

右平人足は、家持共手前より出申候得共、其内差合等御座候家持は、雇人足出申候に付、其積以書出申候、右人足の外に月行事二人相添相勤申候、以上。

右の通り、去る丑五月差出申候御茶脱カ包人足入用に御座候、以上。

寅七月日

月行司 八右衛門

平 三郎

右の通り相認め、本船町・瀬戸物町、一町名脱カ右三町より致書上候、以上。

覺

一、町中に於て自今手過有之ば、當人早速聲を立、近所の者爲相知消留可申候、家内計りにて消可

申と存、近所の者へ知らせ候儀及延引、焼立候

か、又は家内計りにて無沙汰消候儀、數日を経相

知候共、以其品急度過忌可申付候事

但し、附火致し候者は勿論、召捕可罷出候、騷敷

體の者有之候は、不慥に候とも召連可罷出候、且又出火届の儀、小火の分、自今は届に不及、

十間餘の焼失候は、可訴出候、只今迄の通り、家主五人組大勢罷出候に不及候事

右の通り相極る上は、附火は勿論、少々の手過にても

隠し不申候様に、町々裏々并に召仕等まで、銘々可

申聞置候者也。

寅十一月

右御書付の趣寫取、町中に委細可申聞候、以上。

寅十一月

覺

寅十一月

覺

一、唯今迄役相勤候町々も、先達て申渡候通り、間數を以役割直候事

一、只今迄無役にて罷在候拜領屋敷、但屋敷町屋に先達相觸候通り、自今公役可相勤候事

一、諸上屋敷も、町並の役人足可相勤候事

但し、本所御入用屋敷は、役人足相除候事

一、唯今まで所々代地の分、大方元地の役相勤め候、自今は元地の役相勤め候儀相止候、其町にて役相勤むべく候事

一、只今迄元地の役勤候内、元地の國役町の分は、只今迄の通り元地の國役可相勤候事

一、元地の役相勤候内、年貢は差出候者、只今迄の通り元地の役可相勤候事

一、只今迄水道人足相立て、平人足不勤候町々、自今總町並の役人足可相勤候事

一、國役町の内にて無役の者は、其町々國役に不構、町並の役人足可相勤候事

一、町屋敷の内、請負事に付、成屋敷に拜借屋敷致候者、當分役儀除候事

但し、只今迄役相勤來候は、其ま、役可相勤候事

一、只今まで國役勤め候町々は、只今迄通り可相勤候事

一、總役割の儀、裏行長短の差別、間數を以て役可相勤候事

右の通り可相心得候、依之一町々々人足高書付を以て申渡候、書面の通り人足賃錢を以て上納可致、下書面の外は、如何様の御用に候共、自今役人足不相掛筈に候間、此旨可相心得候、以上。

寅十月

右御觸の趣、町中地主共不殘、儘に承届御請負申上候間、向後無滯急度相守可申候、爲後日町中連判の手形差上候、依て如件。

享保七年寅十一月

御奉行所

一、伊勢町

總間數京間百八十九間二尺七寸五分

一ヶ年十五ヶ篇勤の積り。

此人足五百七十人但し五間口一人

此賃錢一貫百四十目但し人足一人銀二匁づつ。

右一箇年分の町人足賃錢を以て、書面の通り上納可致候、此餘如何様の御用に候とも、自今役人足不相掛候筈に候、賃銀の儀は一箇年三度に上納可致候以上。

享保七年寅十二月

町年寄三人

一、小石川傳通院前に罷在候小川笙せうせんと申す者、極貧の病人の施藥院可被仰付候やの旨、目論見書付、存寄申上候に付、段々御吟味の上、今度小石川於御藥園、病人養生所被仰付候間、町中極貧の病人、薬も給兼候體の者、或は獨身にて看病人も無之、又は妻子有之候へ共、不殘相煩ひ、養生不成者の類、右養生所へ罷越致逗留候て、療治請可申候。尤も療治の内は御扶持被下、其上夏冬の衣類夜具等に至る

まで、諸事不自由に無之様に被仰付候間、其身歩行候へば格別、難成病人は、家持或は親類店請又は相店の者成共相願、御役所可訴出候、吟味の上、名主判鑑を以て、四ツ前後より七ツ時迄の内、養生所に直に可罷越候、其段役人にも申付置候事

一、養生所に晝計り通ひ候て療治請度存候者、其所の名主申達、名主の判鑑を以て、直に養生所に参り、役人の相達して療治請可申候、是又役人の其段申付候事。

但し、右の類には御扶持不被下候、養生所へ參候刻限は、是又四ツ前後より七ツ時までの内可相越事

右の趣相心得、町々にて療治請度者有之候は、養生所可罷越候、病人の儀、當分致世話候儀を六ヶ敷存、不訴出候様に取計ひ、差留置候類、追て相知れ候とも、名主家持五人組爲越度べく候。

右御觸の趣、儘に承届御請負申上候間、町中地貸り店

借裏々下々等迄、一人別念入委細に可申聞候、尤も養生所に可參病人儀、當分世話仕候を六ヶ敷存じ、内證にて差留申候は、名主家主五人組迄如何様にも可被仰付候、爲後日町中連判の手形差上げ申候、仍て如件。

享保七年寅十二月

御奉行所

一札の事

一、町内總間數百九十一間二尺七寸五分に諸入用割來候所、去る寅四月御公儀より、町内有間數書上候様被仰付候に付、先年町繪圖御改有之候節、町内間數百八十九間二尺七寸五分と書上申候寫差出し候へ共、御公儀役人足割合、百八十九間二尺七寸五分の御割付被仰付候、然る處私支配の屋敷六間口にて、町役は古來より只今まで八間役相勤來候へ共、此度御公儀様役人足、有間數に被仰付候に付、右の段御町内の申達、向後有間數の通り、六間役の諸入用御

割付被下候様相願ひ候へば、御承引被成下、忝奉存候、然る上は從御公儀被下物の儀は不_レ及_レ申、町内分一金等も、六間役仕候上は、有間數の通り可申請候、爲後日證文如件。

享保八年卯二月

鈴木三右衛門家守
平二郎

伊勢町家持衆中

一、山名左内と申す浪人、葵御紋縫に仕、衣類に付、其外巧成仕方共にて、偽取込候品有之に付、舊臘死罪罷成候、就夫葵御紋付衣類の事、只今まで心違候哉、末々の男女等致_{差用}候者も有之様に相聞、不届に候、向後一切_{差用}仕間敷候、且又御用の外、葵御紋染又は縫紋織物蒔繪諸道具等に至るまで、附候儀、自今堅く可爲_{無用}候、此旨町中可相觸候。但し、御三家并に御紋付御免の大名より誂候は、格別に候、以上。

卯二月

右御觸の趣憶に承届御請負申上候間、町中家持は不

及_レ申、借屋店借うらくまで入念爲_レ申聞、急度相守可_レ申候、若し相背候もの御座候は、何様の曲事にも可_レ被_レ仰付候、爲後日町中連判手形差上候、仍て如件。

享保八年卯二月七日

御奉行所

又改めての御觸
ゆへ如此候、

淺草藤屋五郎兵衛方にて、卯四月十七日町内參會御相談、并入用委細書左記置申候。

一、先規より、町寄合四月十一日に御座候處、十一日は近年葛西邊に被爲_レ成、依之之差支申候に付、今日御相談の上、來年より、四月は十七日に定日相定申候。

一、町内海道地行惡敷罷成候に付、一同に地行直し可_レ申事。

一、名主殿湯治被_レ成候に付、爲_レ留主御見舞、町内一同に被_レ遣候、尤も割判除き進物、左に記置申候。

- 一、金三百疋 肴代
- 一、錢六百二十四文 酒五升代
- 一、百文 樽代
- 一、五十五文 切ちんへぎ代

家持三十人に割、一人に付百四十一文づつ集。

- 一、銀二百四匁 本膳三十四人前
- 一、銀五十五匁五分 下膳三十七人前
- 一、銀十匁五分 引菓子箱代
- 一、銀四十五匁 茶屋花代
- 一、錢二貫五兩一步は藤屋五郎兵衛方拂、
さがまんちう八十、おほろまん
ちう八十、鵜餅八十、大落雁七
十二、外郎羊羹七、棹半、
但し七十に切。
- 一、二貫五百文 上酒二斗代
- 一、百五十文 岩城百枚
- 一、三十二文 筆一對

一、百五十文

茶一斤

一、八十文

たばこ五十匁

一、三百文

人そく二人

二口金五兩一步、錢五貫九百七十一文

銀に三百九十二匁九分

右の内出銀

一、銀七匁五分

片山茂右衛門どの

一、銀七匁五分

柴田甚右衛門どの

一、銀七匁五分

鎌田傳右衛門どの

一、銀七匁五分

永樂や兵吉どの

一、三十匁

引三百六十二匁九分小判六十目
錢四貫六百文がへ

家持三十人に割、御一人に付十二匁九厘七

毛づつ。

右の通り御參會相濟申候、名主殿も御出無之候、尤も折菓子、今年より遣不申候、以上。

享保八年卯四月

月行司 忠 兵 衛

同 儀 兵 衛

覺

紛失物吟味の儀、自今は相改、組合申付候、左の通り吟味可仕候。

一、町中借屋古著屋十人程づつ組合、右の内月行司一人順番に定置、紛失物吟味の節、當番の月行事并其町々月行事立合、觸書を以て組合の内相廻、帳面吟味可仕候、組合人数不足の所は、鄰町の組合、名主共の内當番相定、不吟味無之様に可申渡候、名主一支配の所は、支配切に可仕候、質屋古著屋共帳面吟味の上、其品於有之は、早速奉行所可申出候、無之候は、右兩人の月行持其帳面吟味可仕候、組合相廻り候儀、住町々無遠慮相改可申候、若し遠議及候者有之候は、奉行所召連罷出べく候、勿論名主共其趣可相心得候、右改方不吟味の儀相聞候は、其當番の月行事、名主共急度可申付候。但し、質屋古著屋共帳面、質物又は買取候品、模様

付等まで委細留置可申候、帳面の儀は紙數拵申間敷候、且又吟味の節、名主方に帳面長く留置、改次第早速相返し、商賣取障に成らざる様に可仕候。一、素人にて刀脇差其外質物取候もの、其質屋名題出し置候者は勿論、名題無之者も、質取候類は同前の筋に候間、此度組合へ入可申候、若し内々にて質物に取、及出入候ても、取上無之候、尤も盜物等取置、後日に相知れ候共、急度可申付候事。

但し、屋敷へ出入仕、無據譯にて當分の内金銀の替りに質物取置候類は、其品支配の名主方に相届置き、紛失物有之節、吟味を請可申候。

一、小道具其外道具類商賣仕候ものども、帳面念入れ、紛失物尋有之節、名主方に帳面差出、吟味を請可申候、買求または賣拂遣し候節も、賣上證文取之可申事。

但し、宿等も不存、振賣に參候分は勿論、總て紛敷物一切買取申間敷候。

一、古かね商人共も十人ほどづつ組合、日々賣買の品帳面に相記、紛失物有之節は、右帳面を吟味可仕候、店賣の外振賣の分は、此度札可相渡候間、無札のもの商内堅仕まじく候、若し無札の者相見候は、仲間より召捕、奉行所可召連候、古かね問屋儀も、無札のものより一切買取申間敷候事。

但し、組合の儀は、質屋古著屋の通り相心得、月行事相定、吟味の儀も是又同前可仕候。

右組合相究候以後、新規に商賣取付候者は、其向寄の組合へ入可申候事。

右の通り今度相極候間、町中名主月行事、右の趣相心得、組合相定め、自今紛失物尋有之候節、一組切に入念吟味可仕候、若し組合吟味未熟に致、仕方等不_レ宜儀有之候は、急度可申付候間、此趣可相守_レ者也。

享保八年卯四月

組合相定候儀は年番名主に申渡、帳面等相渡候、寄合

にて可相極候事。

月行事 忠兵衛
儀兵衛

覺

一、卯四月廿二日夜五ツ時前、堀江町二丁目新道角の裏出火、折節東風にて、小船町二丁目わうつり、川岸通り三丁目中程迄、村田屋土藏迄にて火留候、尤も川岸藏五六箇所火入申候。

卯四月廿三日 月行司 儀兵衛
利兵衛

覺

一、今日諏訪美濃守様御奉行被仰付候、就夫町中の者共御祝儀に伺公仕候儀、前々より御出入の外は、此方より申渡候迄は無用可仕候旨、被仰渡候間、此旨町中不殘可被相觸候、以上。

七月廿四日 町年寄三人
一、諏訪肥後守様御名御改、美濃守様にて御座候。

伊勢町 月行事 八右衛門印

一、町内川岸に、年來難見分川流男死骸流寄候を、善七手下源助廻り合見出、爲相知候に付、早速罷出様子見届、非人源助にも相尋ね候へば、何時何方より流寄候も存じ申さず、只今廻り合見出、爲知申候由申候につき、五人組名主方へも爲相知、御訴へ申上候得ば、御檢使被下候。

川流死骸改の覺 年來難見分。

一、身の内疵無御座候。
一、木綿鼠一重物著申候。
一、木綿帯に仕候。

一、外に雜物無御座候。
日柄三十日程も立候様に、非人源助申候、尤も野非人體の様にも相見え申候由申候。
右の通り五人組名主代立合、死骸相改め、見分仕候、以上。

享保八年卯八月 月行事 八右衛門

五人組 武右衛門

同 平三郎

名主勘解由病氣に付 佐治右衛門

御番所檢使 大久保治郎右衛門

三繩庄左衛門

差上申一札の事

一、伊勢町川岸川流男、先書に御檢使の口書に申上候通り、日柄も三十日ほどに可罷成哉、鼻も落、面體難見分御座候、此段少しも相違無御座候、爲其證文仍如件。

享保八年卯八月八日 月行事 八右衛門

五人組 武右衛門

同 平三郎

名主代 佐治右衛門

卯八月分
一、金一兩十四匁四分 中の橋御免、右取替へ、かく
だん修覆、町内にて取替致置候て、橋普請の節、
組合申達、割に致可申事。

淺草藤屋五郎兵衛方にて、辰の四月廿六日町内寄合入目委細書、左に記置。

一、銀二百四匁 本膳上三十四人前

一、銀五十五匁五分 下膳三十七人前

一、銀十一匁五分 引菓子箱代

一、四十五匁 茶屋花代

四口、金五兩一步也、右は藤屋五郎兵衛方へ拂。

一、錢二貫六百六十四文 上酒二斗

一、錢二貫七百八十八文 さがまんちう八十・おぼろまんちう八十・うづらやき八十・大らくかん七十二・外郎やうかん七樽半、但七十五に切。

一、百五十文 岩城百枚

一、三十二文 筆一對

一、百五十文 茶一斤

一、八十文 たばこ五十目

一、二百六十四文 らうそく十丁

一、三百文 人足二人

總、五兩一步、錢六貫四百三文

銀にして三百九十九匁四分

右の内出銀有

- 一、銀四十匁 地主代 藤田屋徳右衛門殿
- 一、銀四十匁 家督 溜屋 四郎兵衛殿
- 一、銀七匁五分 家守 徳田屋長左衛門殿
- 一、銀七匁五分 同断 富田清右衛門殿
- 一、銀七匁五分 同断 中川伊右衛門殿
- 五口ノ銀百二匁五分

右差引殘、銀二百九十六匁九分六厘、小判六十匁、錢四貫五百七文。是を家持三十人に割御一人前に銀九匁九分づつ、此錢七百五十四文づつ。

差引殘八十一文、町入用出之。

右の通り御參會相濟申候、名主殿御出無之、尤も折菓子去年より遣し不申候。

享保九辰四月

月行持

- 彌兵衛
- 仁兵衛

覺

一、伊勢町

總京間表百八十九間二尺七寸五分、裏行不同。

此坪數二千九百四坪二合五勺

御役人足貨一貫百四十匁一箇年に十五篇の積り。

右の通り相違無御座候、以上。

辰五月廿四日

月行事

- 文左衛門
- 三郎右衛門

右は寅四月書上仕候通りに御座候、以上。

淺草御藏前片町組

御藏前片町

- 吉田屋喜兵衛 松本屋庄右衛門
- 下野屋惣十郎 上總屋庄助
- 町屋伊左衛門 近江屋傳兵衛
- 大和屋與兵衛 大和屋吉右衛門
- 太田屋市左衛門 江原屋佐兵衛
- 上總屋忠兵衛 和泉屋長十郎
- 東金屋甚右衛門 庄内屋久兵衛
- 福香町 松葉屋與右衛門
- 諏訪町 尾張屋八右衛門 森田屋市郎兵衛

- 平右衛門町 上總屋五郎兵衛 利倉屋善兵衛
- 新旅籠町 紀國屋權三郎 相摸屋庄兵衛
- 伊勢屋太郎右衛門 伊勢屋清左衛門
- 和泉屋喜平治 水戸屋吉兵衛
- 同二丁目 伊勢屋清左衛門
- 溜屋庄助
- 瓦町 大口屋長兵衛
- 茅町 下野屋重右衛門
- 天王町 相摸屋久兵衛 上總屋清八郎
- 猿屋町 伊勢屋長兵衛
- 御藏前森田町組
- 森田町 板倉屋長兵衛 伊勢屋平左衛門
- 信濃屋市左衛門 伊勢屋喜太郎
- 紀伊國屋喜兵衛 板倉屋右兵衛
- 武藏屋岩太郎 福田屋七郎左衛門
- 木綿屋吉兵衛 増田屋四郎左衛門
- 利倉屋七兵衛

- 板倉屋助次郎 東屋權右衛門
- 伊勢屋半兵衛 伊勢屋喜兵衛
- 上總屋五郎左衛門 板倉屋治兵衛
- 板倉屋市郎兵衛 紀伊國三郎兵衛
- 堺屋伊兵衛 三河屋清兵衛
- 大坂屋彌惣兵衛 藤田屋喜八
- 伊勢屋久兵衛 十一屋喜八
- 下野屋喜兵衛 笠倉屋平八
- 笠倉屋五郎兵衛 堺屋金兵衛
- 小川屋勘左衛門 武野屋茂兵衛
- 木屋庄三郎
- 旅籠町 吉田屋七兵衛 利倉屋庄左衛門
- 伊勢屋市三郎 長島屋八郎兵衛
- 板倉屋七郎兵衛 伊勢屋四郎兵衛
- 堺屋長右衛門 田村屋長左衛門
- 下野屋孫右衛門 笠倉屋平十郎
- 豊後屋伊兵衛 山田屋金右衛門

山田屋甚兵衛
瓦町 日野屋吉右衛門
御藏前天王町組
天王町 大口屋庄左衛門
相摸屋佐平治
大口屋八兵衛
和泉屋勘兵衛
井筒屋八郎右衛門
大口屋彌兵衛
大口屋清七
小島西之助
備前屋長助
鹿島屋善四郎
柴田屋藤兵衛
大内屋市兵衛
野中屋惣左衛門
伊勢屋喜兵衛

片町 伊勢屋平右衛門
大口屋次郎右衛門
和泉屋才兵衛
大口屋次兵衛
伊勢屋四郎左衛門
柴田屋藤右衛門
岡田屋市太郎
木村屋太兵衛
伊勢屋清右衛門
田村屋喜左衛門
中村屋多右衛門
平野屋傳兵衛
小玉屋權左衛門
大口屋源七

近江屋清兵衛 若松屋利右衛門
伊勢屋藤十郎 伊勢屋六兵衛
淺草御藏前札差宿、此度吟味の上、右百九人に相極、
外の者は猥に札差不_二相成_一候間、此旨町中可_レ觸者
也。
辰七月
右の通り、町御奉行所より被_二仰付_一候間、町々不_レ殘
可_二相觸_一候、以上。
八月五日 町年寄三人
覺
一、杉浦八五郎様御役替、跡役飯田惣左衛門様被_二仰
付_一候事。
已二月五日
淺草藤屋五郎兵衛方にて、已四月十七日町内寄
合入目委細書、左に記置。
一、銀二百四匁 本膳上三十四人
一、銀五十五匁五分 下膳三十七人

一、銀十匁 引菓子箱代
一、四十五匁 藤屋花代
金五兩一步也、右は藤屋五郎兵衛方へ拂。
一、錢二貫三百三十二文 上酒二斗
一、銀三十八匁七分 引菓子代
おぼろまんぢう八十_トさがまんぢう八十_ト鴉やき八十_ト
大落がん七十二_ト外郎やうかん七棒半、七十五に切。
一、錢百十文 岩城百枚
一、錢三十二文 筆一對
一、錢百五十文 茶一斤
一、錢八十文 たばこ
一、錢三百七十二文 らうそく十丁
一、錢三百文 人そく二人
金五兩三步八匁七分、錢三貫三百八十九文
右の内出銀在
一、銀四十匁 島田貞圓殿名代讓り祝
儀出申候。
一、銀七匁五分 喜多村佐兵衛家代讓り
祝儀出申候。

差引殘て金五兩六匁二分、錢三貫三百八十九文
總錢にして二十五貫八百四十六文
家持三十人に割、一人前錢八百六十一文
右拂殘百文、町入用錢の帳へ出_レ之。
右の通り、參會相濟申候、尤も名主殿は御公用、御出無
_レ之候、以上。
巳四月 月行司 彌兵衛 仁兵衛
巳の極月に仰付
進喜太郎様加役被_二仰付_一候。
飯田惣左衛門様御役御免。
一、金三兩一步と三百九十四文
右熊野勘化、町内家持分百文づつ、表店横店五
十文づつ、裏店十六文、其外妻子召仕共に、人別
一人に付三文づつ。
外に名主殿より増奉加。
百文づつ 宇野溜屋山田屋藤田川口内田

金一步 成井
五百文 丸屋

右の通り町内合、右の金にて名主殿支配切に請取、一紙に相渡り申候、尤も銘々帳面は、一町より一冊づつ付渡し申候、納所赤坂湯屋町迄、名主同道にて月行事一人づつ添参り候、請取役人口而無佐兵衛殿、爲日後日記置者也。

巳十一月

伊勢町元享間記終

麴街略誌稿上

柳溪 河内全節編

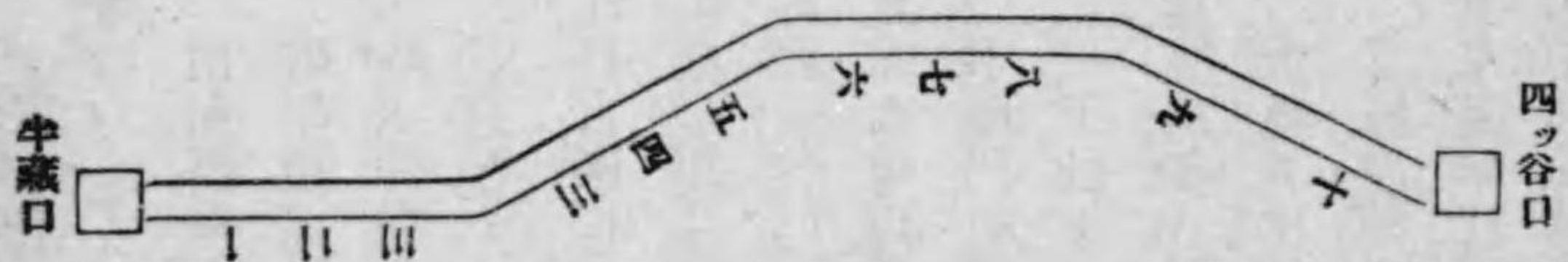
麴町の考

寛永九年十二月開版の江戸圖に、西の町の續きは小路町とあり。長祿古圖には、麴町番町の邊を横山村とあり、天正の頃は矢部村と云ふと云々。

按ずるに、昔は小路町と書せし歟、後麴造の者多く住居せしより、麴の字に改めしならん。

紳書云ふ、麴町は古く御討入の節開き給ひし由。享保十二年三月の布告に、麴町中略。家作藁葺を禁せらる。

江戸繪圖の梓行するは、寛永の始なるべし、其前の物は見當らず、寛永及承應の圖に、西は御堀端、麴町入口溜池を限りとあれば、紳書に云ふ如く、古く開けし町なること明也。山下博物館にある寛永古圖には、半蔵をかた町家あり。



江戸繁昌記に曰、麴町者、西廓劇地、東西如髪、直貫廓門、十在內、三在外、合爲三十三街、三四街六通八達、繁會最劇。

半蔵御門より四ッ谷御門まで、一丁目十丁目の間、道路の曲直大凡如圖。半蔵は麴町御門と申せし也。寛正日記、正徳三年五月の條、麴町御門破損とあり。元祿十六年五月の町觸に、

山王御祭禮道筋の儀、去々年の通、松平小五郎殿前より、土井式部殿邸前へ出、赤坂御門際より、紀州様御屋敷前通り麴町三丁目へ出、同町御門へ入、如例御供可仕候筈に候間、右道筋を心得、屋敷等損じ不申様、彌入念可申事。

此町觸を見ても、山王祭の往昔より盛事は知るに足れり。

按するに、麴町大通り十町は、元祿七年の後、大通りを七町にし、三丁目分を、今の平川町へ新町と稱して置れし歟、其事は享保年間の圖にて詳也。

麴町三丁目岡本治兵衛の地券狀に、二丁目と認めある由、則ち今の三丁目は、元祿の頃は二丁目の端なりし歟、此町觸に三丁目へ出るとは、今の玉井の角なるべし。

四丁目倉又左衛門の元祿の地券狀に、同人の地所を山王町代地と認めある由。四丁目と三丁目との界、四丁目には湯島町代地とあり。

平川町と稱するは、文祿の頃、今の江戸川龍慶橋より飯田町の魚板橋へかゝり、一ッばしの東南より銀町、油町へ至りて、大川へ合する流を平川と云ふあり、今の平川御門は、其川の前にありし故に名とす。其處にありし平川天神を麴町の地に移しける故に、遂に麴町に平川町の出来し故なるべし。

山元町と云ふは、山の手の元町と云ふこゝなるべし。

一説に、半藏御門外、今病院の地を、古圖に赤土山とあれば、その山の元と云心にやと。
今の六・七・八丁目の地は谷にてありしと云ふ。

南向亭茶話に云ふ、麴町六・七丁目の地と四ッ谷鹽町の邊、四方谷あり。寛永十三年外廓を造らせ給ふ時、御堀の揚土をもて、東西の谷を埋め、平地となすとあり、清水谷の稱も想像すべし。

江戸古圖に、一丁目御堀端に小邸なし、今の前田侯の處、御番所と云ふあり、一丁目・二丁目の北裏、今の馬場の◎原本以下缺文。

寛文六年丙子八月開版京都六條新屋敷萬町河野角兵衛版。江戸圖

半藏門を麴町御門とありて、堀端に武家屋敷あり、一丁目より四丁目迄の處、南側は武家屋敷也。

延寶六年八月中村市右衛門版江戸圖

大通り兩側とも町家となる、五丁目大横町は兩側武家屋鋪也。

貞享元年江戸畫圖

五丁目大横町西角より、八丁目清水谷の横町迄に、

武田越前守内藤若狹守戸田越前守の三軒の住宅。
四丁目横町俗に手高の角より五丁目の際までに、魚屋鳥屋とあり、此邊に鳥魚の間屋ありしか、今の四丁目南横町より、貝坂に通ずる道なし。

元祿二年江戸圖

隼町・山元町・平河町の名見えす。九丁目に長福寺。

心法寺・絃泉寺と云ふ三箇寺見ゆ。

寛永六年江戸圖日本橋川瀬新石町山口屋後藤權兵衛了阿版。

麴町五丁目・六丁目は、今の山元町にあり、此圖には、山元町も平河町も見えたり。四丁目の小西の前より、貝坂へ通ずる道も開けり。

正徳四年江戸圖日本橋南一丁目萬清左衛門版。

新五丁目・六丁目とあり。

元祿七年甲戌初夏堺町通新和泉町版木屋七郎兵衛版江戸繪圖

一丁目御堀端東西兩側に、旗本の小邸あり、半藏御門は麴町御門とあり。一丁目・二丁目北、今の馬場の

處に小邸あり。二丁目の北横町は五番町へ通せり。

一丁目・二丁目南裏、今隼町と稱する地に、的場あり。三丁目・四丁目南裏、今山元町新馬場とあり。天神社の南、今の貝坂通り不殘小邸あり。五丁目玉井那の西角より南側は不殘武家やしき也。一丁目より十丁目迄大通りにあり。

享保年中日本橋音羽町田方屋藏版江戸繪圖

一丁目御堀端に小邸なし、今前田侯の處に御番所と云ふあり。二丁目・三丁目の北裏、今の馬場の處の小邸を新町とありぬ。一丁目南裏、今の隼町に定火消土井主水とあり。元祿圖には、今の代官町に火消やしきありぬ。三丁目南裏、馬場の圖あり。一丁目より三丁目迄は大通りにあり、四丁目は天神前を新四丁目とあり、五丁目・六丁目は今の平河町也。

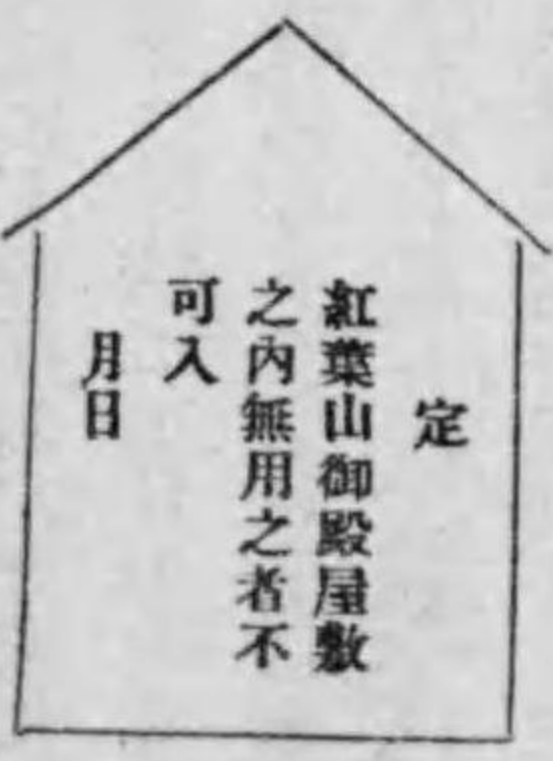
三丁目より十丁目迄、南側は武家やしき也。

麴町

一丁目

二丁目 横町南北に一つづつあり。
 三丁目 横町南に一つ、北に二つあり。
 四丁目 横町南に二つ、北に一つあり。
 五丁目 横町南に一つあり。
 六丁目 横町南北に一つづつあり。
 七丁目 横町北に一つあり、裏町なし。
 八丁目 横町南に一つあり、裏町なし。
 九丁目 横町北に一つあり、裏町なし。
 十丁目 横町北に二つあり、裏町なし。
 以上十町は大通りにして、半藏御門外より四ッ谷御門内迄也。
 十一丁目
 十二丁目 横町北に一つあり。
 十三丁目 横町北に一つあり。
 以上三町は四ッ谷御門外にあり。
 山元町 明治五年に山元町を三丁目とす。
 右は大通り南裏の町を云ふ、則三丁目より五丁目

裏迄、合て一町也。
 隼町山元町一丁目也。
 右は大通りの南裏の町を云ふ、一・二・三丁目裏并山元町三丁目五丁目續き、并に赤坂御門内合て一町也。
今の平河町六丁目也、今隼町は明治五年に置く。
 隼町とは紅葉山御宮付御靈屋付御坊主の者の住せし處にて、其路次の入口に、
 平河町
 一丁目
 右の代地、外神田佐久間町一・二丁目續き三箇處、柳原岩井町代地續き一箇處、麴町平河天神前町合て一町也。
 二丁目 横町南北にあり、一つづつ。
 三丁目 横町南北にあり、一つづつ。



以上十八箇町 名主十五番組 矢部與兵衛
 谷町
 麴町三丁目續き三丁目一箇處、四丁目續き一箇處、
四丁目八丁目續き清水一箇處、平河町續き三軒一箇處、合せて一町也。
 以上 名主 高山清右衛門
 教授所附町屋敷
 平河町一丁目續き。天神下。
 木挽町四丁目裏上納地替地
 同町三丁目脇。貝坂の南側。
 以上六番組 名主 尾崎七左衛門支配
 湯島龜有町代地寛政十年午五月代地
 平河町續き。天神裏門の向ふ。
 拜領町屋敷
 龜有町代地續き。天保六年末十月。
 同志村茂七郎・同由兵衛。天保七年申七月。
 同町續き。

以上十二番組 名主山本六右衛門支配
 湯島三組町續き拜領屋敷切地代地寛政十年午五月
 平河町一丁目續き。
 以上十三番組 名主 片山太郎左衛門支配
 平河町龍眼寺門前并寺内
 以上 月行事持
 穴八幡放生寺旅處拜借地土俗赤土山と云ふ。
 此處は明治三年より元園町と改む、明治元年、馬場を御藥園と爲しける故に元園と號す。
 右は麴町三丁目四丁目北裏の火除明地にして、文政六年未二月中、高田穴八幡放生寺旅所拜借地被仰付也、同所見守番の身分は、天保十四年卯八月中、町方支配是迄は寺社となり、人別は二丁目へ差加奉行支配なり、
 へられたり放生寺拜借地、見守一人は寺社奉行支配。○常に大的場にて日稽古あり○作藏と云ふ者、見守番せし故に、里俗は作さん原といへり○文久二年春、下曾根氏拜借となり、西洋調練馬場になりしかば、以來下曾根の

支配也。

穴八幡放生寺拜借地替地

文久二年春、三四丁目裏地御用となり、善國寺上地跡を替地拜借被_二仰付_一候、寺社奉行支配なり。

麴町一丁目二丁目北裏火除地

右は寛政四子年、火除地御用となる。夫れ迄武家屋敷なり。毎日の積古、又五十の日は騎射の御用の積古あり、故に里俗は騎射馬場と云ふ。○此地は御堀端の諸侯三名永井・南・前田の預る處と云ふ。一丁目より三丁目迄火除地見守四人は、天保十四年町支配とな

麴町四丁目五丁目北裏火除地

寛政四子年御用地となる。元武家やしきなり。其節植木屋共へ拜借被_二仰付_一、御勘定奉行支配也。○此地は四丁目谷より坂路を登る故に、里俗赤土山と云ふ。○春は菜、夏秋は茄子瓜、冬は大根を作りて賣りぬ、又蝦夷菊・撫子・鷹來紅も作りて賣るも、植木屋共へ拜借と云ふに依れりと。

麴町五丁目六丁目七丁目北裏火除地三箇所

北町奉行支配なり、紺屋合羽屋乾物場、炭團置場となり。

善國寺上地跡今善國寺谷と稱する處。

寛政四年、火除地の爲め上地被_二仰付_一、代地牛込神樂坂上へ被_レ下、翌五年一月廿七日毘沙門天遷座ありしと云ふ。善國寺上地跡者南部・前田の二氏へ御預り也。

平川町二丁目南裏火除地天神馬場と云ふ。

寛政二年正月廿五日、松平越中守殿御渡し御書付、麴町平河町二丁目裏明地、射込大的場被_二仰付_一候間積古可_レ致旨。此馬場は平河町三丁目へ永續の預り地にして、龜右町には關係なき處也。此布告によれば、寛政には射込場なりしが、今は室岡新十郎拜借、馬術稽古場となりぬ、此地は湯島龜有町代地の者御預り也。

山下門

昔は山王社の下にありしを移せしゆへ、又姫門とも鍋島門と脱カ云ふ。

姫ヶ井

同所にあり、江戸紀聞には櫻が井と云ふ。

幸橋

古は御成門とあり、増上寺へ參詣せる故に、徳川氏の初に名を幸橋と僭稱せり。又一説に、門外二葉町を幸町と古へ稱せし故に、名付と云ふ。

潮日坂

裏霞ヶ關の東へ下る坂。

三年坂

虎の門の坂。

螺尻

三年町裏霞ヶ關の側、道路彎曲せる處、陶山關のありし古跡と云ふ。

虎の門

朝鮮人が虎を齧し來りしとき、其檻大にして舊門に入らざる故に、門垣を壯大にせしを脱カ以の故と云、又内藤家に、虎の尾櫻と云ふ名木ありし故とも

云ふ。

皂角河岸

參謀本部北の堀端、鮫ヶ淵とも此脱カ處也。

梨木坂

陸軍省通用門前の坂。

菜萁坂

清國公使館前の裏、霞ヶ關へ出る坂。

富士見坂

赤坂御門内の西へ下る坂。

半藏御門麴町一丁目也。

江戸砂子曰、糝町へ出る西門也、むかし此所に服部半藏の屋敷あり、御組頭也、其組の與力同心のやしきありしに依り、此名あり。其服部家のやしきは糝町五丁目松平出羽守殿やしきの處也。與力同ハ宜シカラズ、伊賀者ナリ。

按ずるに、古書には麴町御門とありぬ。此御門古來通行ありしが、其後通行を禁じ給ひしを、享保年

より通路を許し賜ひしと云ふ、是より麴町の繁榮一層ましたるべし。

四ッ谷御門麴町十丁目也

御門外を四ッ谷と云ふ。

赤坂御門麴町準町

御門外を赤坂と云ふ。傳云、此御門は本城大手の門と同じ寸法に建しものにて、若大手に事あるとき、此門を引き給ふ爲也。

新撰江戸砂子、此御門のかまへは北斗形の繩張にて、江戸城專一の御門と云ふ。

喰違

赤坂御門と四ッ谷御門の間にある、小幡勘兵衛の繩張と云ふ。

里俗の町名

茶屋町

麴町一丁目御堀端の町屋を云ふ、待合茶屋數軒ありし故なり。住吉・松の尾と申候茶屋あり。

三丁目谷

麴町谷町なれども、三丁目の坂の下故にかく云ふ。

四丁目谷

同町四丁目の坂下を云ふ。

赤土山

麴町四五丁目北裏の火除地を云ふ。

竹町

麴町十一丁目を云ふ。

蛤店 魚店

麴町平河町二丁目。

獸物店 藥店平河町二丁目山田淺右衛門の處を云。

麴町平河町三丁目。

材木店

山元町を云ふ、又材木町とも云ふ。

三軒家

平河町續き、麴町谷町を云ふ。

天神山

平河天神社内を云ふ。

達磨門前

昔し紀伊家の通用門五丁目の戸排に達磨の形ちの木彫節ありし故に、此所をしか云ふとぞ。弁橋火事の節焼しとも、又其節雲州の相撲◎原本缺文アリが名物の扉とて取除きし故、今は土藏の内に納めてありとも云ふ。

元山王

麴町一丁目續き也、古跡部に見ゆ。

矢倉下

麴町四丁目手島の横町、自身番のありし横町を云。

横町

犬糞横町

二丁目の南裏町より準町へ出る横町。

三丁目大横町

三丁目南の横町を云ふ。

手島の横町

四丁目の北横町、以前横町の角に、手島と云ふ巨大

の兩替屋ありし故也。

五丁目大横町

五丁目南の横町を云ふ。

善國寺横町

六丁目の北横町也、元善國寺ありし故也。

龜澤横町

七丁目北横町、角に巳前龜澤と云菓子屋ありし故也。

藥師横町

九丁目北横町、此横町に常仙寺の藥師ある故也。

成瀬横町

十丁目北横町也、此横町に成瀬氏の邸ある故也。

小路

麴町谷町三軒家續きより、永田町へ登る東西の通りを云ふ、駒井氏の兩邸あれば也。

駒井小路

麴町谷町三軒家續きより、永田町へ登る東西の通りを云ふ、駒井氏の兩邸あれば也。

神保小路

再版江戸砂子に云ふ、麴町六丁目横小路と前板にあるは誤也、三軒家より東の方へ出る小路に、神保氏の邸ある故也。

坂の部

中坂

平河町一丁目二丁目間を、湯島龜有町代地へ下る坂を云、天神前の坂と貝坂の間にある故に、中坂と云ふ歟。

貝坂

平河町二丁目と三丁目間を南へ下る坂を云ふ、貝塚へ下る坂故に、貝坂と云ふ歟。

シタン坂

五丁目續きを、隼町より清水谷へ下る坂を云ふ、何故にシタン坂と云ふ歟、考へず。愚按するに、シミヅダニ坂と云ふを中略して、シタン坂と誤りしにやと思はるゝ。

清水坂

九丁目尾州家表門前より、清水谷へ下る坂を云ふ。江戸砂子に、尾州公御やかたの御門前の坂也とあり。江戸名所圖會に、尾州公と井伊家の間の坂とあるは誤れり。

紀尾伊坂

清水谷より、十丁目續と喰違へ登る坂也。坂の北に尾州の邸あり、南に井伊家の邸あり、坂下に紀州公の邸あるをもて名付けり。

諏訪坂

五丁目大横町より赤坂御門へ下る坂を云ふ、坂上に諏訪氏の邸ありし故也。

谷

清水谷

八丁目續き、今の麴町谷町と稱する地なり。古は六七八丁目の地は、すべて清水谷と稱せし歟、四ッ谷御堀の揚土をもて、七八丁目の地を埋めしといへば也。

清水谷は紀尾井坂下、紀州家の西北の角、辻番の南の脇にあり、淋霖炎にも乾溢せず、清潔にして至て冰冽也。

新撰江戸砂子、清水谷は紀州御上屋敷と井伊家の中やしきの邊を云ふ、清水は紀州の御やしきの内にありと云ふは誤れり。

同書に、清水坂の下に柳の井と云ふあり、此清水を云ふにや、又むかし外に柳の井と云ふがこゝにありしや。

江戸名所和歌集文久三年印本

清水谷

岡野 敦行

夏の日はこのすまばや清水谷名をきくだにも涼かりける

勝田 元徳

よそにのみ頼みて、こしを清水谷夫さへかるゝ夏の日ざかり

阪田 之彦

ふく風のおとも流て清水谷さられすししくすめる月かな

三丁目谷

四丁目谷

善國寺谷

何れも前に詳にす。

鈴振谷

再版江戸砂子に云ふ、善國寺谷とも云とあり。

願生寺谷

同書に云ふ、麴町四丁目裏五番町の通、中古寺地なりしが、牛込へ引けたりと云ふ。

橋

柳橋六丁目と七丁目の間の石橋を云ふ。

同書云、麴町七丁目の石橋をいふと也、今も小兒の夜泣咳などの願をかくる事あり。

按するに、むかし此邊すべて谷にてありし頃、六・七丁目間に橋をかけし物にや。流れは東流し、三丁目谷へ流れしなるべし、故に三丁目谷の下水を柳川と云ふも、よしある様に思わる。

土橋

新撰江戸砂子に曰、喰違の土手を云ふ。
堀

辨慶堀 一丁目つき井伊氏の

邸北の御堀を云ふ。

新撰江戸砂子に曰、此處の御堀は東の方加藤肥後守、西の方淺野對馬守、釣命をうけて掘られし也。加藤家の奉行は森本儀太夫、淺野家の奉行は龜田大隅、西東にわかれ功を立たるお堀なれば、西東の縁をとりて辨慶堀と云ふ也。又辨慶の木偶を掘出せし故とも、又辨慶小左衛門の繩はり故とも云へり。

淵

鮫ヶ淵 同處を

同書云ふ、辨慶堀の邊にありと云ふ。

千鳥ヶ淵

一番町の御堀を云ふ、高家由良家の前より徳大寺家の前也。

山

半藏山

同書云ふ、井伊家の中やしきを云ふ、是も服部半藏

殿の組やしき也と云ふ。

赤土山 天神山 前に見ゆ。

川

柳川

麴町三丁目谷の溝を云ふ、詳に麴三溪の記に見ゆ。

石

鮒石

赤坂御門枡形の内の石垣に、一尺五六寸の鮒のかたちせし石を云ふ、今は何れに行しや。

牛石

代官町にあり、形牛の背の如く、常に鹽を上る人ありて、石の上に鹽あり○足の病に驗ありとて、祈る人のあぐると云ふ。

此の二つは麴町外の事なれども、麴町つゞきの事なれば記しぬ、是も明治十二年迄ありしが、其後は見えず。

烏帽子石

市ヶ谷御門の石垣の内にあり、九尺四方計、今は日比谷公園幸門の内にあり。

井

櫻の井

新撰江戸砂子に、井伊氏表御門の下にあり、渡り九尺計あり、石垣にて組あげたる大井戸也、類ひなき名水也、釣瓶車三つ並てあり。事跡合考に、櫻の井は喰違の中屋敷にありと云ふは誤也。

柳の井 辨慶堀、井伊家辻番の裏にあり。

古名は若葉の井と云ふ、再版江戸砂子にも、江戸名所圖會にも若葉の井とあり、然れど土人は皆柳の井戸、柳の水と稱す、甘泉にして清冷也。

江戸名所和歌集

柳の井

春田季樂

しばしとて誰も木かげに立ぞよる柳の井とはくみもくまずも

眞清水にうつるみどりのかけ深き柳の井こそくままほしけれ

水清き柳の井戸にたちよりて夏のあつさなくみながしけり

麴街略誌稿 上

田中千條

氷とけ水もみどりの柳の井ふかくも春の色哉

くみあげて結ぶ柳の井戸の水わきてすしきところなりける

風になびく柳の井戸は餘所ながら思ひくむにも涼しかりけり

かけおほふ柳の清水春すきてしげれるときぞ人のむれくる

柳の井 三行カ

山田常典

江戸砂子に云ふ、清水坂下の柳の井と云ふは、紀州家辻番の前なる清水を云しにや、未考。

麴町の井戸

當地は高臺の所故に、掘井戸の深き事六七丈もありぬ、故に世人深き事の譬に、麴町の井戸と云ふ事を云へり。

塚

貝塚 貝坂の南、玉蟲氏の邸内にあり。

江戸名所圖會云ふ、都て麴町の邊の總名なり、此地は昔より甲州街道にして、路傍にありし一里塚

を、土人甲斐塚と呼びならはせし事也、或説に、貝塚法印といへるが墓也ともいひて、定ならず。

此の地、馬場の南は芝の青松寺の墓地なり。南向亭云ふ、青松寺は青松甲斐といふ人の草創にして、當時玉蟲氏の邸にあるを貝塚と云ふ、上に古碑あり、年月もみえず、平氏女と計あり、今は八幡に祭ると云ふ。又一説には、此坂下に甲斐莊氏なる宅ありし故とも云ふ。

又按ずるに、貝塚の地名、小田原北條家の古文書に、太田大膳亮といへる、一木の内にて貝塚の地を領するとあれば、其頃も此地名ありしとしるべし。然るときは、貝塚は一本の内の小名なりしとおぼし。貝坂下西側、舊幕御用達御具足師岩井氏の住する所を、小字して源氏海道と云ふ。

金子塚其所詳ならず

新撰江戸砂子曰、金子十郎家忠の墳、古鹿子に曰、麴町御門外、越後守光長卿のやしきのうちにあり、今はしれずと記せり。

再版江戸砂子に曰、平河天神前の邊か。

馬場

嚴命珍要録に、麴町天神前馬場、同四丁目裏明地馬場。享保十三年十一月出来。

永田馬場

昔にありて、名のみ稱す。

天神馬場

天神裏門の南にあり、享保馬場とは異なれり。

騎射馬場

今元園町一丁目。

大的馬場

今同二丁目。

定火消屋敷

麴町隼町の南御堀端にあり、慶安三年六月廿六日、始めて火消役二人を置れしときの一也。

玉川上水

麴町は高臺の地故、掘井戸深ければ、一町に四五づつ必ず水道を引て用水とす。承應二年正月十六日、始めて上水來ると云ふ。

高札場牛藏御門外堀際にあり

江戸六箇處常磐橋外・日本橋・淺草の一也。高札とは御作事覆・駒寄は町奉行掛也、麴町十七箇町にて預り、非常の節は持退等の約ありしと云ふ。

日吉山王神社

永田馬場に在り。

本社祭神 國常立尊比叡二ノ宮小比叡大明神、本地藥師如來。

二宮祭神 仲哀天皇氣比宮、本地、聖觀世音菩薩。

三宮祭神 伊弉册尊白山妙理權現、本地十一面觀世音菩薩。

江戸名所記曰、三ノ宮は下の七社の中王子宮、本地は文殊大士なりとあり。

新撰江戸砂子に曰、祭神江州日吉同神也。神社啓蒙曰、所祭神七座、大宮大己貴命、二宮國常立尊、神皇產靈、聖眞子、正哉吾勝尊、八王子國狹槌尊、客人伊弉册尊、十禪師瓊々脱カ尊、三宮惶根尊、右本宮七社也、所屬十四座、加三上七座、稱二十一

社。

延喜式十曰、近江國滋賀郡日吉神社。名神七。脱カ座同三日、名神祭部云、日吉神社一座、注云、比叡神、同傳記曰、山王權現者、欽明即位元年、自天降于大和國磯城郡、而現大三輪神。

神主 樹下氏

別當 勸理院城琳寺

社家

小川織部 千勝主水

千勝隼人 金丸靱負

宮西頼母 浦鬼大學

社僧

圓成院 成就院

寶藏院 長命院

福聚院 智光院

寶泉院 無量院

智乘院 常明院

巫女

左近 水汲男トテ夫ヲ持ケル由 大内藏

伊賀

織江

寛正日記、正徳元年六月十七日、山王最教院寺内の小寺一つ焼失とあり、社僧に最教院と云ふは見え、此頃はありしか。

大城の御産土神也。舊幕府御代替の節は、御刀一振・御馬一匹を納めらる。

産子の町は、東は靈巖島より小網町・堺町を限り、北は神田に至る、南は芝を限り、西は麴町を限る、凡其町數百六十餘町と云ふ。

江戸名所圖會云、當社は淳和天皇の天長七年庚戌、慈覺大師敕によりて、武藏國入間郡仙波にある所の星野山無量寺を再興ありて、圓頓の教法を弘め給ひし頃、佛法王法護持の爲、且は和光の利益を、普く萬民に蒙らしめむと欲して、我立柚の日吉山王二十一社上中下の内より、一社づつを選びて、三所の靈神を彼地に勸請し給ひ、かくて星霜を経たり、然るに文明年中太田道灌、此山王三所の御神を、星野山より江戸に遷し奉る。

其頃の社地は、今の梅林坂のあたりにして、菅祠とならびてありしよし、大道寺友山翁の説也。或人云、太田家譜に、文明十年六月十五日、於江戸城内、建山王權現堂荒神祠、菅承相祠云々。菅祠は今の平河天神の事也。御國初の頃迄は、兩社ともに御城内にありしと、菅祠を平河口御門の外へ遷され、山王は御城の鎮守として紅葉山に遷座ましませしける也。

天正より此かた、江戸を以て永く御當家御居城の地に定させられし頃、紅葉山に於て新に社を御造營ありて、御産神にあがめ給ふ、其後御城西貝塚の地へ遷されたり。其年曆詳ならず、江戸名所記に、延徳年中仰の旨ありて、道灌結縁の爲、三所の御社を城西にうつし給ひ、再興修造ありと云ふ、此説未考。寛永明曆等の江戸圖により考ふれば、其社の舊地は井伊掃部頭の北、今の三宅氏の第宅の地なり。菊岡沾涼云ふ、

山王宮の舊地は、三宅氏の宅の裏の坂に祠あり、此所元山王の舊地なりとあるは、實に然り。又事跡合考に云く、井伊家居館の南後、凡未申のかたの小坂の際、幅二間計、長十間餘り、松杉の少しく繁りたる坂の内に、稻荷の小祠ある除地、是山王一度半藏御門外へうつされし古跡の由緒と云ふ。

又承應三年甲午回祿の後、溜池の築山勝地たるにより、竟に台命あつて、今の地へ遷座し奉り、宮社御造營ありしより、江戸第一の宮居となれり。

名勝志に曰、明曆丁酉の年、回祿によつて、承應三年當社を、貝塚より今の地へ遷し奉るとあれども、承應は明曆より先の年號なれば、此説證とするに足らず、或云萬治元年、今の地へうつる。

金殿玉樓は天に輝き、畫棟朱簾は地に映せり。名勝志、此地は元松平主殿殿の宅地也と云ふ、然かありしより已降、和光同慶の利益淺からず、内には圓宗の教法を守り、外には鎮國利民の徳を施し

給ふ、殊更御當家の御産神として御崇敬最も厚く、

天下泰平國家安鎮の御祈禱、永世に怠る事なし。

江戸砂子に云、寛文十二年五月下旬、丹羽氏の邸へ弘文院春齋を招給ふとき、

夏日應丹羽拾遺之招一賦庭前即景

賓筵禮畢到斜陽、日吉新宮隔水望、二本松堅千里綠、森々夏木一庭牆。

山を星の山と云ふ。江戸名所和歌集に、

星の山ふもとの池の花蓮やみにもそれと匂ふなりける

林 莖 雄
白石 長 忠

久かたの星の山風さそひ来てあたりひやく蟬の聲かな
又麓の堀を溜池と云ふ、古名は大澤の池と云しと也、余別に考あれどもらしつ。此地四時とも風景の地にして、尤清閑たり。

同じ集に、

井上 定子

桐ばやし村雨そゞ溜池のむかひのさしに鳴ほとゞぎす
君が爲池のみぎはにおりたちて芹つむ春に成にける哉
天野平峯

田中保信

浮草のまなくうかびてさゝ涙のよるともみえぬ水の溜池
武谷はた子

花はちす巻葉に露を溜池の玉なす光り風にちりける
山田常典

朝々の露を葉毎に溜池の蓮玉ちる風のすゞしき
問宮永好

むかしたれ誰ため池のおもしろくかゝる蓮の種を植けん
横山由清

いか計香溜池の花蓮さそふ水にも盡せざるらむ
諸井正賢

露時雨いくたび染て溜池のつゞみのぬるでもみいでにけむ

古鰐口

稻荷の社にあり、昔此宮江城にありしとき奉納
せしものなるべし。

敬白奉三山王權現御寶前鰐口、大檀那直景、願主南
仙房

武州豊島郡江戸館、天正十四年丙戌十月廿五日太田

大和大工長瀬
椎名

古石燈三基

一、萬治二年四月廿六日、横山内記小野知清

二、貞享二年乙丑四月吉日、美作國主從四位下行伯
耆守源朝臣森長武

三、元祿二年己巳七月、奥州中村城主從五位下彈正
少弼平姓相馬口胤

此外に古石燈ありしが今失せて非らず、山中一二
箇處に棹石などを見る。

大祭六月十五日、

十四日午の刻、別當社僧末寺鈍色七條を著し、布
衣素袍童子退紅白丁等の從者法師武者を具し、社
前に於て讀經あり、退散の後、神主束帶、社家烏帽
子狩衣にて、布衣素袍白丁等の從者を具し、社頭
に於て祝詞神樂の行事あり。
産子の町々にては、出し遼物を出して、街々をね
りゆき歩行す、宵宮と云ふ。

十五日、今曉幕府より御名代あ。

御祭禮番組の次第

十五日曉九ツ時一番大鼓。

南傳馬町にて打て、間を大傳馬町にて打、八ツ時三番大鼓に
て大傳馬町・南傳馬町に來る。

一二番のテコマイは先例にて佃島の獵師也、雲龍の半天に
黒股引をはく、

御幣・太鼓・神・社家騎馬・神馬・小旗

一番 鶏 大傳馬町

二番 猿 南傳馬町

三番 猿 麴町十三町分・
平河町・山元町

麴町笠鉾のみは神輿通行の道筋を歩行して、山
下御門より御堀端を一丁目へ歸る。

嘉永年中藝州侯へ御守殿有之節者、霞ヶ關を
通り、井伊家と淺野家の間を通りて、十三丁目
に至る。

十五日夜に入る事故、地主々々より迎ひを出し、
行事の家主・店子よりは一同迎に出で、又若者處

の者何れも町内の印しある挑燈を出し、津島の
挑燈祭も及ばずと思ふ、残りの家主者次上下に
て、疲勞挨拶に出る。

御雇獨樂廻し太神樂

四番 劔に水車

五番

目堀江町

右四町は出しを下さず、御初
禮として銀子を納るの例也。

桶町

本町四丁目分・岩附町・本
革屋町・金吹町

駿河町・品川町・同裏河
岸・北箱町・本兩替町

瀬物町・伊勢町・
元小田原町

室町三丁目分・本船町・安
針町・本町三丁目・裏河岸

本石町四町分

西河岸町

本銀町四町分・元乗物町・新革
屋町・新石町燈丁目

神田鍛冶町・鍋町

- 拾五番 須田町・通新石町・連雀町
- 拾六番 鎌倉町・三河町一丁目
- 拾七番 獵船 小網町
- 十八番 新材木町
- 拾九番 新乗物町
- 二十番 堺町・葦屋町・住吉町・難波町・高砂町
- 廿一番 龍神 新大坂町・田所町・通油町
- 廿二番 熊坂人形 富澤町・長谷川町
- 廿三番 分銅槌の鉾 銀座四町分
- 廿四番 神功皇后 通四町分・吳服町・元大工町
- 廿五番 檜物町・上樽町
- 廿六番 本材木町四町分
- 廿七番 青物町・元四日市町・佐内町
- 廿八番 大鋸町・本材木町
- 廿九番 茶釜 長崎町・靈巖島町・東港町
- 三十番 鯨船 博正町・南油町・川瀬石町・小松町・音羽町・平松町・新右衛門町

- 卅一番 箔屋町・岩倉町・下橋町・福島町
- 卅二番 本八町堀五町分
- 卅三番 本湊町
- 卅四番 南紺屋町・西紺屋町・弓町
- 卅五番 竹川町・出雲町・芝口一丁目四箇
- 卅六番 斧に鎌 彌左衛門町・新看町
- 卅七番 本材木町八丁目・柳町・具足町・水谷町
- 卅八番 寶船 南鍋町・山下町
- 卅九番 茶臼挽人形 數寄屋町
- 四十番 八乙女 靈巖島四日市町・同磯町・箱崎町・北新堀町・大川端町・南新堀町
- 四十一番 五郎兵衛町・北紺屋町
- 四十二番 元飯田町
- 四十三番 幣に槌 南大工町
- 四十四番 僧正坊牛若 常磐町
- 四十五番 靈岸島銀町分

右の町により附祭と稱し、出し、遂物の外に、踊家臺また地走り曳き物等を出す、年々其趣向あらたにして、各花美を盡して競へり。

神輿行列の次第

小旗、大旗、長柄鎗、長柄鎗は十四日に、山王より町奉行所へ受取参り、歸與直に町奉行へ納む。持人は三河町雇人也、此鎗は福太鼓二つ、持人十人。田樂、島正則の所持の鎗と云。拍板、二人。獅子頭、二人。獅子頭二つ、持人廿四人、獅子頭は大傳馬町南傳馬町よ人足も交ちる、獅子頭の持夫婦社の節は、土足のみ、にて薬師堂へ上るを例とす、獅子頭供奉の町々は、十四日より社頭に詣ると云。社家騎馬、飾鉾三本、卅三。社家騎馬、神馬、社家騎馬、神馬三疋、御太刀負、社家騎馬、三人。一之宮供奉、大傳馬町、社家騎馬、伶人二人、鼻高面を素袍著四十人、御幣、二人。造り兒一人、大拍子持、三人。神輿、五人。御膳板、持人。神机、持人。社家騎馬、二之宮供奉、小留町・堀江町。社家騎馬、町人麻上下、三十。素袍、三十。御幣、持人。造り兒一人、大拍子、二人。神輿、昇人五人。御膳板、持人。神几、八人。三之宮供奉、南傳馬町。社家騎馬、素

袍、三十。御幣、二人。造り兒一人、大拍子持三人、神輿、昇人五人。御膳板、持人。神几、持人。社家騎馬、衆徒拾騎、俗法師武者、別當四方輿、神主輿、長柄鎗、以上。

寛正日記、

正保二年六月十五日山王祭禮。天氣能。同四年六月十四日、豊後守被_レ仰渡_一は、町歩方山王祭禮に付、道番に罷出候道中、一々書附懸_二御目_一候處、如_レ常之道番無_二油斷_一可_レ申付_二旨_一、上意之由被_二仰渡_一候。寛永十八年六月十五日、山王之鳥居より大橋御門迄、トキハ道番置候御事、步行衆上下之事。御城より御注進にて、九ッ過御輿出。大橋御門より、御歩組二組御輿の跡參候、是は御輿跡にて不形儀無_レ之爲也、其次最教院、其次に町奉行與力同心押候事。同廿年五月十四日、最教院并に山王別當召て、來月山王祭禮、若君様御誕生初而之儀候間、御用意

仕候様との儀にて、銀千枚被下候。
六月十五日、山王祭禮有之、天氣能、四ッ過輿出也、三丸にて御見物、若君様ははね橋より御見物。

出し前に、神輿道筋、

十五日曉に、出し付祭とも山下御門を入、日比谷御門の御堀に添て、櫻田御門の前より黒田家邸の南、番付坂を登り、山王社前より右へ、永田町梨の木坂下り、御堀端通り半藏御門を入り竹橋を出て、大手前より酒井家・小笠原家の邸に添ひ、常磐橋御門を出て、出し付祭とも退散す。神輿は社を出て半藏を入り、常磐橋を出て、本町二丁目より十軒店右へ、本石町三四丁目より左へ、鐵砲町を廻り大傳馬町へ出で、田所町右へ、堀留町一丁目より左へ小舟町通り、小網町湊橋を渡り右へ、靈巖島橋を渡り、茅場町御旅所へ至る、此所にて奉幣あり、神饌を獻す。夫より海賊橋を渡り、青物町より通り一

丁目へ出で、大通りを尾張町迄、右へ山下町より山下御門を入り還輿也。

平河天満宮平河町にあり

菅自相畫神影 相殿八幡宮・東照宮。

東叡山末、別當長松山龍眼寺、

今は自畫の神影なくして木像也。

天保度までは、廿五日には別當より赤飯を地主

へ配りし事ありしが、今は無之。

享和三年版本江戸年中行事、二月廿五日條に、平

河天神に天満宮御眞筆の御影かゝる。

江戸名所圖會云、傳云、當社は文明十年戊六月廿五

日、太田持資、當國入間郡川越三芳野の天神を江戸

城に勧請し、數株の梅を栽ると云ふ。

今の御城内、平河の梅林坂と唱ふるは、其梅林の舊

跡也。新安手簡に、文明中太田道灌築かれたりし江

戸城、平河口の中、菅神の社、上棟の文に、文明十年

戊戌六月廿五日と有之云々。

天正十八年御入國の頃、平河口の外へ移さる、故に平河の天神と唱へ奉る。

此故に麴町の地に至りても、舊名を改めず、猶社邊の町をも平河町と云ふ。

其後慶長に至り、御本丸御造營の頃、竟に今の麴町に地を改めさせ給ふ。

大道寺友山翁云ふ、平河御門の外に、平河町と唱ふるありて、夫より麴町のかたへ續き、昔の甲州街道なり。其平河町の内には藥師堂ありて、其別當天神の社を預り、藥師堂のかたはらに遷しまゐらせしに、町屋も公用の地となり、麴町の邊へ引れし時、天神の社も共に移すと。また縁起に、麴町に藥師ならびに八幡宮の小社ありける處を、天満宮の社地と定めうつされ、今に至て舊地の名を改めず、天満宮の社内に彼八幡宮も勸請して、文武兩道を守らせらると云々。
寛政七年修營ありて神殿清新なり、毎年二月廿五

日、菅神自畫の神影をかけて諸人に拜せしむ。社内にて富札を賣る家ありぬ、榮松庵と云ふ蕎麥店あり、製は麻布の更科の如き細き方也、並の十六文賣りはなく、廿六文づつ也。今砂場の處其跡也。

新撰江戸砂子曰、世俗に云ふ、當社の神體は銅の五本骨の扇也といへり、五本骨の扇と云は誤也。是は草に風を加ふれば必ず野へふすといふ古語を以て、敵を草に

たとへ、此神風をもつて千里が外にふきしりぞけ、堅固の表事に敬せるなりとぞ。誠にあふきは風也、

神徳また風也、よく萬物をなびきしたがふ、春のはなも風にむかひてひらき、たへがたき夏の日も

風によつて苦をわすれ、袂すしき秋風にさそわれわたる初鴈も、此宮にて鳴とにや、よつて初鴈の

天神とも申奉る。

みよしのたのみの鷹もひたぶるに君がかたにてよると鳴なる

とよみしも此三芳野の事なりとぞ。また業原朝臣、

天津鴈越路のかたによるひると鳴てぞわたるみよしの里

むさしのみよしのは雁の名所にて、いづれも雁を

よめる、夫に因て當社も雁の名所といへり。

こゝも又同じ宮居にはつ鷹のたのむれがひも貝塚の里

按ずるに、神を五本骨の扇と云はいかひ、古くは貝塚の天神とも云しとぞ。

梅花無盡藏云、余比寓武之江戸城、城有丞相祠堂、栽柳插松、不知幾數百株、文明丙午仲春二十有五、適值丑之晨、寔也之所少也、謹賦小詩、顯丞相之壁上、夫徑山之傳衣、迺渺茫之說、而國史亦不取之也、故未及茲云。

北野春遮西府雲、一離此地亦栖君、夢中傳法定焉月、松亦應云梅亦云。

又云、遊江戸城菅丞相祠堂。

開闢評花甚不公、獨居南面牡丹紅、若令丞相細分別、梅亦應編王者中。

弘法大師作大黒天

傳教大師大黒天

宋末江湖梅亦孤、吟香白髮老浮屠、橫斜月瘦一枝

影、分作文公大極圖。

又云、花下晚步詩序、自居關左、而名搏海内者、太田二千石灌公靜勝是也、公會宴坐一室、夢中見接菅丞相、其翌早有人、卒然來獻丞相所親筆之畫像、可謂靈夢也、遂建廟於江戸城之北畔、寄數十頃之美田、歲時鼓焉、栽培梅數百株、頗超於錦城之梅花海也。前年丙午之春、共公遊廟下、詩之評、歌之講、爛漫花前、無愧洛社之耆英也。同秋之孟二十六、公逝矣、余造文祭之、今茲丁未正月下浣、率數輩之緇侶、徘徊菅廟、追憶前年之遊事、豈非夢一覺邪、感慨無措、全欲鼓棹歸岐陽、未能果、漫賦四十言云。

移步一筇瘦、餘寒鶯度稀、去年丞相廟、今日故人非、老眼看花落、擧頭疑雪飛、岐陽千里外、山可笑遲歸。

社前石雙祝アリ、其記ヲ高島文鳳書ス、本廟階下所置雙祝、係享保丙午創造、後遭寛政壬子及甲

寅之祝融、全質毀損。淨信之徒傷之、得紫宸殿屏障畫圖再造、其形貌典雅、非舊觀之比、及嘉永庚戌、又有災、寺門烏有、祝雖幸免、角折足毀、壬子復補之、因記其由云。

嘉永五年仲春、

龍眼寺現住常全識、高氏文鳳敬書

平川天満宮鳥居額

隨宜樂院一品公遵法親王眞蹟、原本長二尺四寸一分、廣六寸九分、十五線。

嘉永五壬子年二月廿五日より五十日間、平川天神開帳、其節靈寶場へ出せし品々、三月朔日に見る。

菅公自筆畫像

同人筆法華經八卷

太田道灌感應菅公畫像

同人筆菅公畫像

青蓮院尊澄親王筆天満自在天神

足利義政筆天満宮

巨勢金岡筆釋迦圖

雪舟筆住吉内瀧見觀音

弘法大師筆大威徳明王圖

松尾上人筆春日大明神圖

慈眼大師御文將軍家御安産の文

傳教大師筆法華經六の卷

平河天満宮略縁起

當社の草創を尋るに、去る文明十戌年、太田左衛門大夫源持資入道道灌公、當地居城の節、城内城下鎮護の爲、年來信仰厚き天満宮を、平河門の梅數多植へたる中に安置し給ひける。今の梅林。ある夜道灌公、常の如く念頃に禮拜し打臥給ふに、夢となく現となく、衣冠をと、のへ容形高き御姿にてあらはれ給ひ、汝が積年の信心なし、ことに我このめる梅かつくうゑ、宮を造り尊崇すること奇特也、然れ共か所願の如く城内城下必ず守護すべし、其證に我影像あたふ、いよ誠心をこらさば、十萬五千の眷屬等、晝夜影の形

に添ふ如く守るべしとの給ふ御聲、耳の底にあるこゝちして覺ぬれば、身體常よりもすがし。道灌公奇異の思ひをなし、あたりを見給へば枕邊に一軸の神影なんあり、急ぎ手あらひ口そそぎ拜し給へば、夢の中にまみえ奉る面影にはば似給ひけり。うやまひつゝしみ社頭におさめ、いよ／＼尊信をまし給ひきとぞ言傳ふ。物かはり星移りて、權現様御入國あそばされ候とき、梅林より平川口へ移させられ、元の如く御城内守護の御社として御信仰遊され、當龍眼寺を別當となさせ給ひけり。其後慶安年中御本丸御廣させられ候をり、清淨の地をゑらばせ給ひ、當町に藥師堂八幡堂有之處を、天満宮社地に改、御城内鎮護の爲、御城の方へ向、御宮御造營遊され、平河口より當町に移させられけり。

寺院

村高山栖岸院 慶町八丁目右側にあり。慶長十九年建立。

淨土宗にして洛の知恩院に屬せり、本尊阿彌陀如来は惠心僧都の作、開山は妙譽眞入上人と號す、開基は安藤對馬守重信なり。昔は長福寺と稱して三州にありしとぞ。當時に賴朝の念持佛と稱する聖觀音の靈像あり、又龜前に安置する處の觀音の像は、楠正成尊信の靈像なりと云ふ、七月十日は千日参りとて参詣頗る多し。江戸名所圖會。按ずるに、新撰江戸砂子享保壬子に、赤坂淨土寺末とあるは誤なり○再版江戸砂子に、寺中に富田稻荷と云ふあり。

石雲山常仙寺 慶町九丁目北横町左側にあり。

禪刹にして寅藥師を安置せり、此像は行基大士の作也、相傳ふ、此靈像永祿の頃迄は、三州鳳來寺の山麓に立せ給ひしが、往古當寺の開山祥岩存吉禪師三州新城にありて、いまだ凡俗たりしころ俗姓は安田氏。此靈像虎に化現し給ひ、狼の難を遁れしむ、依て其報恩の爲に出家す。江戸に來りて四ヶ谷鹽町の明

雲山龍昌寺といへる禪林に住す、其頃當寺を闢て

此本尊を安置せしとなり。江戸名所圖會。

曹洞宗四ヶ谷龍昌寺末。再版江戸砂子。

慶長元年の開基と云、又明應元年の開基とも云。當寺より御藥とて、小兒の藥ざらいの者に、此寺の藥にて煎じ與ふれば、よく吞といふて、諸人戴く者多し、白麻にて晒したるもの也。

常榮山心法寺 慶町十丁目右側にあり。慶長二年建立。

淨刹にして千手觀世音の像を安置す。此靈像は秦川勝の念持佛なりといへり、閻浮檀金立像一寸八分ありと云ふ、京師知恩院に屬して本尊は阿彌陀如来、惠心僧都の作、開山は然翁上人と號す。當寺洪鐘の銘に市ヶ谷莊とあり、觀音堂に閻王十王の像ある故に、正七月の十六日参詣多し。江戸名所圖會。廢戶皇子守屋を敗りて後、四天王寺を尊崇して、日本に四箇の四天王寺を建立す、今攝州と勢州に四天王寺あり、他の二箇寺は所在を知らず、心法寺は

恐らくは其一ならん歟。

當寺往古境内至て廣く、今の市ヶ谷に及びしと也。鐘の銘に市ヶ谷莊常榮山とあり、寺中に貞松院最勝院。再版江戸砂子。

按ずるに江戸名所圖會に、堂前に御手植松と云ふあり、今はなし、天保九年の自火の節焼失せし歟。又弘法大師護摩の灰をもて作りしと云ふ、靈驗ある辨天の像も安置あると聞けり、聖德太子の像もあると云ふ。

山の手卅三所觀音、卅二番觀音。

江戸南方四十八箇所地藏、願滿地藏。

山王の古跡 慶町一丁目南横き、三宅氏の裏にあり。

寛永の江戸圖には、井伊家と一丁目入口の中央にありて、御堀端に押し出して社あり。

慶安三年二月廿六日、永田町松平主殿頭屋敷御用に付、其跡へ遷座す。

妙典山戒行寺の古跡 慶町一丁目御堀端にありて、寛永の頃迄は戒行庵とて、常照目修行小庵也。

明曆年中四ッ谷南寺町へ移る、宮重氏開基也。
高見山日宗寺の古跡麴町清水谷にあ
り、元和年中。

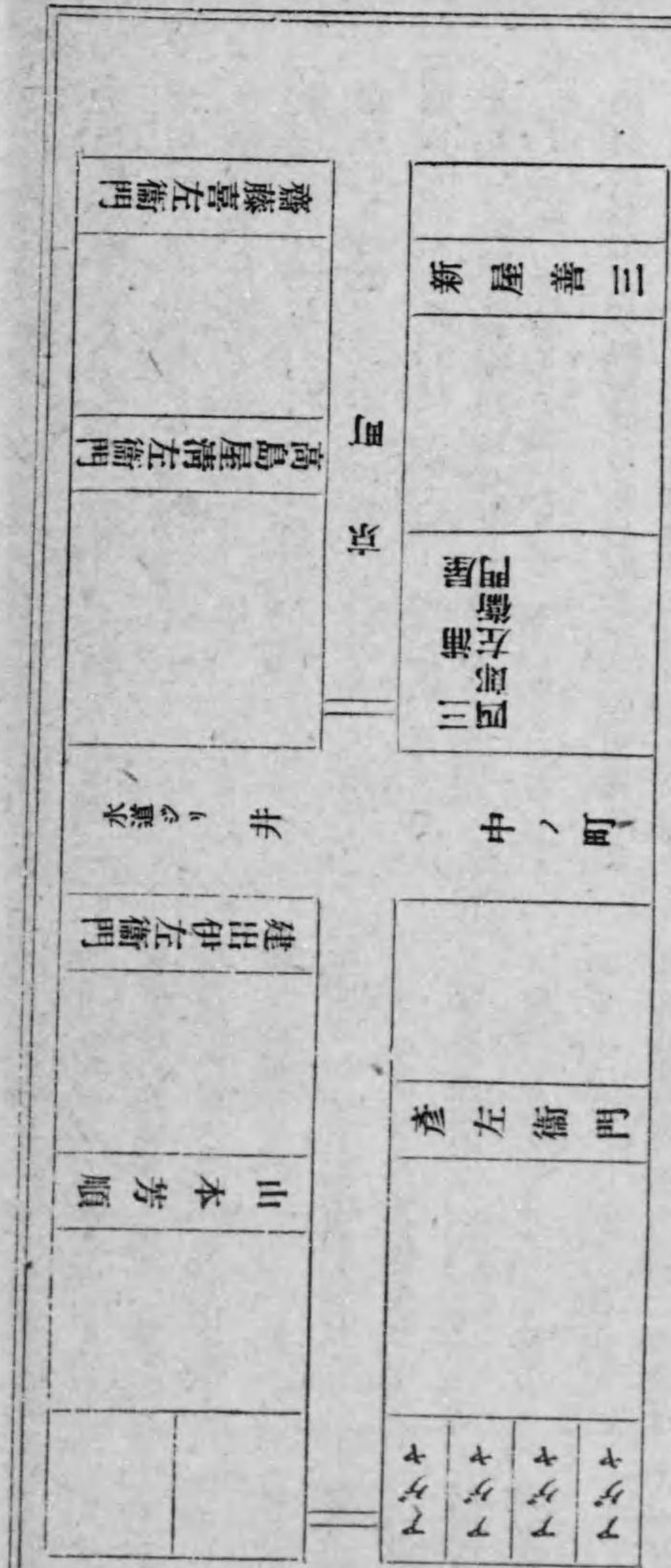
四ッ谷南寺町へ移る、再興主藤堂大學頭高次室也、
故に室の法號高見院心月日宗大姉と云をとりて、
寺號を改めしと云。

三縁山増上寺古跡貝坂より南に
有りし歟。
貝塚に在りし頃は光明寺と申、始め日比谷へ移さ

れ、又慶長三年戊戌八月、今の地へ移されしと云
ふ。

按ずるに、光明寺跡を松平越後守に給ふとあれ
ば、今平河天神前通りにありしか、又喰違の内に
も光明寺地と云ふ處あり考ふべし。

萬年山青松寺古跡貝塚の南
を云ふ。
寛永十八年愛宕下へ移されしと云。



◎此圖、
遊女屋ノ
條下ニ附
ク、今便
宜上コ、
ニ收ム。

靈鳳山種徳寺古跡其地詳な
らず

天正十九年小田原より麴町へ移すと云ふ、其後坂
へ移さる。

善國寺古跡麴町六丁目北
裏火除地。

寛政四年火除地の爲に、牛込神樂坂へ移さる。

遊女屋の古跡

元和三年、葺屋町へ廓の免許にならざりし前は、麴
町八丁目に六七軒の遊女屋ありし也、花街漫録に、
京町は麴町に住しける遊女屋にて、多は京都より
引移りし者故に、やがて京町と名付けると云ふ。

右に抄せし圖は、元吉原の古繪圖にして、京町
の圖なり、廓に名高き三浦屋も麴町より移り
しか。

赤穂義士住居の故地

麴町四丁目和泉屋五郎兵衛店

中村勘助 變名 山彦嘉兵衛
間瀬久太夫 變名 三橋隆貞

岡島八十右衛門

變名 郡民八郎

岡野金右衛門

變名 鳥谷又助

間瀬孫九郎

變名 鳥谷孫九郎

同町家主七郎左衛門店

間 十次郎

變名 中田權内

千葉三郎兵衛

變名 原 勘助

間 喜兵衛

變名 柳莊喜助

間 新 六

變名 柳莊新七

同五丁目秋田屋權右衛門店

富森助右衛門

變名 山本長右衛門

同六丁目家主吉右衛門店

吉田忠左衛門

變名 田口一直

同 貞右衛門

變名 同 左内

原 惣右衛門

變名 利田元興

正月

閏魔詣十六日。

栖崖院内八丁目。

心法寺地内十五像もあ

東都歳事記に、平河天神社地とあれども今はなし。
観音詣十七日。

栖岸院

薬師詣八日、十

常仙寺寅薬師、十二日に
は大般若供養

天神詣廿五日。

平河社

東都歳事記云ふ、參詣多し、諸售人出、植木市
ありと云ふ。

廿六日、三十五座の神樂あり、五九月も同じ、今
は毎月廿六日にあり。

二月

初午

江戸は稻荷の社多くあれば此日はわけて太鼓の
音喧すし、麴町は一町に三四社づつあれば最も
賑へり。岩城枅屋、伊勢八の稻荷は、殊に詣でる

人多し。

平河天神社廿五日、管公眞筆の
御影を拜せしむ。

雛人形・同調度の市五丁目大通りより横町へ立
つ、廿五日より三月二日迄。

古き言葉に、雛市は十軒店に尾張町、山の手かけ
て麴町。

三月

四月

灌佛會八日。

平河天神社内、維新後當社にて灌佛會を慶
の家において四月八日には出せり。心法寺

東照宮十七日。 平河天神社

廿五日より五月六日迄、雛市の如く胃人形・菖蒲
刀・幟等の市五丁目へ立つ。

五月

六月

山王祭禮子寅辰午申
戌の年。

十四日宵宮として麴町市中見物人群集す。十五日
神輿渡御、事は山王神社の條に詳にす。

七月

草市十二日夕刻より
十三日朝迄。 五丁目に立。

観音詣 九日、十日、四萬 八丁目栖岸院
六千日と云。

閻魔詣十六日 栖岸院 心法寺

八月

八幡宮十五日 平河天神社

九月

十月

心法寺十夜六日より十四日迄、
彌陀經千部修行。

毘沙門堂會式十三日、
十七日。

十一月

十二月

平河天神煤拂にて開帳十三日。

同社年の市廿五日。

昔は廿五・廿六日と二日の市なりし歟。東都歳事
記には今明日年の市、參詣多し、大市なりとあり。
五丁目年の市廿五日より
大晦日迄。

麴街略誌稿 下

名物

助惣麴焼

麴町三丁目南横町
東側橋屋佐兵衛

江戸鹿子・江戸圖鑑に云ふ、元祿年中の名物を擧る
處に、

麴のやき麴町三丁
目助惣。

紫の一本に云ふ、麴町のふのやきは、助惣よりはじ
まる。

按ずるに、助惣より始ると云ふに依れば、外にも
麴焼を賣りし家ありしと見ゆ。

國町の沙汰延寶二年
の作。に云ふ、鹽瀬まんぢう・木の下お

こし・白山の彦左衛門がべらぼう焼・八町堀松屋せ

んべい・日本橋高砂屋がちりめんまんぢう、麴町の

麴焼・兩國橋のちいらたう・芝のさんかん飴・大佛の
源五郎餅。

假名世説^{蜀山}に云ふ、此のときの流行せしもの不
殘絶へしに、麴町の助惣ふやきのみ今に残れり。
江戸砂子に云、助惣麴のやき、^{かうじ町三丁目横}町橋屋左兵衛^{皮薄}皮薄
く紙のごとくにして餡を裏す、麴のやきはいやし
きものとす。此助惣が製は、上方にも召され、味ひ
すぐれて善也。

江戸名物鹿子に云ふ、^{天明五年}麴町助惣やき。

江戸繁昌記、食物則助宗焼。

江戸名物詩

橋屋助惣焼^{麴町三丁目}
^{大橋町}

助惣焼始助惣焼、極上鹽梅開四方、先祖由來住

居久、家名自與麴町一長。

文久年中十五代目助惣の引札

乍恐申上候、私先祖大木元佐次兵衛儀、慶長元丙
申のとし、於武州新原^{出生仕、歳十七八のとき}江戸
戸へ罷出、横山村、平川村の間に住居候由、寛永に及
び、江戸益々御繁榮に被爲成候に付、菓子見勢相

開、渡世仕來る處、正保慶安の間、殊に難有も蒙
大命、餅にも家にも助惣と名相改申候。^{先祖より如}此にて候、由
來江戸鹿子、江戸總鹿子等諸書に、ふのやき、麴町十
丁目と有之は、三代目助惣にて、則南側に罷在候。
^{御やしき地に相成候}先祖より今日に至り血脈相續き、
^{せつ、當所へうつる}十五代に罷成、見世開より凡二百五十年、始終麴町
に永住致し、子々孫々繁昌仕候事。^{下略}助惣一とつ
代三文、但し御膳製一つ代五厘、せんべい一つ代
五厘。

如此諸書に見えて、二百五十年來江戸の名物に
てありしも、明治七年八月全く家絶たり、惜むべ
し。^{中橋精町に移り、又三田に轉じて、}
^{菓子渡世をして助惣と云ふとぞ。}

御羅油屋

曳尾庵の我衣に云ふ、寛文中、室町一丁目若衆方中
村かつま御羅油見世を出す、其少し前に麴町へ若
島主水といへる女形、油見世を出す、是を油店の
元祖とす。

古老物語に云ふ、伽羅の油を賣る處、湯島天神に
一箇所、麴町に二箇所、芝にせむしとて一箇所、牛
込にさ、やとて一箇所、江戸中に五箇所の外、賣る
處なし。

江戸砂子に云ふ、伽羅の油、正保慶安の頃より始

る、麴町三丁目谷島石見。

八十翁隨筆、^{享保年中の}伽羅油、^{湯島明神龜屋、芝のせむし、}
^{三年位に}とあり。^{事書也。}
^{牛込の笹屋、麴町口、一具を}

付し。

瓢箪屋蕎麥切^{麴町四丁}
^{目北側}

還魂紙料^卷。慳貪の條に、衣食住の記に云ふ、享保
保の頃、餛飩蕎麥切、菓子屋へ誂らへ、船切にして
とりよせ、其後麴町邊ひうたんやなどいふけんど
んや出來、蕎麥切ゆで、紅がら塗の桶にいれ、汁を
徳利に入れて添へ來る。其後享保半頃、神田迄にて
二八郎臺けんどんと云ふ看板を出す。

文政の末に、佐右衛門の弟喜左衛門と云者、鄰へ蕎
麥の並見世を出す、然れど四十八文のせいり計也。

此喜左衛門の娘につると云あり、美人の間へ高く、
明石侯の重役に圍れて、山元町邊に居りしと云。
喜左衛門と宇の丸すしの主人と中惣の主人と、上
方見物に出しとて、大井川出水にて□□の處と、余
が歸府の節□ひて□せし事あり。

江戸砂子に云ふ、瓢箪屋蕎麥切、船切の名物也、か
うじ町四丁目へうたんや佐右衛門。

江戸名物詩

瓢箪屋蕎麥四丁目。

餛飩蕎麥瓢箪屋、名字十三町内間、代々諸家多^三出
入、註文日々客成^レ群。

享保已來の名物なりしが、嘉永の末年に家絶たり。

蜀山人蕎麥記^{己巳}に、瓢箪屋は麴町の名家なれど

も、四國町さる屋には及ばざるべし。

鈴木兵庫藤原^{麴町三丁目中程北}
^{側、土藏造の家也。}

名高き菓子屋なりしが、慶應の末年家絶たり、牽

牛子煎餅落雁煎餅は殊に名物也。

江戸名物詩

兵庫麴町三丁目

詠來煎餅客紛々、古今唯製朝顔形、燒做風流菊一紋。

薄皮餅も名物なり。

江戸の菓子屋は、皆京御菓子司と云しに、此家のみは東都御菓子司と書し也。

紋所に菊の下に一を付たる故に、近所にては菊一とのみ云。

獸物屋平河町三丁目南側に甲州屋とて、獸肉を賣る家あり、往年獸肉を賣りしは此所のみ也、明治十一年廢業せり。

江戸名物鹿子天明五年にいふ、麴町、獸。

天保三十六家絶句云、麴町、

霜重城西菜伯肥、毛人幾所射、麴歸、豈知麴市店

頭肉、裁賣晨昏生、翼飛。杏 坪

再版江戸砂子に云、獸店、平河町三丁目にあり、毎年冬より春まで、獸をひさぐ店多し。

按するに、新撰江戸砂子にも、平河社の北の町家

に獸をひさぐ處あり、寒中にすぐれて多しともあれば、獸を賣る家數軒ありし歟、故に獸店と申せしなるべし。

今は甲州屋一軒のみ残り。

江戸繁昌記に云ふ、彼猪鹿屠鋪之原、亦濫觴于此。

於鐵牡丹餅麴町三丁目北横町北角松坂屋おてつ。

三色の牡丹餅、餡・豆粉、一つ四文づつ、今は廿文宛、

江戸名物詩に云、

馬場之角一軒家、於鐵數年此地誇、盛出盆中胡麻

餡、人間賞爲三牡丹花。

江戸繁昌記、食物則於鐵牡丹餅、稱名物。明治廿二年十一月全く廢業す。

かげま茶屋

天明年中、男色の流行せし頃、平河天神の社内にあ

りしと。江戸六箇處の中、芳町・木挽町・湯島天神・麴町天神・塗師町代地・神田花房町。

富興行

富の流行せし頃、平河天神にて興行せり、是れは武

州一ノ宮の冰川の宮と云ふ。其頃富の事を書し物に、

武州一ノ宮、平河社三六・九、智仁勇の號にして、

一番七十兩、五十番三十五兩、百番九十兩、札數

一萬枚、札料二匁宛。

余が覺へても、扇屋と云ふ札屋ありたり。

開帳

寶曆八年二月、麴町九丁目常仙寺開帳。

同十年三月、麴町十丁目心法寺にて、總州佐倉松林寺

千手觀世音開帳。

安永六年三月、平河天神社内にて、北澤淡島大明神并

に虚空藏菩薩開帳。

同七年三月、平川天神開帳。

享和二年壬戌四月朔日より平河天神開帳。

有名人の墓所

墓所一覽云、晁有輝墓。晁人。

淺岡氏、名豊興、字詩叔。

文化八年七月四日、心法寺。

同云、眞野是翁。古實家。

名安通、寛政九年七月七日、同上。

武江年表云、山中原左衛門墓、男達の一人也。心法寺。其頃男達の

正徳年中心法寺にて切腹せし時の辭世、六方言葉也。

わんざくれふんばるべいかけふばかり

あすはからすがかつかじるべい

麴町出火

明曆三年丁酉正月十九日、麴町五丁目續き二番町よ

り出火、半藏御門外より櫻田・愛宕下札の辻海手まで

焼る。

寛文八年戊申二月朔日未上刻、牛込酒井家下屋敷よ

り出火、市ヶ谷淨瑠璃坂より六番町へ飛火して、五番

町二番町、麴町六丁目迄、東は一丁目迄焼る。

元祿十一年十月、大塚護國寺の東より出火し、牛込神

樂坂より神田へ出、八町堀迄焼る。一口は神樂坂より

三番町へ出で、麴町へ焼廣り、井伊家に焼止る。大塚火事。

享保二年丁酉十二月廿八日曉、牛込山伏町より出火して、麴町より芝田町まで焼る。

倉又左衛門氏日記云、享保九亥年四月十五日、麴町二丁目裏通り一色外記様より出火、一丁目掃部頭様・安藝様・黒田様・外櫻田大膳大夫様・鍋島様虎の御門・久保町より芝海手にて止る。

同十二年丁未十二月十日、裏二番町より出火、麴町永田町霞ヶ關より海手迄焼る。一本表二番町とあり。

同十六年辛亥四月十五日、西北風、午下刻目白臺より出火、牛込市ヶ谷より番町・麴町三丁目より櫻田・鐵砲町迄焼る。

寛政四年壬子閏二月拾日、麴町火事。按ずるに、何町が焼か詳ならず。 枡屋火事、寛政四年閏二月十日、麴町五丁目枡屋より出火し、五丁目・山本町・平川町通類焼、四丁目小西之向横町にて止る。六丁目之方は木戸にて止る、四丁目裏町通り不殘焼口口口火事の側残る。

同年七月廿一日、南大風已上刻、麻布笄橋より出火、

赤坂今井谷へ飛火して、夫より麴町六丁目阿部大學へ飛火、五番町鷺坂の邸へ飛火して、麴町・番町は不殘、飯田がし小川町・小石川御門迄焼る。

此時の救として、町會所より平河天神社地に於て米錢をも被下候と。但し七月廿八日より八月三日まで日數五日の間、窮民千六百七十三軒、人數四千五百九十九人。

番町にて、此時まで天正年中の家作もありしとぞ、余が住する五番町の家は、此時川久保又助と云ふ人が假に建し家也と。川久保氏は幕府の小吏なり、今主人行忠は余と朋友にして、四ヶ谷に住す、租税察の八等出仕なり。 常明治八年迄は八十四年の家なり。

寛政六年丙寅正月十五日未中刻、麴町五丁目秋田屋と云ふ酒屋より出火、烈風にて山王御社永田馬場・霞ヶ關より、幸橋御門・愛宕下日蔭町・新橋仙臺會津の兩家も焼る。秋田屋火事。

享和二年壬戌三月七日曉七ツ頃、三丁目より出火して、朝四ツ頃鐘火也。四丁目は焼る、五丁目より末は

残る。

文化十四年丁丑十二月廿九日、三丁目北側近江屋小兵衛より出火す、明七ツ時也。近小火事。

文政六年癸未十二月廿五日夜四ツ過、四丁目北裏町表具屋勘次郎より出火。武江年表に三丁目西北風烈しく、とあるは誤なり。

一丁目迄、火消やしき焼る。一口は貝坂より五丁目枡屋迄、一口は永田馬場・虎の御門、一口は狐坂。何所か考より赤坂火消やしき田町四丁目迄。火事。

天保三年壬辰閏十一月十九日曉八ツ半頃、隼町より出火、一丁目・二丁目・三丁目大横町迄焼る。

天保七年丙申正月廿六日夜六ツ半頃、三丁目谷三河屋善兵衛物置より出火、西へ五軒焼る。

天保九年戊戌閏四月四日、申刻より大風、夜四ツ時、十丁目心法寺より出火、五丁目枡屋迄焼る、四丁目北側残る、三丁目中程まで焼る。隼町天神前の三軒家迄、夫より貝坂達磨門迄焼る、紀州侯残る。心法寺火事。

同年十月十三日夜四ツ過、四丁目北側小西六兵衛山

崎彦右衛門居宅境より出火して、三丁目迄焼る、五丁目少し、貝塚・隼町・天神裏門迄焼る。小西火事。

此節小西の見世藏落たり、名高なりし貂の皮も焼失したりと云。

同十一年庚子八月廿日夕七ツ半時、隼町。麴町三丁目大横町通東側。 の甲州屋清八と云ふ煙草屋より出火して、十軒南方焼る、半焼二軒。煙草屋火事。

嘉永二年己酉十一月巳中刻、平川町三丁目米屋庄助より出火、平川町・山元町焼る。

嘉永三庚戌二月五日、今曉より西北風きびしく、朝五ツ半頃、五丁目裏放生寺拜借地見守の家より出火して、五丁目大横町より、東は一丁目迄焼る、平河町山元町・隼町・永田町より霞ヶ關・虎の門・愛宕下宇田川町・芝海手迄焼る。五丁目火事。

嘉永五壬子正月六日酉上刻、山元町萬燈屋玉村より出火し、東は四丁目中程迄焼る、西は五丁目大横町迄、北は表通り南側のみ焼る、南は平河町三丁目二

丁目とも北側焼る、九ツ時鎮火。五村火事。
安政五戊午正月廿三日曉七ツ時過、天神前紙屋より出火、平河町一丁目南角迄焼る。

文久二壬戌八月十一日酉半刻、三丁目北裏より出火して、四丁目北側焼て、枡屋にて止る。麻疹火事。

元治元年十一月十一日、麴町出火。
慶應二寅正月十一日夜六ツ半頃、一丁目河岸出火。

明治三年十二月十二日晝九ツ半頃、一丁目南側より出火、隼町焼る。

明治五壬申正月十日曉寅上刻、平河町三丁目貝坂上より出火、平河町一・二・三とも焼る、但し南側計、達磨門通り少し焼る、平河社焼る。

明治六癸酉十二月十六日、元園町出火、但し西側計り。家根堂牛二郎。

明治八乙亥正月十一日、紀尾井町三番地内焼る。機屋。

明治十一年十二月廿三日、麴町七丁目清水學校より、曉六時頃出火、西の方田崎屋善次郎方まで焼る、砂

場蕎麥店は其節焼けて、又普請しぬ、學校も其後廢校になりぬ、校の小遣一人焼死せり。學校火事。

同十三年、元園町一丁目岩下長十郎廢燒る。

同年六月八日午後六時頃、平町三丁目七番地湯屋湯の渡世倉卷又助より出火、西北風強く二口に火の手別

れ、其一是同町三丁目一番地より十八番地より十番地六十一戸。四丁目二番地より三十

六丁目二番地より二十四番地より三十二戸。五丁目番地迄十二月。六丁目番地迄五十戸。其二是山元町二丁目六番地より廿二番地迄九十七戸。平河町二丁目一番地より八十七戸。八番地より十一番地迄六戸。天満宮

本社家根焼る、都合八箇所、戸數三百六十二戸、鎮火は八時三十分也。湯火事。

同二十二年四月十三日夜七時、三丁目一番地靴屋より出火、寄席萬芳砂場と云ふ蕎麥店を燒き、二丁目七番地より五番地迄延燒す、其時より道路の幅廣がる。

奇事

享保六年七月廿一日、麴町八丁目大工某の妻四十四歳、食時卒に目痛み舍利を出す、鶏鳴に及んで又一顆

を出す、翌年又一顆を出す、人皆往て是を拜す。

徂徠先生此事を譏る舍利記一篇あり。

天明五年乙巳五年の頃、麴町館屋十兵衛なる者、常に心正直なる者也しが、夕方に或童子の來りて戯れ遊ぶをあわれみ、飴を與ふ、夫より毎日夕方に來る、あ

やしきみて跡を付け行くに、御堀の内に入りぬ。偕は河童なるべしと恐れ思ひけるに、或日來りて一の錢

を與ふ、其後は來らず、錢は表は馬の形あり、裏は十二支、東西南北の文字あり、此錢、番町の能勢又十郎

の家に藏したりと云。一話。

寛永十五年の事に、麴町九丁目の常泉寺へ他所より犬來りて、子を三疋産む、然る中にて一疋の子を母犬

の悪みて、乳を飲すること疎し、故に其犬は瘦て見苦しかりし。或時住持の夢に、母犬來りて告て曰、我

前生遊女の身なりしが、後に男をもちて二人の子をば生めり、然るに又先妻の産みし繼子一人ありしが、因縁のあしく、我身初て、二人の實子も一人の繼子も

打つゝき病死せしが、思ひもよらず犬と生れ、三人

の子も又俱に犬となりて我子となれり。偕又繼子の父は存らへて今世にあり、必ず來りて此犬を乞ふべ

し、速に與へ給へと言ふと聞て、夢は覺たり、翌日果して一人の男來りて、一疋の犬を乞ふて歸ると云ふ。

慶長年中に、日本橋より西南を以て、山王社の産子と定められしと云ふ。

元和元年六月十五日、山王祭禮の出し遼物、始て御城内に入りしと云ふ。

大傳馬町には、此時既に太鼓に鶏の出しありし事、事跡合考にいへり、此頃は一番に南傳馬町の猿、二番

に大傳馬町の鶏を渡しけるが、元和末に台命ありて、鶏を一番に渡す事とはなりぬ、今に猿鶏と云は古語

の残りしなるべし。山王には五彩の鶏を出し、神田には白鶏を出すを以て例とす。

麴町より出せし朝鮮人來聘の學の大象の造りものは、むかしは年々出せしものと云ふ、故に世に名高く

なりし物なり、今は一二三丁目の年番に當らざれば出す事なし。

往古は六月十五日に、神輿龍の口より乗船にて船祭りありしが、元和年御城内へ入る事になりしより止らる。寛永十一年六月十五日より大祭禮となりしとぞ、天和元年より隔年に祭禮を行ふこととなりし。文政十一年に山王付祭二十箇處と定めらる、又天保十三年に三箇處と改らるゝ。

我等まで天下祭や出車

番付を賣も祭のいきほひかな

寛文の江戸名所記に、

ねりものにさわらばひやせ山王の

祭りはひえて山手の宮

東都歳事記に云ふ、元祿の江戸名所ばなしにも、さわらばひやせといふ事も狂歌にのせたり、此頃山王祭の方言にやあるべしといへり。

さはらばひやせといふ事は、坂本山王御祭禮之節、眞

先に白刃をぬき持せてにげ出し、さはらばひやせと高聲に云□□□□、往來をにげ行事のありしと云ふ、故に此狂歌も是より出し歟。

年中行事大成に、日本大祭、京都祇園會、大坂天滿祭、江戸山王祭と云ふ。

山王祭禮の年には、十日より幟提燈を出し、同日山王神領武州多摩郡堀の内より神を引き出しぬ、是は麴町齋の者、途中車に乗せ、山王御用と云ふ札を建て、木遣りで引る例なり。山王の同心も附添、一町毎に家主送りにて山王へ納む、五丁目枳屋にて中食のこと〇十三日を町内廻りとして、出番の笠鉾が組合の町々三四箇町を廻る、是れは其町の齋の者、木遣にて荷ひ、居付地主の前にて手打などありたり〇十四日は麴町揃として、出番の笠鉾六本、早朝より一丁目御堀端へ揃ひ、夫より麴町中ねり歩行、喰違の外紀州公の御館にて御上覽あり。故に十三日より家々幕を張り、屏風毛氈をしき、客を招き、其繁華なる事、實に麴町の大盛事と云ふべし。

祭禮の休年には、十一日より幟提燈を出し、自身番には笠鉾の人形を飾ることなり。

三丁目の猿と山元町の猿田彦は、山田三輪の作也、山王の社にて七五三の祝参りに、木にて小さき猿の手遊を、守として求むる事なりしと云ふ。また坂下南側に手遊屋ありて、はり子の猿を賣りしが、是も今は家とも絶たり。

安政三年二月廿五日より六十日間、平河天神社地に於て、越後菅原村の天滿宮開帳あり、北野と同作といふ。

安政三年六月、山王祭禮の節、附祭御城内へ入れず、山王祭禮の節、日吉山王大権現と云ふ幟を建てる事は、麴町の外は茅場町と芝口一丁目のみ也と云ふ、外の町には竹のみを建ると云ふ。麴町にても拾丁目と隼町山元町には幟なし、二丁目幟は筒井憲齋、五丁目市川米庵、九丁目佐文山、谷町高島文鳳。文政十一年の淨瑠璃番附に、

麴六竹本越多世、同秀女、同與代古野宮、四丁谷竹本榮久。

同八年の淨瑠璃番附に、平河竹本伊之助。

文化七年講師番附に、麴町蘭生。

文化三年の俳優と料理家を相撲に取組し番附の二段目の始に、麴四尾張屋文藏とありて、七百五十兩上上吉、藤川花遊と取組あれば、可也の割屠店と見えたり、今四丁目の北側にある尾張屋は、其家にはあらず。尾張屋文藏は南側にて、手島横町の向なりと云。

横山湖山先生も、安政の頃麴町六丁目南横町に住せり、即詩あり。

麴坊寓居

客。一間吾屋窄、四海吾交博、昨日鎮西書、今朝東奥

善國寺の毘沙門ありし頃は、毎月寅の日は商人出で、

參詣夥敷賑ひし故、牛込へ引き移りて後は、何となく淋しくなりしと、或老人の祖々父の噺也と語られき。毎年五月五日武州府中六社の祭禮には、麴町鳶人足行て蛇丸の大刀を持ち、神輿の先へ、御蛇丸と書し高張挑燈を持出ること例也、社門へ麴町一丁目より平河町山元町隼町の挑燈を一本づつ立ると云。

大晦日の九ツ過より夜明がた迄、麴町番町をはせやはせやと云ふて賣歩行しが、維新後は絶たり、この事は山の手計には限らず、むかしは下町も賣しもの也。

喰達の彦根の中やしきに、加藤清正が建しと云ふ千疊敷きのざしきと、成瀬家の文アリ、原本缺目の長屋も、寛政四年壬子の七月廿一日、麻布笄橋の出火、延焼して焼失せりと云ふ。

井伊家の中屋敷には、座鋪の真中に中柱とて、大きな柱建てありしを、嵐雪此長屋にしる人のありて尋ねしとき、

中ばしら客歎あるしか秋のくれ

此長家も維新の時こわしぬ。

平河天神の社なる拜殿に、高島文鳳先生が十六歳のとき書れし聯一對あり、但し金字也、其詩は菅公の十一歳のときの作なりと云。

月星如晴雪、梅花似照星、可憐轉金鏡、庭上玉房馨。

又雲州不昧公の息女玉央、女子が書れし千里梅と云ふ金字三大字の額如輪木にして高五尺幅七尺の跋文も文鳳先生が書れしなり。

又住吉原本缺の畫れし三十六歌仙の額。

又余が友岡本安兵衛幼名榮二郎、號晴州、が十四歳のとき書し幟も、皆維新の際に失せてしまひしは、誠に遺憾也。

鹽地藏往時は社の南にあり

平河地藏尊と云御影を出しぬ。

元園町一丁目十九番地石屋彌兵衛の家に藏せり。

今は鹽神社といふ、小兒の咳嗽に利益ありと云、

古石燈籠二

一、元祿七甲戌年五月廿五日 施主板倉氏

二、貞享二乙丑歲二月吉辰

奉寄進石燈籠一基

諸願成就所

矢部村稻荷社式目。

緣起云、抑當所矢部稻荷之來由を尋るに、往昔源三位賴政十六代の後胤太田備中守入道道眞、荏原郡の品川の館にありし頃、或夜夢の中に、稻を負ふたる白髮の翁來りて曰、今館の西に當りて回祿の變ある事甚急也、起よくと呼にぞ。道眞枕をあげて、何人なると問ふに、一言のいらへもなく北をさして去りけり。道眞夢さめて大に驚き、人をもて窺しむるに、はや火の光り見えければ、早速ふせがしめ、是敵陣より夜討をかけんとせしもの也。道眞心に思ふやう、今夢の告たりしは將に稻荷なるべしと、闇を見るに、丸げ

たる事玉のごときなるもの有り、是を印として近習に命じて、北の方矢部村の邊を尋させけるに、草に埋れたる一箇の祠ありて、神體に正しく玉の手を離れたる跡ありければ、其由言上す。道眞奇異の思ひをなし、是世のつねの神にあらずと、宮再建して其頃神威盛なりしが、遂に星霜うつりて、今の世に知る人なしといへども、火災除難の神徳上に述る所現然たり、しかあれば信する輩には幸福をあたへ、火難をまぬがらしむる事、疑ひあるべからずと爾云。

元祿三年午二月

宮田 織部

江戸に犬醫師とて二人あり、麴町八丁目の小鳥屋太兵衛と、芝切通しの植木屋五郎兵衛の兩人也、畜犬の病とき招けば、袴羽織にて來る、煉藥を與へしと云ふ。近き頃また天神の裏、中坂下に狎醫ありしが、今は絶たり。

昔は壹丁目毎に自身番有之、火の見櫓、四丁目に一箇處ありて、外町より月番にて番屋へ詰たりとぞ、其

後は一町毎に出来せしかども、其餘風にて近年迄、櫓月番とて諸事を扱ふ事ありしと云ふ。又四丁目櫓下と唱ふるも其故なるべし、むかしは自身番兩横町にありしが、今は北横町の角也。

五丁目の枡屋は山の手專一の吳服屋にて、間口貳十八間半、奥行二十間の大家なりしが、維新後も七間の東店へ移りて住しぬ。

麴町中、土藏造り塗家、蟻殻葺被_三仰付_一のとき、五箇年公役銀御免被_レ成しと云ふ、延享三寅年摘出。

五丁目藥種渡世堤三藏見世藏銅瓦葺は、享保十二末年願濟、此外に三箇處ありしが、今は絶たり。

麴町十三丁目庄左衛門地借長兵衛母さよ、九十二歳、稀なる長壽に付米七俵、文久二年二月町奉行所にて被_レ下候。此時九十已上の者三十三人ありと云ふ。

三丁目文右衛門祖母さだ八十一歳麴町中に八十歳已上の者十二人。爲_二御手當_一鳥目三貫文、同時に被_レ下候事。此時八十歳已上の者七百九十二人ありしと云ふ。

麴町四丁目小切反物類商賣并に家守役致居候森田屋傳藏方同居義兵衛と云へる者、九十一歳に相成候に付、弘化元年八月、御上より御米七俵頂戴被_三仰付_一候事。

寛正日記に、寛永十八年六月十四日條に、八ッ過、永田町へ御馬召に被_レ爲_レ成候、雨ふる也とあれば、今永田馬場と云は、昔公の馬場ありし故也。

江戸麴町に住する高井宣風、伊十郎。和歌を業とす、役行者の贊に、

目に見えぬ鬼もなびきて青柳の
かづらき山やわけ初にけん

實曆名代百三十四人異名、是れは則夢の市郎兵衛が始の男達の人也。

麴町一丁目馬びん四郎兵衛、からくり治兵衛。

享保十四年日記、十一月晦日、麴町の儀、去る末年土藏造塗屋に申付、今度見分相廻り候處、茅葺藁葺杉皮葺等の小屋有_レ之、蟻殻葺根之分過半、下地を塗不_レ申、仕方不届千萬に候、依_レ之地主地借へ過料申付、蟻殻

屋根の分は、來戊三月中迄下地總塗家作に致し、屋根の分は、土留迄に蟻殻置候分は勝手次第、茅葺藁葺小屋杉皮葺の分は取拂はせ、跡普請の儀は土藏造塗屋に致し可_レ申之由、麴町名主共只今迄の申付未熟故、支配町々不埒に付押込申付候、町中不_レ殘御觸あり。

寛文中、日本橋室町一丁目若衆方中村かづま伽羅油店を出す、其少し前、麴町へ谷島主水といへる女形油店を出す、是油店の元祖なるべし。我衣。◎此項前二出テタリ重出。

正月六日の夜は、麴町の髪結職が一同、二丁目に住ひし麴町の名主矢部與兵衛宅へ年頭に參り、酒を呑み無禮講にて盛りしが、嘉永五年正月六日の玉村火事より廢せしと云ふ。

麴町にて牀の舊きは達磨門前の今平河町五丁目源藏店と云ふが、往昔草分の牀と云ふ、往昔此處に大榎ある下に牀出せしと云ふ。此處の稻荷を榎の稻荷と云ふも、此故なり、源藏牀の跡は鍛冶屋となりぬ。

源藏牀にては、近頃迄計_{百年}カラサンを著せりと云ふ。明和元年。

男色の事、菊の園、麴町平河天神前子供直段、晝三切、夜四ツの明迄一切、仕舞一兩一分、外小花一分。

○子供屋、桔梗屋伊兵衛九人、鎌倉屋善吉九人、播磨屋利兵衛六人。
忠孝

麴町十三丁目宗七店前裁賣清次郎、兩親へ孝養を盡し、御褒美として銀五枚被_レ下候。享和二戊年九月。

同六丁目久兵衛店日雇稼岩次郎、母へ孝心を盡し、御褒美として鳥目七貫文も被_レ下。安政五年八月。

同八丁目又兵衛店盲人鶴壽一同断に付、鳥目七貫文被_レ下。同十月。

同七丁目家持吳服渡世八兵衛召仕啓次郎事、福兵衛主人へ忠節を盡し、御褒美として鳥目七貫文被_レ下。同年十月。

名主矢部與兵衛手代小笠原佐一郎、主人へ忠勤に付、御褒美被_レ下。天保十五年十月十一日。

同八丁目平吉店義兵衛梓作次郎廿二歳煮豆渡世、親に孝行に付、鳥目十貫文被下候。嘉永六年三月五日
弘化元辰年正月、名主矢部與兵衛、親孝行并に萬事行跡宜に付、御褒美頂戴。

同年八月、麴町四丁目小切商森田屋傳藏厄介の者義兵衛、九十一歳に相成候に付、米七俵頂戴。

天保十四年七月六日、麴町六丁目惣藏借地六右衛門召仕辰藏、銀七枚、主人へ忠義を盡し、孝心の志深く、依て奇特に付被下候。南奉行。

天保十二年六月二十四日、麴町二丁目伊助店菊藏梓金太郎事金彌、困究中聊も辛苦を不厭、孝心實意を盡し候段、盲目にて奇特、銀五枚。

麴町市人の娘詩歌、一話。

すみだ川花みし時になん

福一丸舟回棹去、飄風嬌態亂紛々、此中好景君

知否、幾時梅花如白雲。

白雲か雪かたとどる隅田川の霞を包む花のいろ香に

江戸六組飛脚問屋山の手組、麴町の分、六組と云ふは、日本橋・京橋・芝口・大芝・神田・山の手。

麴町九 遠州屋忠兵衛 龍眼寺門前 尾張屋源七

同 一丁 信濃屋大吉 八丁 島屋定右衛門

同 遠州屋喜介 谷町四丁目 堺屋善四郎

一丁目 福澤三右衛門、御弓師。尾州。

二丁目 桐屋丹後。御樂器道具師、御琴三味線師。

三丁目 伊勢屋佐兵衛、下り雪駄

伊豆藏、昔吳服屋にて「ハイ」と呼びて巨大の家な

鈴木兵庫 藤原吉國、菓子屋は、慶應の始めに廢絶したり、

今龜屋と云ふ西洋小間物屋の土藏見世其跡也、號

を菊一と云ふ。

菊一といふ小間物屋は、明治十五六年に廢絶し、今

は千足といふ酒屋が則其跡なり。

於鐵牡丹餅は、廿二年十二月廢絶なしぬ。

三丁目横町の道幅の廣がりしは、二十二年四月十二日出火後也。

二十三年十二月、同處へ年市立事、賑にならず。

伊勢屋卯兵衛、絲問屋。

越前屋幸助、大横町。足袋股引。

元書堂松英子は筆墨硯問屋。

齋藤伊兵衛。御矢師。伊勢屋喜兵衛。瀬戸物問屋。

四丁目

三階松膏藥屋。維新の前廿年前に滅せり。

豊島屋忠兵衛、鏗節結納物。

小西六兵衛、和唐藥種問屋。

攝津國屋惣八、中書筆墨硯問屋。

五丁目

玉井香太郎。大横町西角の土藏造の香具屋にて、江戸にて名高かりしが明治六年退居し、又明治十一年尾張屋増二郎西洋

二本加賀。枳屋の西隣土藏作りの菓子屋にて、三丁目菊一と比肩の家也しが、維新の後家絶たり、今字の丸の鹽物

見世となりぬ。

井口喜兵衛、柄絲下緒絲組物師并吳服物、

枳屋九右衛門。縁綿問屋。吳服太物類

葛西屋清兵衛、足袋股引所。尾州御用。

萬屋金右衛門。大横町。紀州。雛人形細工御茶湯道具。

六丁目

和泉屋忠右衛門、紙問屋。

甲州屋甚五左衛門、地張御煙管所。

七丁目

加太八兵衛、吳服反物。伊勢屋と稱し巨大の吳服屋なりし轉りしと云ふ、今に七丁目には藏番のもの住せり。

久米屋與兵衛、買物案内、文政壬午。銘茶問屋。

龜澤丹波掾、藤原豐福。菓子司。尾州御用。

釜屋傳右衛門。本家江州伊吹山元祖。陳製艾。

八丁目

石村近江大掾藤原正重。御樂器道具師、御琴三味線師、尾州御用。

拾丁目

絲問屋朝鮮屋勘兵衛。

平河町一丁目

鈴木重兵衛。藥種屋渡世にて、御勘定御用達にて、巨大の家也。しが、是れも家絶たり。平河社の表門より南へ二軒目也。

加賀屋七兵衛、本紫染所、上更紗。

二丁目

山上重兵衛。分銅伊勢屋と云ふ、實渡世にて大家也。御勘定所の御用をなして盛りしが、嘉永の始め頃にや家絶せしが、また絶たり。

角九屋甚助。衆星。唐本石刻、和漢法帖、和本佛書。

吉田新兵衛、蠟燭。寶曆三年より新橋山下開店、此處出店。

名歌山義政。青店に菓子所、將基落鴈。

三丁目

近江屋忠兵衛、買案。塗物問屋。

山元町

近江大掾。江戸名所せんべい、雪輪の中、江戸砂子の名所を賣きたり。今は四丁目にてパン屋をなせり。

松尾治助。五丁目大横。足袋股引所。

近江屋伊勢。江戸砂子、名所煎餅。

卅一年、麴町區、待合十三、貸席三、料理店十五、銘酒屋一、喫茶店五、飲食店四十四、藝妓廿六。

麴街略誌稿終

伊藤千可良
齋藤松太郎校
井上直弘

大正五年七月二十日印刷
大正五年七月廿五日發行

(鼠璞十種第二)
非賣品

編輯兼
發行者
早川純三郎
東京市京橋區新榮町五丁目三番地
國書刊行會代表者

印刷者
高橋赤次郎
東京市京橋區新榮町四丁目三番地

印刷所
國書刊行會第一工場
東京市京橋區新榮町五丁目三番地

發行所
國書刊行會

(製複許不)

ITW-53

終

